

大学機関別認証評価

自己評価書



平成21年6月

島根大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	8
	基準3 教員及び教育支援者	17
	基準4 学生の受入	28
	基準5 教育内容及び方法	35
	基準6 教育の成果	64
	基準7 学生支援等	71
	基準8 施設・設備	79
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	85
	基準10 財務	92
	基準11 管理運営	98

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 島根大学
- (2) 所在地 本部（松江キャンパス）島根県松江市
（出雲キャンパス）島根県出雲市
- (3) 学部等の構成
 - 学 部：法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部
 - 研究科：人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、生物資源科学研究科、法務研究科
 - 関連施設：附属図書館、保健管理センター、教育開発センター、入試センター、キャリアセンター、国際交流センター、生涯学習教育研究センター、総合情報処理センター、汽水域研究センター、産学連携センター、総合科学研究支援センター、外国语教育センター、島根大学・寧夏大学国際共同研究所、ミュージアム、プロジェクト研究推進機構、工作センター
- (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）
 - 学生数：学部5,381人、大学院791人
 - 専任教員数：561人
 - 助手数：0人

2 特徴

本学は、平成15年10月、旧島根大学と旧島根医科大学の統合により新生島根大学として誕生した。旧島根大学には、汽水域、中山間地域、古代文化等、地域の特色を活かした教育と研究の蓄積があり、旧島根医科大学には、がん等の難病医療や高齢者医療を推進するなど地域の医療課題に積極的に取り組んできた歴史がある。

統合・国立大学法人化後は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進することを目標に掲げ、本学の目指すべき方向を広く内外に示している。

(1) 教育に関する特徴

本学は、学士課程、大学院課程及び専門職学位課程において21世紀の教育改革を担う学校教員、夢と使命感を持ち地域医療に貢献する医療人、専門的基礎学力と総合的視野を持ち、国際的に通用する技術者、地域社会に根

ざし国際的な視野と行動力を有する新しい法曹の養成等を重点的に推進している。また、学生が主体的な学びを通じて幅広い知識、広い視野、総合的な判断力を身につけ、人と自然への理解を深めるとともに豊かな世界観を育むことを目的として、①大学で学ぶ力を身につける「初年次教育プログラム」②島根の人と自然に学び主体性を育む「フィールド学習教育プログラム」③環境マインドを育てる「環境教育プログラム」④全学体制により教育力を向上させる「FDプログラム」⑤大学の正課以外を含めた活動を学生支援の中に位置付ける「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」等の特色あるプログラムを展開している。

(2) 研究に関する特徴

本学は、統合前の両大学の実績を踏まえ、医と理工、農、社会科学など融合分野の研究を重点的に推進し、地域に貢献できる新発想に基づく新領域の研究の推進に力を入れている。産業基盤が脆弱な地域に立地しているため地域産業の振興・育成を重点政策としてきた自治体等と協力し、安価で簡易な先端技術を企業へ導入可能にする島根型のナノテクノロジーの開発、自然と人間が共生する循環型社会の構築のための環境技術の開発、地域產品を活用した健康食品等の開発を中心とした産学連携による基礎研究を推進している。

(3) 地域貢献に関する特徴

本学は、松江市と出雲市に位置する両キャンパスを本拠とし多様な分野の教員を配置している。高等教育機関が極度に少ない島根県にとって貴重な知の拠点となり、司法・行政・教育界・産業界へ知財を提供することによる貢献度は大きい。このことを自覚しつつ地域のさまざまな知的要求に応える体制づくりを推進するとともに、実践を通じて地域再生に向け活躍する人材を育成する取り組みに力点を置いている。

(4) 国際交流に関する特徴

本学は、過疎・高齢化の先進地域が抱える社会、経済、自然、文化にわたるさまざまな課題に取り組んできた。この研究実績を生かして世界的視野に立ち、アジア諸国を中心に平和な国際社会の発展と社会の進歩のために貢献する人材を育成し、特色ある地域課題に立脚した国際水準の研究を展開し、その成果を世界に発信することを目標に掲げ、学術・文化・人材の交流を推進している。

II 目的

本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため、平成18年4月に「島根大学憲章」を制定した。

【島根大学憲章】

島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与する。

4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は、地域における国際的な拠点大学として、アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け、価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって、国際社会の平和と発展に貢献する。

5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

【学部の目的】

(学部の理念・目標等、教育の目的の詳細は、別添資料1-1-1-1、1-1-1-2を参照。)

法文学部

高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに、基礎的専門知識を有し、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材、地域社会の中核を担う人材を育成することを目的とする。

教育学部

幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践力を有する教師の育成を目的とする。

医学部

国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

総合理工学部

理工学・工学の分野間の連携を図って理工融合型の教育・研究を推進し、総合的視野をもった活力ある人材の育成を目指すとともに、新たな科学技術の開拓を通して、社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

生物資源科学部

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養すると共に、自ら主体的に学び、問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

【大学院の目的】

(研究科の理念・目標等、教育研究の目的の詳細は、別添資料1-1-2-1、1-1-2-2を参照。)

人文社会科学研究科

広い視野と深く精緻な学識を培い、人文社会科学分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

教育学研究科

専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。

医学系研究科

医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。大学院教育を通して、自立して研究活動を行うのに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えた研究者の育成を図るとともに、医療や看護に求められる高度な専門知識、技術ならびに研究能力と優れた人間性を兼ね備えた専門職業人の育成を目指す。

総合理工学研究科

次の各号に掲げる課程において、高度の専門的知識と総合的視野を持った高度技術者・研究者の育成を目的とする。

博士前期課程では、専攻する分野の体系的知識・技術や研究方法を修得し、応用力、課題探求能力とともに関連する分野の基礎的素養を持った人材を育成する。

博士後期課程では、専攻する分野の高度な知識・技術をさらに深め、これを活用する能力、独立して高度な技術開発や研究を遂行できる基礎的能力とともに、幅広い視野と後進を指導・助言できる基礎的能力を持った人材を育成する。

生物資源科学研究科

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、専門分野に関する高度の専門知識と応用能力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を担う人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

法務研究科

地域に深く根ざし国際性を備えた高度専門職業人である法曹に必要な学識及び能力を培うこととする。

III 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1-①： 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学は、島根大学憲章を制定し、本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材等を掲げている（資料 1-1-1-A）。大学の目的は、学則第 1 条に定め（資料 1-1-1-B），各学部は、教育の理念目標等を掲げ、人材の養成に関する目的その他、教育上の目的をそれぞれの学部規則において定めている（別添資料 1-1-1-1～1-1-1-2）。

島根大学憲章に掲げた使命「自然と共生する豊かな社会の発展」の推進のため、島根大学環境方針（資料 1-1-1-C）に基づき、平成 20 年 3 月には附属病院を含め、国公私立大学を通じて全国初の全学での環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001 準拠）の認証を取得している。

なお、島根大学憲章に掲げる使命をより高い水準で具体的に示した島根大学憲章を推進するためのアクションプランを策定している（資料 1-1-1-D）。

資料 1-1-1-A 大学の使命、人材の養成

島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につける人材の養成を行う。島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。 —「以下省略」—

（出典：島根大学憲章）

資料 1-1-1-B 大学の目的

第 1 条 島根大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（出典：島根大学学則）

資料 1-1-1-C 島根大学環境方針

島根大学憲章に基づき、キャンパス内の全ての教職員および学生等の協働のもと、自然と共生する持続可能な社会の発展をめざして、以下の活動を積極的に推進します。

- 1 環境改善に資する豊かな人間性、能力を身につけ、世界的視野を持って、自ら主体的に学び行動する人材の育成に努めます。
- 2 研究成果の普及、医療サービス管理の実施により、市民とも協働して地域環境および地球環境の改善に努めます。
- 3 環境と調和する施設整備を進めるとともに、教職員および学生等全体で、知と文化の拠点にふさわしい快適な学内環境に努めます。
- 4 省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化、グリーン購入および化学物質の適正管理などにより、汚染の予防と継続的な環境改善を行い、環境に配慮したより良い教育、研究、医療サービスに努めます。
- 5 本学に適用される環境関連の法令および本学が決めた事項を守ります。
- 6 本学の環境関連情報は、本学ホームページなどを通じて積極的に公表します。

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料 1-1-1-D 島根大学憲章を推進するためのアクションプラン「抜粋」

豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成のアクションプランの個所

- ①教育の質保証システムの構築 ②英語教育の高度化の推進 ③教養教育の充実 ④社会人としての基礎的力量の養成
 - ⑤大学院の充実 ⑥官公庁・優良企業への就職支援 ⑦地域に貢献する人材の輩出 ⑧学生に対する支援 ⑨F D活動の実質化
 - ⑩課外活動の育成による豊かな人格形成 ⑪山陰・中国地区の大学間連携の強化 ⑫入学者受入方策の改善と入試広報の強化
- 詳細は、島根大学憲章を推進するためのアクションプランのページを参照。

<http://www.shimane-u.ac.jp/images/stories/pdf/daigakushoukai/actionplan.pdf>

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料 1-1-1-1 各学部の理念、目標等

別添資料 1-1-1-2 各学部規則抜粋（教育上の目的）

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は学則に、また、学則を踏まえて各学部の教育上の目的はそれぞれの学部規則に明記している。学則に定める目的は、学校教育法第 83 条に規定する大学一般に求められる目的と合致しており、各学部の目的も同法第 83 条に規定する目的の趣旨に沿っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 1－1－②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は大学院規則第 1 条に定めている（資料 1-1-2-A）。各研究科は、この大学院の目的に則り、それぞれに理念、目標等を掲げ、人材の養成に関する目的その他、教育研究上の目的をそれぞれの研究科規則に定めている（別添資料 1-1-2-1～1-1-2-2）。

資料 1-1-2-A 大学院の目的

第1条 島根大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（出典：島根大学大学院学則）

別添資料 1-1-2-1 各研究科の理念、目標等

別添資料 1-1-2-2 各研究科規則抜粋（教育研究上の目的）

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的は大学院学則に、各研究科の教育研究上の目的はそれぞれの研究科規則に定めている。大学院学則に定める目的は、学校教育法第 99 条に規定する大学院一般に求められる目的と合致しており、各研究科の目的も同法第 99 条に規定する目的の趣旨に沿っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

島根大学憲章及び各学部・各研究科規則は本学ホームページに掲載し、学内外から大学の目的の閲覧を可能にしている（資料 1-2-1-A）ほか、広報誌等を通じて目的、目標を社会に公表している（別添資料 1-2-1-1～1-2-1-2）。

島根大学憲章については、制定の趣旨、大学の使命及び目標を学長メッセージとして教職員や社会に発信し（別添資料 1-2-1-3～1-2-1-4）、また、新規採用の教職員には新任研修会のなかで学長が周知している。

学生には、規則を掲載した「履修の手引」を配付し、入学時のオリエンテーションを通じて大学、学部等の教育研究上の目的を周知している。

なお、本学の全学生、全教職員が憲章の精神を等しく共有し、その実現を目指すため憲章の理念をより簡潔に示す島根大学のキャッチフレーズとして、「人とともに、地域とともに、島根大学」を定めている。

入試情報を求める者に対する情報の提供手段として、高校生・受験生、高等学校向けに作成した大学案内を毎年実施するオープンキャンパス、進学説明会等において配付するなどして周知する機会を設けて社会への公表を適切に行ってている。

これらの情報は、本学ホームページの入試情報サイトからも閲覧が可能であり、こちらへのアクセス件数は、過去 3 年間の年平均で 173,000 件に達しており、非常に有効な広報手段として定着している。

資料 1-2-1-A 島根大学の目的、目標とその周知、公表状況

島根大学規則集 http://www.shimane-u.ac.jp/kisoku/index.php?option=com_frontpage&Itemid=1

島根大学憲章のページ <http://www.shimane-u.ac.jp/images/stories/pdf/daigakushoukai/daigakukensho.pdf>

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料 1-2-1-1 島根大学概要

別添資料 1-2-1-2 島根大学案内

別添資料1-2-1-3 島根大学ニュースレター（第14号） 学長メッセージ「島根大学憲章をかかげて」

別添資料1-2-1-4 島根大学ニュースレター（第15号） 卷頭「島根大学憲章碑を建立」

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的、目標は、本学のホームページ及び大学概要、大学案内などの広報誌への掲載によって教職員・学生に周知し、また、社会に広く公表している。以上のことから、本観点を満たしている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材等の目標を掲げた島根大学憲章を制定し、その実現を目指すため憲章の理念をより簡潔に示す島根大学のキャッチフレーズとして、「人とともに、地域とともに、島根大学」を定め、島根大学憲章の優先課題をアクションプランにして具体的な実施方針として示し、本学の全学生、全教職員が憲章の精神を等しく共有する取り組みを行っている。
- 良好的な大学環境を創造するとともに次世代の環境を担う優れた人材の育成等を基本理念に環境方針を定め、附属病院を含む全学での環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001 準拠）の認証を取得して教育研究の主目的としてさらに高い水準を目指している。

【改善を要する点】

- 島根大学憲章の具体化のために、アクションプランでの優先課題と憲章全体の理念を整合的に結合していくことにつき、さらに改善を加える必要がある。

（3）基準1の自己評価の概要

本学は、平成15年10月の旧島根大学と旧島根医科大学との統合と国立大学法人化という制度改革を経て、平成16年4月、国立大学法人島根大学として発足し、地域社会に根ざした個性輝く大学としての発展に取り組んできている。

平成18年4月には、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」として本学の目指す方向を示す島根大学憲章を制定し、広く学内外に示している。

また、大学憲章に掲げる自然と共生する豊かな社会の発展の推進のため島根大学環境方針の下、平成20年3月に、附属病院を含め、国公私立大学を通じて全国初の全学での環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001 準拠）の認証を取得している。

本学学則及び大学院学則には、学校教育法（第83条及び第99条）の趣旨に沿って大学・大学院の目的を掲げており、各学部・研究科の目標は、大学全体の目的を踏まえて定めている。

ホームページ（ウェブサイト）の活用を図り、あるいは広報誌の配付によって本学の教育研究上の目的、目標を積極的に公表する機会を設けている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2－1－①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部及び生物資源科学部の5学部15学科1課程で学士課程を構成し、総合大学として人文・社会科学分野、自然科学分野、工学分野、医療学分野を網羅している（資料2-1-1-A）。

また、本学は、これまで学部・学科の改組を重ね、地域の知の拠点として時代の変化とともに変わった社会からの要請に応えてきている（別添資料2-1-1-1）。

資料2-1-1-A 学部・学科（課程）の構成

学 部	学 科（課程）
法文学部	法経学科、社会文化学科、言語文化学科
教育学部	学校教育課程
医学部	医学科、看護学科
総合理工学部	物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科、電子制御システム工学科、材料プロセス工学科
生物資源科学部	生物科学科、生態環境科学科、生命工学科、農業生産学科、地域開発科学科

（出典：島根大学概要）

別添資料2-1-1-1 組織の設置・改廃（例示）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、社会のニーズに柔軟に対応できるよう学部・学科の拡充に努めるとともに、その改組を積極的に行ってきた。

各学部の教育研究の目的には、時代の要請を踏まえ各学部の理念に基づいた人材の養成を掲げており、本学の学部及び学科（課程）の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成するうえで総合大学として適切である。

観点2－1－②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学教育に関する企画・立案を統括し、適正に実施運営するため教育・学生担当副学長を責任者（センター長）とする教育開発センターを設置し（平成16年），各学部代表教員及び外国語教育センター長を委員に含めた全学体制の教育開発センター運営委員会で基本方針の策定及び事業計画について審議している（別添資料2-1-2-1）。同センターには、企画部門、実施部門及び評価部門を置き、各部門の調整を図る運営会議と連携し、教養教育から専門教育にわたる効率的・実効的な教育体制の構築に取り組んでいる（別添資料2-1-2-2）。

本学は、学部及び外国語教育センター、教育開発センター等に所属する教員が教養教育を担当する全学（出動）実施体制の下、教養科目を開講している（別添資料2-1-2-3）。

なお、教育開発センターは、教養教育の成果・効果の検証を行い、初年次教育、キャリア教育、情報教育、地域関連教育及び環境教育等をテーマとする各種全学教育プログラムを推進する役割、機能をも担っている（別添資料2-1-2-4）。

別添資料2-1-2-1 全学教育の審議体制（教育開発センター運営委員会）

別添資料2-1-2-2 全学教育の推進体制

別添資料2-1-2-3 教養教育の実施体制

別添資料2-1-2-4 学士課程教育キャリアマップ

【分析結果とその根拠理由】

教育開発センター運営委員会は、大学教育の基本方針を策定する全学体制の下、全学で実施している教養教育の成果・効果の検証を実施し、その検証結果を基に多様な教育プログラムを新規に開発している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点2－1－③：研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院課程は、人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、生物資源科学研究科及び法務研究科の6研究科 18 専攻で構成しており（資料2-1-3-A），幅広い学問分野において高度に専門化した諸分野の研究と専門性を身につけた人材の養成を行っている。

人文社会科学研究科は、現代社会が担う専門分野の高度な理論的・実践的能力をもち、現代社会及び地域が抱える諸問題を分析し、解決策を提起できる人材育成を目指した2専攻に改組した。

教育学研究科は、新たな時代の学校改革を担う人材養成に向けた高度な教員養成教育の実現を目指し、既存の教育組織を抜本的に見直した。

医学系研究科は、がん医療に関わる人材養成・研究推進を図る改組に、総合理工学研究科は、理工融合を基に理工・医連携による研究・プロジェクトの実施や留学生特別コースの設置による国際的な高度専門職業人の養成教育の実施に、生物資源科学研究科は、理系・文系融合による地域産業人育成コースを設置するなど、高度な専門的研究を基に、地域・社会の要請に応える高度な専門的教育とこれに対応する組織の整備に取り組んでいる。

また、現代社会、とりわけ地域社会が求める高度専門職業人である法曹養成教育のため、専門職学位課程（法務研究科）を平成16年度に設置した（別添資料2-1-3-1）。

これらの近時の一連の研究科改組及び設置によって、大学院課程及び専門職学位課程は、専門的な学問分野での教育研究目的を達成することができている。

資料2-1-3-A 研究科・専攻の構成

研究科	専攻
人文社会科学研究科（修士課程）	法経専攻、言語・社会文化専攻
教育学研究科（修士課程）	教育実践開発専攻、教育内容開発専攻
医学系研究科（修士課程）	医科学専攻、看護学専攻
医学系研究科（博士課程）	医科学専攻
総合理工学研究科（博士前期課程）	物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻、材料プロセス工学専攻
総合理工学研究科（博士後期課程）	マテリアル創成工学専攻、電子機能システム工学専攻
生物資源科学研究科（修士課程）	生物生命科学専攻、農林生産科学専攻、環境資源科学専攻
法務研究科（専門職学位課程）	法曹養成専攻

(出典：島根大学概要)

別添資料2-1-3-1 研究科の組織再編・改組等の状況

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、それぞれの専門分野に関する高度な知識を有する人材の育成を実施する課程で構成しており、また、国立大学法人化（平成16年度）以降においても組織改編によって教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応している。

本学の研究科及びその専攻の構成は、大学院課程及び専門職学位課程における教育研究の目的を達成する上で適切である。以上のことから、本観点を満たしている。

観点2-1-④：別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点2-1-⑤：大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、学部の教育研究目的と一体をなす必須の附属施設を2施設、すなわち、医学部に附属の教育研究施設としての医学部附属病院、教育学部に附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園を置き、幼小中一貫教育を実施し

ている。(資料2-1-5-A)。

また、全学的な教育研究を推進する学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、学部附属の教育研究施設及び機動的な組織としてプロジェクト研究推進機構を置き(資料2-1-5-B～2-1-5-C)、それぞれが教育あるいは研究の目的をもって組織を運営している(別添資料2-1-5-1)。

その他、国立大学法人化に伴って自主性・自立性を重視する大学運営に対応した機動的・効果的な業務を継続して遂行するため中期目標・中期計画に掲げるセンター構想に沿って副学長を責任者とする組織を整備し、学長裁量ポストとして専任教員を任期制により採用し、配置している(資料2-1-5-D～2-1-5-E)。

資料2-1-5-A 附属学校園、附属病院

附属学校園の目標等のページ	http://fuzoku.shimane-u.ac.jp/
附属病院の理念・目標等のページ	http://www.med.shimane-u.ac.jp/hospital/rinen.htm

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料2-1-5-B 教育研究に係る附属施設

施設区分	施設等名称
学部附属の教育研究施設	法文学部 山陰研究センター 教育学部 教育支援センター 教師教育研究センター FD戦略センター 医学部 教育企画開発室 生物資源科学部 生物資源教育研究センター
学内共同教育研究施設	生涯学習教育研究センター 総合情報処理センター 汽水域研究センター 産学連携センター 総合科学研究支援センター 外国語教育センター 島根大学・寧夏大学国際共同研究所 ミュージアム
学内共同利用施設	工作センター
機構	プロジェクト研究推進機構

(出典：島根大学管理学則)

資料2-1-5-C 教育研究施設の目的・活動(学内共同教育研究施設を例示)

施設名	施設の目的・活動
生涯学習教育研究センター	(目的) 生涯学習に関する教育及び研究を行うとともに、本学における教育研究の成果を広く社会に開放し、よりよい生涯学習社会の実現に資する。 (主な教育活動) ・公開講座・公開授業の全学的統合運用、社会人受講者の学習活動支援及び松江市民大学との連携講座の実施 ・生涯学習の推進に係る市町村教育委員会職員・施設職員等の社会教育指導者の養成研修の実施 ・団塊世代層に対する講座カリキュラムの研究・開発
総合情報処理センター	(目的) 情報処理システムを整備運用し、学内外の情報ネットワークとの連携を図り、本学における教育、研究その他の情報処理のための利用に供するとともに、学術情報システム等の開発を行い、あわせて人材の育成を支援し、本学における情報処理の進展に資する。 (主な教育活動) ・全学の教育・研究推進のための情報基盤の整備・運用 ・情報に関する現代的な課題を扱う「総合科目」の開設 ・実社会と結びついた研究教育実践の場としての実務的システム開発ラボラトリーの設置

汽水域研究センター	<p>(目的) 汽水域の自然・人文・社会環境の研究等、汽水域に関する総合的、かつ、学際的な研究を推進し、本学の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資する。</p> <p>(主な教育研究活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学重点研究プロジェクトへ汽水域環境再生グループとして参加 ・汽水域研究発表会の開催と専門誌「ラグナ」の編集・発行 ・公開授業「汽水域の科学」の実施
産学連携センター	<p>(目的) 本学と企業、地方公共団体等外部の機関との研究や知的財産などの活用面における連携を推進し、本学の教育研究の進展に資するとともに地域社会における産業技術の振興及び発展に寄与する。</p> <p>(主な教育研究活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合理工学研究科・生物資源科学研究科講義において「研究開発マネージメント(MOT)基礎概論」及び主に社会人を対象に「MOTセミナー」を実施 ・高校生を対象に高大連携事業として医学部・附属病院を中心に「産学連携による実用化体験」を実施 ・教員・学生を対象に「知的財産セミナー」を開催
総合科学研究支援センター	<p>(目的) 生命、環境、物質・材料創成及びその融合領域に関する総合的な科学研究の深化を図るとともに、各学部等における研究を支援する。</p> <p>(主な教育研究活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4専門分野毎に独自及び共同研究セミナー・技術指導セミナーの定期的実施 ・研究機器の集中整備・中央管理化・共同利用の促進・学外共同利用施設の利用促進の実施 ・学内外共同研究の実施ならびに推進
外国語教育センター	<p>(目的) 外国語教育の知的拠点として、言語的コミュニケーション能力を培う教育を行うことのほか、外国語教育を通じて総合的な知性・教養・人格を形成し、異文化理解と共生文化の創造に資する教育を行う。</p> <p>(主な教育活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生ニーズ・社会的ニーズに即した外国語教育プログラムを企画・実施 ・「外国語教育センター・ワークステーション」を設け、日常的に学生を支援 ・外国人留学生及び日本人派遣留学生のためのサポートプログラムを企画・実施
島根大学・寧夏大学国際共同研究所	<p>(目的) 都市と農村との地域間格差問題、中山間地域（条件不利地域）の活性化、開発と環境問題などを主要なテーマとして両大学において共同研究を行い、研究成果をアジアをはじめとする世界に発信するとともに、人材の育成・交流の積極的な展開、国内外の研究者に開かれた中国・西部地域研究の拠点づくりを進める。</p> <p>(主な研究活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の継続実施と成果を発信する日中国際学術セミナーの開催及び出版活動の実施 ・若手研究者の派遣・招聘及び調査・セミナー参加による育成・交流の実施 ・本研究所を拠点とする中国西北部の大学・研究機関による学術ネットワーク形成を目指す活動展開
ミュージアム	<p>(目的) 本学における標本資料類などを大学所有の有形知的財産として位置づけ、それらを収集、整理・保管及び調査研究をしたうえで、展示公開などによる教育、普及啓発、情報発信の促進及び地域貢献などを行う。</p> <p>(主な教育活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館関連教育・公開講座などの実施 ・標本資料類などの収集・整理・保管・調査研究・展示・普及啓発・情報発信 ・島根大学構内遺跡・島根大学出雲キャンパス構内遺跡の調査研究・報告書刊行

(出典：総務部資料)

資料2-1-5-D 新設センターの設置状況

名 称	セン ター 長	設 置 の 目 的
教育開発センター	教育・学生担当副学長	教育全般に関する研究・開発及び企画並びに評価等を行う
入試センター	教育・学生担当副学長	入学者選抜方法等の改善を図る
キャリアセンター	学生支援担当副学長	学生の職業・進路選択及び就職活動を円滑に推進する
国際交流センター	学術・国際担当副学長	国際化及び国際交流の推進並びに外国人留学生等への積極的な支援等を行う

(出典：島根大学管理学則、各センター規則)

資料2-1-5-E 新設センターの概要

教育開発センター概要のページ	http://cerd.shimane-u.ac.jp/outline.html
入試センター概要のページ	http://nyucen.shimane-u.ac.jp/c-goannai/kinou.html
キャリアセンター概要のページ	http://career.shimane-u.ac.jp/career-c.html
国際交流センター概要のページ	http://kokusai.shimane-u.ac.jp/pdf/gaiyojapanese21.pdf

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料2-1-5-1 教育研究施設の目的・活動（学部附属の教育研究施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、機構）

【分析結果とその根拠理由】

本学の学内共同教育研究施設は、それぞれ独自の教育研究活動目的を明確に定め、かつ、その目的に応じて従来の学部・研究科の枠を越えて全学的な教育研究を推進するうえで重要な役割を果たしている。また、学部附属施設はそれぞれの学部の研究教育に必須の役割を担っており、これらの学内共同・附属施設等は、本学が定める教育研究の目的を達成する上で不可欠のものとなり、また、適切に機能している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は、管理学則に基づき、学部及び法務研究科に教授会を置き（資料2-2-1-A）、各学部等の教授会規則で、教育研究に関する重要事項について審議することを定め、定例開催し審議している（資料2-2-1-B）。

また、研究科においても教育研究に関する重要事項について研究科委員会で審議することを各研究科委員会規則で定め、定例開催し審議している（資料2-2-1-C）。

教授会・研究科委員会は、原則として月1回以上開催し、審議内容を記録した議事録等は、各学部等の事務部に30年間保管し、必要に応じて閲覧が可能となっている。

資料2-2-1-A 教授会・研究科委員会

(教授会等)

第40条 本学の各学部及び法務研究科（以下「学部等」という。）における教育研究に関する重要事項を審議する組織として、教授会を置く。

(研究科委員会)

第50条 研究科（法務研究科を除く。）に、教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

(出典：島根大学管理学則)

資料2-2-1-B 各学部及び法務研究科の教授会の審議事項

学部等名	審議事項
法文学部	1. 諸規則の制定及び改廃に関する事項 2. 教員の任免その他人事に関する事項 3. 予算に関する事項 4. 教育課程に関する事項 5. 授業及び試験等学業に関する事項 6. 学生の身分及び厚生補導に関する事項 7. その他学部の教育、研究及び運営に関する事項

教育学部	1. 学部長候補者、附属施設長候補者及び附属学校（園）長候補者の選考に関する事項 2. 教員の任免その他人事に関する事項 3. 評議員、学生委員長その他学内及び学部内各種委員会委員等の選出に関する事項 4. 島根大学名誉教授候補者の推薦に関する事項 5. 課程及び講座の編成並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項 6. 学生の入学、卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 7. 教育課程の編成に関する事項 8. 学生の処分（懲戒）に関する事項 9. 学生団体及び学生生活に関する事項 10. 諸規則の制定、改廃に関する事項 11. 学部予算に関する事項 12. その他学部の教育、研究及び運営に関する重要事項
医学部	1. 教育課程の編成に関する事項 2. 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 3. 学部長、医学部附属病院長及び教員の選考に係る発議に関する事項 4. その他学部等の教育又は研究に関する重要事項
総合理工学部	1. 教員の任免その他人事に関する事項 2. 学部諸規則の制定改廃に関する事項 3. 予算に関する事項 4. 入学及び卒業その他学生の身分に関する事項 5. 教育課程に関する事項 6. その他学部の教育、研究及び運営に関する事項
生物資源科学部	1. 教育課程の編成に関する事項 2. 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 3. 学部長候補者の選考に係る発議及び学部長の身分に関する事項 4. 附属生物資源教育研究センター長等の選考に係る発議に関する事項 5. 教員の選考に係る発議に関する事項 6. 学科及び講座の編成並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項 7. 副学部長の選考並びに評議員及び入学試験委員長等の選出に関する事項 8. 島根大学名誉教授候補者の推薦に関する事項 9. 諸規則の制定及び改廃に関する事項 10. 学部財務に関する事項 11. その他学部の教育、研究及び運営に関する重要事項
法務研究科	1. 教員の選考に関する事項 2. 教育課程の編成及び試験に関する事項 3. 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項 4. 学位に関する事項 5. その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項

(出典：各教授会規則)

資料2-2-1-C 各研究科（法務研究科を除く）の研究科委員会の審議事項

研究科名	審議事項
人文社会科学研究科	1. 教員の選考に関する事項 2. 教育課程及び試験に関する事項 3. 学生の身分に関する事項 4. 学位に関する事項 5. その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項
教育学研究科	1. 教員の選考に関する事項 2. 教育課程及び試験に関する事項 3. 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項 4. 学位に関する事項 5. その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項
医学系研究科	1. 教員の選考に関する事項 2. 教育課程及び試験に関する事項 3. 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項 4. 学位に関する事項 5. その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項
総合理工学研究科	1. 教員の選考に関する事項 2. 教育課程及び試験に関する事項 3. 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項 4. 学位に関する事項 5. その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項
生物資源科学研究科	1. 教員の選考に関する事項 2. 教育課程及び試験に関する事項 3. 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項 4. 学位に関する事項 5. その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項

(出典：各研究科委員会規則)

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科を単位とする教育活動に関する重要な審議事項は、学部等教授会・研究科委員会の議を経て決定し、その審議内容を議事録に記録するなど、教育活動に係る重要事項を審議するため必要な措置を講じ、かつ、適正に運営している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点2－2－②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、全学部の代表委員等からなる教育開発センター運営委員会において、全学の教育の質の保証、質の向上に向けた検討を行っている。(別添資料2-2-2-1)。

各学部は、教育課程、教育方法等に関する事項について審議する教務委員会等の名称の委員会を置き、この委員会は、各学部の学科（課程）において選出された代表委員等により構成され、当該事項の実質的な検討をしている（資料2-2-2-A）。なお、これらの委員会は、教授会での当該事項の議題の審議に先行し開催するなど、適宜開催している。(別添資料2-2-2-2)。

各研究科においては、定例開催される研究科委員会において教育課程、試験、学位、学生の身分等に関する事項を審議している。また、法務研究科では、教育課程等の事項の実質的な検討と原案提示を教務委員会が行っている。教務委員は、他の研究科の研究科委員会に代わり設置された教授会で選出する。教務委員会は適宜（月数回）開催している。また、教育方法等のFD活動に関する事項は、同様に選出するFD委員で構成するFD委員会で審議し、教授会とは別に、全教員の出席を義務づけたFD会議（月例開催）を開催している。

資料2-2-2-A 教育課程等を検討する組織の設置状況

学 部	検 討 組 織	審議事項（学生の修学に関する事項）
法文学部	教育委員会	教育課程、履修及び試験の在り方、教育方法、資格取得科目の在り方
教育学部	教務・学生支援委員会	教務管理、学生指導、教育・学生支援に係る事業の企画・運営・実施
医学部	教務委員会	教育課程の編成、授業計画、学業成績の評価、履修指導、定期試験
総合理工学部	教務委員会	基礎教育・共通教養・専門基礎教育・専門教育の実施、外国語教育、試験・履修・単位認定、授業計画、教職科目・教育実習、教育内容・方法の開発・改善
生物資源科学部	学生・教育委員会	教育課程、試験及び単位取得、卒業に関すること、FD推進のための企画及び実施

（出典：各委員会規則）

別添資料2-2-2-1 全学教育の審議状況（教育開発センター運営委員会）

別添資料2-2-2-2 各委員会の審議状況

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科に教育課程、教育方法等に関する検討組織を設置して実質的な検討を行っている。また、教育方法の改善のための全学対応組織として専任教員を配置した教育開発センターを設置し、学部代表教員とともに全学教育に係る企画・立案に取り組んでおり、これらの組織の構成、審議の状況は適正な状況にある。以上のことから、本観点を満たしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教養教育は、全学（出動）実施体制のもとに授業を実施しており、専攻分野の異なる多数の教員が担当することで、質的・量的に豊富な総合性を備えた授業として、全学レベルで開設している。
- 教育開発センターを中心に、教養教育の成果・効果の検証を行い、その結果を基に、全学部の出動・協力により初年次教育や全学教育プログラムを新たに企画・導入するなど、全学教育の改善・充実を図っている
- 法人化以後の自主性・自立性を重視する大学運営に対応し、機動的・効果的な業務を継続して遂行するため、教育開発センターのほか、入試センター、キャリアセンター及び国際交流センターの教育支援組織を整備している。

【改善を要する点】

- 高等教育のユニバーサル化の中で教育の質保証に向け、学部及び全学センターの緊密な連携をさらに高める必要がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は、昭和24年に文理学部と教育学部からなる新制大学として発足して以来、社会の要請に応じて組織改編を重ね、総合大学として地域の知の拠点の役割を果たしてきた。平成15年の旧島根大学と旧島根医科大学との統合を経て現在、人文・社会科学分野、自然科学分野、工学分野、医療学分野を網羅し、学士課程5学部15学科1課程、大学院課程6研究科18専攻により構成している。

教養教育については、各学部及びセンター等に所属する教員が授業を担当する全学実施体制の下、教養科目を開講している。

学部・研究科の教育組織のほか、学部附属の教育研究施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設を設置してそれぞれ異なる役割をもって学部・研究科の教育研究活動を組織的に支えている。

国立大学法人化以降の自主性・自立性を重視する大学運営に対応した機動的・効果的な業務を継続して遂行するため、大学教育に関する企画・立案を統括し、適正に実施運営する教育開発センター、入学者選抜方法等の改善を図る入試センター、学生の職業・進路選択及び就職活動を円滑に推進するキャリアセンター、国際化及び国際交流の推進並びに外国人留学生等への積極的な支援等を行う国際交流センターを設置している。

本学では、全学的な見地から教育全般にわたる審議機関として教育開発センターに各学部代表の教員も含めた委員で構成する運営委員会を置き、教育方法の改善に資する検討、企画立案を行っている。

学部・研究科の教育研究に関しては、各部局の教授会・研究科委員会で重要事項を審議しており、また、教育課程や教育方法等を検討する各種委員会において選出した委員により実質的な審議・検討をしている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3－1－①：教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、法人の中期目標において教育研究上の基本組織を明示し（別添資料3-1-1-1），組織の改組転換を含めた教育機能、研究機能を再点検し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応している。教員組織体制は、学長を教育研究の最高責任者とし、副学長（6名）、評議員（学部、各種センター代表）で組織編制される教育研究評議会が、教育研究事項に関し議決を行う全学教育研究体制が確立している。

学部段階の教員組織編制の基本方針は、同中期目標に沿い、管理学則において明示しており、具体には学部に学科又は課程を、学科又は課程の下に講座を、研究科に専攻をそれぞれ置くことを定め、教授、准教授、講師、助教を教員として配置している。

例示として、法文学部の教員組織は、3学科編制に対応する3講座の下に教育・研究分野を置き、各講座に必要数の複数の教授、准教授及び講師によって編制している。教育学部では、教員養成に適した課程制を採用し、学校教育課程の下に9講座を置く教育研究組織編制をとっている（別添資料3-1-1-2）。

各学部の組織は、教授会から選出する学部長及び副学部長（学部長任命）によって執行部（責任体制）整え、各学科長代表等の構成による学科代表者会議が、学科間の教育研究業務を調整し、また、日常の教育研究業務の基本事項を処理し執行している。学部（及び学科）では、副学部長、学生委員長、教務委員長等による教育研究に必要な執行部、各種委員会（人事、予算等）体制を確立しており、これらの委員会は、各学科から選出した委員で組織編制しており、組織的な連携・責任体制を確立して教育研究業務の執行に当たっている。

研究科は、学部の研究教育組織と同様に、研究科長の下に研究科委員会又は研究科委員会にかわる企画運営委員会を組織し、研究科長の下で、副研究科長を含む専攻代表等で構成される執行部等によって責任体制を構築している。

別添資料3-1-1-1 教育研究上の基本組織

別添資料3-1-1-2 学部組織（学科・課程、講座の設置状況）

【分析結果とその根拠理由】

学部においては法文学部、医学部、総合理工学部及び生物資源科学部の4学部に学科制、教育学部では、教員養成に適した課程制を採用し、また、研究科においては各分野に応じた専攻を組織し、それぞれ必要な教員を配置している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－1－②：学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程教育を担当している専任教員数は542人であり、また、教員一人当たりの学生数は9.0人である。各学部別の教員一人当たりの学生数は、法文学部13.7人、教育学部6.9人、医学部4.8人、総合理工学部13.9人、生物資源科学部9.7人である（資料3-1-2-A）。教育上の主要な授業科目は原則として専任の教授又は准教授が、また、その他の科目についても専任の教授、准教授、（専任）講師又は助教が担当し、嘱託講師による主要科目の担当は、例外的で一時的なものとしている。

資料3-1-2-A 学士課程における専任教員数（平成21年5月1日現在）

学 部	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	合 計	学 生 収容定員	教員一人 当たりの 学生数
法文学部	33人	30人	4人	0人	0人	67人	920人	13.7人
教育学部	58人	29人	11人	1人	0人	99人	680人	6.9人
医学部	51人	30人	8人	82人	0人	171人	820人	4.8人
総合理工学部	57人	39人	9人	13人	0人	118人	1,640人	13.9人
生物資源科学部	35人	39人	2人	11人	0人	87人	840人	9.7人

(出典：総務部資料)

【分析結果とその根拠理由】

学士課程教育を担当している専任教員数は、全ての学部において大学設置基準で定めている必要数を上回っている。また、主要科目は、専任の教授・准教授が担当している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－1－③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程（専門職学位課程を除く。）を担当している研究指導教員数は455人、また、研究指導補助教員数は158人である（資料3-1-3-A）。

資料3-1-3-A 大学院課程における研究指導教員等数（平成21年5月1日現在）

研 究 科	課 程	研究指導教員		研究指導補助教員	合 計	学 生 収容定員
		うち教授数				
人文社会科学研究科	修士課程	63人	32人	0人	63人	24人
教育学研究科	修士課程	50人	50人	40人	90人	80人
医学系研究科	修士課程	53人	45人	26人	79人	54人
	博士課程	40人	40人	59人	99人	120人
総合理工学研究科	博士前期課程	109人	58人	13人	122人	224人
	博士後期課程	68人	49人	8人	76人	36人

生物資源科学研究科	修士課程	72人	38人	12人	84人	120人
-----------	------	-----	-----	-----	-----	------

(出典：総務部資料)

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程（専門職学位課程を除く。）を担当している専任の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、全ての研究科において大学院設置基準で定められている必要数を上回っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－1－④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程である法務研究科の教育を担当する専任教員数は19人で、うち実務家専任教員は8人、また、みなし専任教員数は3人である。

教員に占める実務家教員の比率は42.1%であり、法務研究科の教員一人当たりの学生数は4.7人である（資料3-1-4-A）。

資料3-1-4-A 専門職学位課程における専任教員数（平成21年5月1日現在）

研究科	専任教員			合計	学 生 収容定員	教員一人 当あたり の学生数	
	うち教授数	うち実務家 専任教員数	うちみなし 専任教員数				
法務研究科	19人	15人	8人	3人	19人	90人	4.7人

(出典：総務部資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の専門職学位課程である法務研究科の実務家教員を含む専任教員数は、専門職大学院設置基準で定められた基準を上回っており、専門職学位課程を遂行するために必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む）を確保している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－1－⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織は、年齢分布に示すように教員の年齢構成が特定の年齢層に偏らず、バランスがとれている（資料3-1-5-A）。

教員の採用では、原則として公募制を採用し、その選考結果を本学のホームページに公表している（別添資料3-1-5-1）。また、若手教員に対しては、研究を鼓舞奨励し、将来を担う優れた教員を育成するため常勤の教員を対象にした研究支援制度を整備し、公募の中から選定して研究経費の支援を実施している。

教員の研究能力及び資質の向上を図るため主体的に研究に専念するサバティカル研修制度を整備しているほか（別添資料3-1-5-2），優れた研究実践を顕彰する「研究功労賞」として教員に対する学内表彰制度を設けている（別添資料3-1-5-3）。授賞者は，科学技術に対する理解を得ることを目的に，研究者と市民が直接対話するため開催している「島大サイエンスカフェ」において講師として研究内容を紹介している。

また，文部科学省から高等教育の国際競争力の強化，国際的認知度の向上及び国際的に活躍できる優秀な人材の育成を図るため，大学教育の国際化加速プログラムの採択を受けている（資料3-1-5-B）。

本学の女性教員比率は12.2%で，常勤の新規採用研究者に占める女性比率は18.9%の状況である。平成17年に次世代育成事業主行動計画を策定実行し，平成18年に学長を委員長とする男女共同参画推進委員会及びワーキンググループを設置し，基本理念・基本方針を策定のうえ，ポジティブアクション・意識啓発・保育支援・女性相談充実・博士課程在籍者の就職支援・研究者の裾野を広げる取組等を実施してきた。

科学技術振興機構（JST）の科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムに応募した「地方から開く女性研究者の未来in島根」の採択を受け，男女共同参画推進室を設置し，メールマガジンの配信，講演会の開催，女性研究者の積極的育成支援などの事業を推進している（資料3-1-5-C）。

また，女性にやさしい病院ワーキンググループによる附属病院の女性医療職支援事業「新しいキャリア継続モデル事業—しなやかな女性医療職をめざしてー」が，地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（平成19～21年度）に採択され，取り組みの実施過程にある（資料3-1-5-D）。

資料3-1-5-A 専任教員の年齢構成（平成21年5月1日現在）

年齢区分	26～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
構成人数	6人	56人	82人	74人	76人	87人	87人	70人	23人
構成割合	1.1%	10.0%	14.6%	13.2%	13.5%	15.5%	15.5%	12.5%	4.1%

（出典：総務部資料）

資料3-1-5-B 海外先進教育研究実践の概要

区分	プログラム名	実施事業の概要
教育実践型	海外に学ぶ地域医療教育者のキャリア形成 一家庭医学・在宅看護学の教育スキル向上を目指した海外先進事例研修ー	海外の先進的な教育実践等をもとにした教育内容・方法の改善
研究実践型	血中脂質解析とその応用研究への発展手法 一遺伝，生活習慣，社会環境と血中脂質の挙動解析ー	教員の教育研究能力等の向上により教育研究の国際化及び高度な人材の育成

（出典：島根大学ニュースレター）

資料3-1-5-C 男女共同参画推進室の活動状況

男女共同参画推進室の活動記録のページ <http://www.ipc.shimane-u.ac.jp/gender/record/>

（出典：島根大学ウェブサイト）

資料3-1-5-D 女性医療職支援事業の概要，実施体制

医学部附属病院女性スタッフ支援室のページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/hospital/woman/outline.html>

（出典：島根大学ウェブサイト）

別添資料3-1-5-1 教員の公募状況

別添資料3-1-5-2 教員のサバティカル研修制度の活用状況

別添資料3-1-5-3 島根大学研究功労賞表彰の実施状況

【分析結果とその根拠理由】

教育組織は、年齢の構成にバランスが図られており、また、教員の公募制や研修制度を設けて人材登用の多様化、教育研究活動の活性化を図っている。その他、研究における方法及び意欲の向上を図るための支援制度、表彰制度を設けるなど、教員組織の活動を活性化するための措置を適切に講じている。また、男女共同参画推進室を設置し、実質的な男女共同参画推進を達成する基本方針の下、女性研究者等の支援事業を展開している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－2－①：教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教員の採用及び昇任について選考の基準により教授、准教授、講師、助教及び助手の資格をそれぞれ定め（別添資料3-2-1-1）、かつ、採用、昇任の手続きを明確にしている（別添資料3-2-1-2）。

教員の人事は、それぞれの組織の理念・目標に沿って行い、採用にあたっては、研究・教育能力及び人物等を総合的に判断すること、人材の多様化を図るため女性教員の構成比、外国人教員の構成比等に配慮することを教員人事の指針として、特に教育上の指導能力を評価項目として加え、公募採用候補者には、模擬授業を実施させ、複数の人事審査委員による審査を実施している（別添資料3-2-1-3）。その他、研究科では、指導能力の評価を行うため大学院課程を担当する教員の再審査制度を整備している（別添資料3-2-1-4）。

別添資料3-2-1-1 教員の採用、昇任の基準（資格）

別添資料3-2-1-2 教員の採用、昇任の手続方法

別添資料3-2-1-3 教員公募例（応募者への模擬授業の実施義務明記）

別添資料3-2-1-4 大学院課程教員の再審査基準及び実施状況

【分析結果とその根拠理由】

教員選考基準によって教授、准教授、講師、助教、助手の採用・昇任の資格を定めている。また、教員の確保に当たっては人物を研究能力、教育能力、人物等を総合的に評価すること及び人材の多様化を図るため教員人事の指針を定めている。教員の採用、昇任の手続きは、人事委員会を置いて円滑に進めており、組織として適切に運用している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－2－②：教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、教員の個人評価に関する規則を制定し（別添資料3-2-2-1）、教員個人評価基準に沿って「教育」、「学術・研究」、「医療」、「社会貢献」及び「組織運営」の5領域を対象に教員の個人評価を実施している（別添資料3-2-2-2）。この評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させる「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン（別添資料3-2-2-3）」を制定し、昇給査定に適用している。

学生による授業評価アンケートの結果を図表化したものを授業担当者にフィードバックし、かつ、学生も結果を閲覧できるよう学内向け情報サイトに公開しているが、これらのデータは、各学部・研究科の組織的な教育活動の評価に用いる一方で、教員の教育面での実績に対する功労を大学として評価する優良教育実践表彰の対象者選考（別添資料3-2-2-4）における基礎データや授業公開の対象科目の選定に活用している。

別添資料3-2-2-1 島根大学における教員個人評価に関する規則

別添資料3-2-2-2 島根大学教員個人評価基準及び実施状況

別添資料3-2-2-3 教員個人評価処遇反映のためのガイドライン

別添資料3-2-2-4 島根大学優良教育実践表彰の実施状況

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育・研究活動等の質的向上を図る目的で教員の個人評価を実施し、その評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させている。また、授業評価アンケートを実施し、結果をデータベース化して集約し、その分析結果を優れた教育を行っている教員の表彰等に活用している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－3－①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教員が担当を予定する授業科目の内容と研究活動とは、教員採用・昇任の判定時にその整合性を厳格に審査している。教員の研究活動は、この審査のほか教員個人評価に係る自己評価書における毎年度の学術・研究活動や学術情報リポジトリ（資料11-3-4-Aに別掲）に公表している論文等の研究業績をもってシラバスと照合することで教育内容と関連づけることができる（資料3-3-1-A）。

資料3-3-1-A 教員の研究活動と教育内容の例示

学部・研究科及び教員名	代表的な研究活動及び主な研究業績等	授業科目
法文学部 竹永 三男	(代表的な研究活動) 地方長官会議の研究 (主要論文) ・「地方長官会議に関する覚書」宮川秀一編『日本史における国家と社会』思文閣出版, pp. 21-43, 1992年, ・「第二次大隈重信内閣期の地方長官会議小考」『部落問題研究』第167輯, pp. 47-73, 2004年 ・「昭和天皇と地方長官会議—『下問』と『地方事情奏上』の分析—」『ヒストリア』第198号, pp. 286-308, 2006年 ・「地方長官会議の歴史的研究と地方長官会議関係文書」『岡山県立記録資料館紀要』第3号, pp. 1-19, 2008年 ・「敗戦後の『地方総監及地方長官会議』・『地方長官会議』に関する覚書」相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たら製鉄・石見銀山と地域社会近世近代の中国地方』清文堂, pp. 499-518, 2008年	現代史特論A

教育学部 加藤 寿朗	(代表的な研究活動) 子どもの社会認識発達と社会科授業構成に関する研究 生活科、総合的な学習の授業開発に関する研究 (主要著書) ・『子どもの社会認識の発達と形成に関する実証的研究』(風間書房, 2007年) ・『思考力・判断力・表現力』をつける小学校社会科授業』『「思考力・判断力・表現力」をつける社会科授業デザイン 小学校編』(明治図書, 2009年) ・『遊びと生活科、総合的な学習』『幼児教育の方法』(北大路書房, 2009年)	初等社会科教育法概説 生活科教育法概説
医学部 木下 芳一	(代表的な研究活動) 胃酸関連消化器疾患の病態解明と治療法の確立 (主要著書・論文) ・Bile acids directly augment caudal-related homeobox gene Cdx2 expression in oesophageal keratinocytes in Barrett's epithelium. Gut 55: 16–25, 2006 ・The impact of lifestyle modification on the health-related quality of life of patients with reflux esophagitis receiving treatment with a proton pump inhibitor. Am J Gastroenterol. 104: 1106–1111, 2009	チユートリアル消化器 コース 臨床実習消化器内科, 肝臓内科
総合理工学部 横田 修一郎	(代表的な研究活動) 自然ハザードの発生と予測、および岩盤の地質学的取扱い (主要論文・著書) ・横田修一郎:「理学部学生と理学部出身者のための土木地質学」斯文堂(株) 113pp. (1995) ・Shuichiro YOKOTA, Tetsuya FUKUDA, Takuya WADA 他3名: Measurement of rainwater infiltration and its time lag within a slope of pyroclastic flow deposits using automated electric prospecting, International Jour. Engineering Geology, 57, 51–58 (1998) ・Shuichiro YOKOTA and Akira IWAMATSU, Weathering distribution in a steep slope of soft pyroclastic rocks as an indicator of slope instability, Engineering Geology, 55, 57–68 (1998) ・田中耕平・藤田 崇・横田修一郎・他25名:「斜面地質学」, 日本応用地質学会, 294pp. (1999) ・Naresh Kazi Tamrakar, Shuichiro Yokota and Osamu Osaka, A toppled structure with sliding in the Siwalik Hills, midwestern Nepal, Engineering Geology, 64, 339–350 (2002). ・横田修一郎, 岩盤状態の分布と地質プロセス, 深田研ライブラリー, no. 43, 49pp. (財)深田地質研究所(2002). ・横田修一郎・西山賢一・原口 強・井口 隆, 2003, 岩石色彩値の深度変化からみた山形県白鷹火山周辺の風化環境と山体崩壊の可能性, 地すべり, 40, no. 4, 283–292 (2003). ・Edier Aristizabal and Shuichiro YOKOTA, Geomorphology applied to landslide occurrence in the Aburra Valley, Dyna, 73, no. 149, 5–16(2006)	自然災害学 自然災害工学概論 岩盤力学
生物資源科学部 澤 嘉弘	(代表的な研究活動) 微生物酵素の構造と機能とその応用研究 (主要著書) 『光合成微生物の機能と応用(分担)』(シーエムシー出版, 2006年) (主要論文) ・Conversion of cofactor specificities of alanine dehydrogenases by site-directed mutagenesis. J. Mol. Cat. B: Enzy., 30, 173–176, 2004 ・Altering the substrate specificity of glutamate dehydrogenase from <i>Bacillus subtilis</i> by site-directed mutagenesis. Biosci. Biotechnol. Biochem., 69: 1802–1805, 2005 ・Molecular properties and enhancement of thermostability by random mutagenesis of glutamate dehydrogenase from <i>Bacillus subtilis</i> . Biosci., Biotechnol. Biochem., 69: 1861–1870, 2005 (特許) ・『グルタミン酸脱水素酵素の製造方法』特開2004-089097 特許第3777422号 ・『脱色活性を有するペルオキシターゼの製造方法』特開2006-061063 ・『アスパラギン酸脱水素酵素、アラニン脱水素酵素、L-アスパラギン酸製造方法』特開2006-254795 ・『T-RFLPをもちいた微生物群集構造の解析方法』特開2006-094803	生物化学II タンパク質工学
人文社会科学研究科 村瀬 俊樹	(代表的な研究活動) 言語獲得に関する発達心理学的研究 (主要著書) ・Murase, T., Dale, P.S., Ogura, T., Yamashita, Y., & Mahieu, A. "Mother-child conversation during joint picture book reading in Japan and the USA" First Language, 25, pp. 197–218, 2005 ・「子どもの語の獲得における養育者のことばの役割」『心理学評論』, 第49号,	心理学特殊講義II 心理学演習

	pp. 45–59. 2006 年 • Murase, T., & Ogura, T. “Caregivers’ speech”, in Nakayama, M., Mazuka, R., & Shirai, Y. (Eds.) <i>The Handbook of East Asian Psycholinguistics: Volume 2, Japanese</i> . Cambridge University Press, pp. 20–25. 2006	
教育学研究科 岩宮 恵子	(代表的な研究活動) 現代の思春期のさまざまな問題に関する研究 (主要著書) ・『思春期をめぐる冒険～心理療法と村上春樹の世界～』(日本評論社, 2004年) ・『思春期をめぐる冒険～心理療法と村上春樹の世界～』(新潮文庫, 2007年: 増補改訂版) ・『生きににくい子どもたち～カウンセリング日誌から～』(岩波現代文庫, 2009年) ・『ツーの子の思春期～心理療法の現場から～』(岩波書店, 2009年)	臨床心理基礎実習II 臨床心理実習I, II スクール・カウンセリング事例研究 臨床心理学特論II 臨床心理面接特論I
医学系研究科 博士課程 本間 良夫	(代表的な研究活動) がん細胞の特性に基づく治療戦略の構築 (主要著書・論文) • Gene expression profiles in differentiating leukemia cells induced by methyl jasmonate are similar to those of cytokinins and methyl jasmonate analogs induce the differentiation of human leukemia cells in primary culture. Tsumura H, Akimoto M, Kiyota H, Ishii Y, Ishikura H, Honma Y. Leukemia 23: 753–760, 2009. • ROS-generating mitochondrial DNA mutations can regulate tumor cell metastasis. Ishikawa K, Takenaga K, Akimoto M, Koshikawa N, Yamaguchi A, Imanishi H, Nakada K, Honma Y, Hayashi J-I. Science 320: 661–664, 2008. • Therapeutic strategy using phenotypic modulation of cancer cells by differentiation-inducing agents. Honma, Y., Akimoto, M. Cancer Science, 98:1643–1651, 2007.	細胞生物学 腫瘍生物学
医学系研究科 修士課程 紫藤 治	(代表的な研究活動) 体温調節機序の解析、温度馴化の末梢・中枢機序 (主要著書・論文) • Proliferation of neuronal progenitor cells and neuronal differentiation in the hypothalamus are enhanced in heat-acclimated rats. Matsuzaki K, Katakura M, Hara T, Li G, Hashimoto M, Shido O. Pflugers Arch. (European Journal of Physiology) • Changes of noradrenaline-induced contractility and gene expression in aorta of rats acclimated to heat in two different modes. Li GH, Katakura M, Maruyama M, Enhkjargal B, Matsuzaki K, Hashimoto M, Shido O. Eur J Appl Physiol. 104(1):29–40, 2008.	環境生理学 人体機能学 生活環境と健康の科学
総合理工学研究科 博士後期課程 土屋 敏章	(代表的な研究活動) シリコン系ナノスケールデバイス及び薄膜MOSデバイスに関する研究 (主要論文・著書) • 土屋敏章: SOI CMOS デバイスの基礎と応用, リアライズ社, 113pp. (1999) • T. Tsuchiya, T. Matsuura, and J. Murota: Low Frequency Noise in Si _{1-x} Ge _x p-Channel Metal-Oxide-Semiconductor Field-Effect-Transistors, Jpn J. Appl. Phys., 40 5290–5293. (2001), • T. Tsuchiya, Y. Imada, and J. Murota: Direct Measurements of Trap Density in a SiGe/Si Hetero-Interface and Correlation between the Trap Density and Low Frequency Noise in SiGe-Channel pMOSFETs, IEEE Trans. Electron Devices, 50, 2507–2512 (2003), • T. Tsuchiya, T. Miura, T. Yamai, G. Kawachi, and M. Matsumura: Influence of Grain Boundaries on the Temperature Dependence of Device Characteristics and on Hot Carrier Effects in Low-Temperature Polycrystalline Silicon Thin Film Transistors Containing Large Grains, Jpn. J. Appl. Phys., 46, 1312–1317 (2007). • T. Tsuchiya, S. Mishima, M. Sakuraba, and J. Murota: Hot carrier degradation of a SiGe/Si hetero-interface and experimental estimation of the density of locally-generated hetero-interface traps, Jpn. J. Appl. Phys., 46 5015–5020 (2007)	高機能集積デバイスエンジニアリング
総合理工学研究科 博士前期課程 石賀 裕明	(代表的な研究活動) 堆積岩、堆積物の地球化学的検討による古環境の復元および環境評価 (主要論文) Akimoto, K., Nakamura, K., Kondo, H., Ishiga, H. and Dozen, K.: Environmental reconstruction based on heavy metals, diatoms an benthic foraminifera in the Isahaya reclamation area, Nagasaki, Japan. Environmental Micropaleontology, Microbiology and Meiobenthology, 1, 83–104 (2004) Ahmed, F., Bibi, M. H., Monsur, M. and Ishiga, H.: Present environments and historic changes from the record of lake sediments, Dhaka City, Bangladesh. Environmental Geology, 48, 25–36. Springer (2005).	古環境学特論 地史学特論 環境地質学I

	Grung, J. G., Ishiga, H. and Khadka, M. S.: Geological and geochemical examination of arsenic contamination in groundwater in the Holocene Terai basin, Nepal. <i>Environmental Geology</i> , 49, 98–113 (2005) Ahmed, F. and Ishiga, H.: Trace metal concentrations in street dusts of Dhaka city, Bangladesh. <i>Atmospheric Environment</i> , 40, 3835–3844. Elsevier (2006) Ahmed, F., Bibi, M. H. and Ishiga, H.: Environmental assessment of Dhaka City (Bangladesh) based on trace metal contents in road dusts. <i>Environmental Geology</i> , 51, 975–985, Springer (2007) Bibi, M. H., Ahmed, F. and Ishiga, H.: Assessment of metal concentrations in lake sediments of southwest Japan based on sediment quality guidelines. <i>Environmental Geology</i> , 52, 625–639, Springer (2007). Bibi, M. H., Ahmed, F. and Ishiga, H.: Mobility of arsenic and trace element inventories in sediment cores from Masuda City, southwestern Japan. <i>Environmental Geology</i> , 54, 791–803, Springer (2007)	
生物資源科学研究科 尾崎 浩一	(代表的な研究活動) 神経・感覚細胞における細胞構造の構築・維持と機能発現の研究 (主要著書) ・「小胞輸送」, 『動物の「動き」の秘密にせまる: 運動系の比較生物学』, 尾崎・吉村編 (共立出版, 2009年) (主要論文) ・“視物質の合成とレチノイドの輸送・代謝”, 『蛋白質 核酸 酶素』, 53, 132–138 (2008) ・“Rab11 mediates post-Golgi trafficking of rhodopsin to the photosensitive apical membrane of <i>Drosophila</i> photoreceptors”, <i>Development</i> , 132, 1487–1497 (2005).	生命情報特論 生物資源科学論 生物生命科学専攻演習
法務研究科 野村 泰弘	(代表的な研究活動) 入会権に関する研究 不法行為に関する研究 (主要論文) ・「入会権と固有必要的共同訴訟(1)(2)」(埼工大人間社会学部紀要第3号 59–84頁 [2005年3月]) ・「神社地の帰属と入会権」(島根県立大学総合政策論叢14号 43–75頁 [2008年2月]) ・「上関原発最高裁判決について」(島大法学51卷1号 23–62頁 [2008年5月]) ・「自転車事故—その裁判例と課題—」(徳山大学論叢第45号 157–197頁 [1996年6月]) ・「駐停車自動車の民事責任—二次接触事故—」(徳山大学論叢第47号 171–206頁 [1997年6月]) ・「未成年者の監督義務者の民法709条責任」(島大法学52卷2号 1–34頁 [2008年10月])	民法III (物権法) 民事法総合III 民法VI (不法行為法)

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育内容と研究活動との関連性については、教員採用・昇格時の厳格な審査により明確にしている。また、各教員の本学での研究活動、論文等の研究業績は、担当している授業科目の教育内容・目的とも符合しており、教育内容に関連する研究活動を行っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点3－4－①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

全学の教育活動を支援する事務部門として松江キャンパスに学生センター及び学生支援センター(教育・学生支援部教育・入試企画課、学務課、学生支援課の3課で構成)を置き、また、出雲キャンパスには、医学部の教育支援に直接関わる学務課を置き(別添資料3-4-1-1)、それぞれ職員を配置している(資料3-4-1-A)。

常勤の教務職員を医学部に7人及び総合理工学部に3人を配置しているほか、主に学部学生に対する教育指導の補助者として、授業、演習、実験及び定期試験実施等の補助に充てるためTA制度を活用し大学院学生を採用している(資料3-4-1-B)。

資料3-4-1-A 教務担当課職員の配置状況（平成21年5月1日現在）

所 属 名 称	事務職員	医療技術職員	事務補佐員	技能補佐員	教務補佐員	臨時用務員	合 計
教育・入試企画課	12人	—	5人	—	1人	—	18人
学務課	20人	—	1人	—	—	—	21人
学生支援課	12人	1人	6人	1人	—	1人	21人
医学部学務課	14人	—	7人	—	—	—	21人
合 計	58人	1人	19人	1人	1人	1人	81人

(注1) 教育・学生支援部長は、上記の教育・入試企画課、学務課、学生支援課の配置人数には算入していない

(出典：所属別在職者一覧)

資料3-4-1-B TAの配置実績（平成20年度）

教養・専門の区分	対象科目（又は学部等名）	TA配置実人数（人）	TA従事延人数（人）	従事総時間数（時間）
教養教育	外国語	6	33	430.00
	総合科目	3	12	96.00
	基礎教育科目	2	2	40.00
	共通教養科目	2	8	46.00
専門教育	法文学部	18	88	959.50
	教育学部	30	152	674.50
	医学部	41	304	7,700.00
	総合理工学部	164	735	7,107.75
	生物資源科学部	100	291	3,965.50
	法務研究科	10	54	1,044.00

(出典：財務部人件費調)

別添資料3-4-1-1 教育支援に関する事務組織・事務職員の配置表

【分析結果とその根拠理由】

入学試験、学生の履修指導、成績の管理、試験の実施、修学の支援、進路・就職の支援、学生相談等多岐にわたる業務に対応するため、必要な事務組織を置いて教育活動を組織的かつ効率的に支援する体制を構築している。また、授業等において教員を補助するため教務職員やTAの教育補助者も必要に応じて配置している。以上のことから、本観点を満たしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教員の教育研究の活性化を図るために教育面での実績に対する功労を評価する表彰制度と優れた研究実践を顕彰する表彰制度を設けている。
- 教員の教育・研究活動等の質的向上を図ることを目的に教員個人評価基準に沿って「教育」、「学術・研究」、「医療」、「社会貢献」及び「組織運営」の5領域を対象に教員の自己評価を基に大学として個人評価を実施し、

昇給、賞与等の処遇に反映させている。

【改善を要する点】

- 男女共同参画推進室では、平成22年度末までに新規採用者に占める女性研究者比率を25%までに引き上げる目標を掲げているが、平成20年度はその達成に向けた広報活動やアンケート調査の段階にとどまっており、目標達成に向けた具体策の提案に向け、現在必要とされる諸制度の検討を開始している。
- 法務研究科の実務家教員は、弁護士出身者のみの構成であり、今後、より充実した専任教員の体制にするために他の法曹出身の実務家教員も必要との判断から検察庁との協議に入っている。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学では、管理学則に教員組織に関して学部には学科又は課程及び講座を、研究科には専攻を置くことを定め、それぞれの教育課程を遂行するうえで必要な教員を配置している。

教員の採用にあたっては、採用基準や昇格基準等を明確に定め、人事委員会等において採用等手続きを適切に行っている。

さらに、教員組織の活性化・柔軟化を図るため、公募制を原則として広く公募を行い、積極的に外部からの人材の確保に努めている。また、教員の研究能力及び資質の向上を図るためサバティカル研修の活用など制度の充実を図っている。

教員の教育活動に関する定期的な評価方法として教員の教育研究活動の質的向上を図る目的で教員の個人評価を実施し、評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させる「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し、昇給査定に適用している。

教員の教育内容と研究活動との関連性は、教員採用・昇格の審査を通じて確保しており、その後の学術・研究活動や論文等の研究業績と担当授業科目の内容（シラバス）から教育内容・目的とは整合性を保っている。

教員組織のほか教育活動を組織的に支援する事務組織を松江キャンパス、出雲キャンパスにそれぞれ置き、入学試験、履修指導、成績管理、修学支援、進路・就職支援、学生相談等の業務に対応している。また、TA等の教育補助者を積極的に採用するなど教育環境を整備している。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学の使命や役割を明確にした島根大学憲章に基づき、本学が求める人材像（学生像）を、本学ホームページや学生募集要項、受験生サイト等に掲載、公表し、学内外からのアクセスを容易にし、周知をしている（資料4-1-1-A～4-1-1-B）。

各学部・研究科は、それぞれの学科、分野での学問的基盤をもつ特徴的な知識体系に基づいて、教育の目的及びカリキュラムを設定し、この教育目的に相応しい資質をもった、大学が「求める学生」を適切に見出すため、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を策定して、公表している（別添資料4-1-1-1）。

大学の教育研究の雰囲気や学習・教育環境を説明するためのオープンキャンパス（週末を含む複数日）を、受験生、保護者や市民を対象にして実施しているほか、各高等学校の進路指導担当教諭を対象とした入試説明会、推薦入試の趣旨や推薦入試で求める学生像への理解を深めるため、推薦入試説明会等を通じて、アドミッション・ポリシーを公表している（別添資料4-1-1-2）。

研究科では、学生募集（入試）説明会を行い、これらの説明会等を通じてアドミッション・ポリシーを積極的に周知している。

その他、高大連携の出張講義・大学見学などに一元的に対応するシステムを構築し、高大接続を図るフォーラムを開催する（別添資料4-1-1-3）なかで、高校側の意見を聴くとともに、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。

資料4-1-1-A 目指す教育、求める人材

— 島根大学はどのような教育を目指し、どのような人を求めるか —

島根大学が目指す教育は、次のとおりです。

- ・自然のしくみ、社会の歴史と構造、豊かな学術文化、人間への理解を深める教育
- ・幅広い知識、広い視野、総合的な判断力を身に付け、豊かな世界観をはぐくむ教育
- ・自らの社会的役割に対する自覚を深め、現代社会を担う専門的力量を高める教育

島根大学は、主体的に学び、自らを高めようとする人を求めます。

- ・自然、社会とその歴史、学術文化、人間への理解を深めようとする知的好奇心が旺盛な人
- ・人と社会へのつながりを大切にし、専門的力量を高めようとする人
- ・地域及び現代社会の諸課題に目を向け、積極的に関わろうとする人

（出典：平成21年度学生募集要項）

資料4-1-1-B 入試情報サービス

入試情報のページ <http://www.nyushi.shimane-u.ac.jp/>

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料4-1-1-1 学生募集要項（入学者受入方針の記載箇所：p.64～76参照。）

別添資料4-1-1-2 高等学校関係者への取組状況

別添資料4-1-1-3 高大接続教育フォーラムの実施状況

【分析結果とその根拠理由】

大学及び各学部、研究科の求める人材像（学生像）を明らかにし、入学希望者には、それぞれの学問分野で入学後に必要な資質等を示し、本学のアドミッション・ポリシーを明確にしている。これらは本学ホームページや学生募集要項に掲載し公表するとともに、入試関係説明会等、多様な機会を設け、高校生や高校教諭等に説明を行っている。特に、受験生向けサイトへの公表により、関係者には広く周知が行き届いていると判断でき、非常に有効な広報手段として定着している。以上のことから、本観点を満たしている。

**観点4-2-①：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用され
ており、実質的に機能しているか。**

【観点に係る状況】

本学は、「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜において、受験生の能力・適性等の多面的な判定、受験機会の複数化などに配慮した多様な選抜方法を採用している（別添資料4-2-1-1～4-2-1-2）。

学部の一般入試では、大学入試センター試験の科目とその配点、個別学力試験の科目とその配点等を考慮し、小論文・面接等を組み合わせて学生を選抜している。

また、学力試験だけでは測れない多面的な能力や適性を判断するものとして一部の学部・学科においてアドミッション・オフィス（AO）入試を実施している（資料4-2-1-A）。

学部では、一般入試のほか大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入試Ⅰ）、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入試Ⅱ）、社会人入試、帰国子女入試、3年次編入学入試、私費外国人留学生入試を実施している。医学部医学科では「地域枠推薦入試」を実施し、へき地医療への強い使命感を持った学生を発掘している。なお、平成21年度の学生募集から「緊急医師確保対策枠推薦入試」も実施している（資料4-2-1-B）。

大学院では、研究科ごとに学生募集要項を作成し、アドミッション・ポリシーに沿って、外国語・専門科目の筆記試験、小論文、口頭試問、面接等により一般入試を実施している（別添資料4-2-1-3）。

資料4-2-1-A アドミッション・オフィス入試の実施状況

選抜区分	学 部	実 施 内 容
アドミッション・オフィス入試	総合理工学部 地球資源 環境学科 (5名募集)	(第1次選考) 原則として、志願者が募集人員の3倍を超えた場合に、出願書類(調査書、志望理由書自己推薦書)により選考 (第2次選考) 第1次選考合格者に対し、2日間の実地選考を実施 第1日目：模擬授業と質疑応答、面接、プレゼンテーションを通じて理解力、表現力及び理論性等について評価 第2日目：岩石・化石試料のグループ観察、観察レポート、質疑応答を通じて地学的センス、表現力、積極性及び協調性等について評価 最終的に第1次選考の書類選考結果と第2次選考の実地審査結果とをあわせて総合的に評価する。

（出典：平成21年度入学者選抜要項）

資料4-2-1-B 特別選抜の実施状況の事例

選抜区分	学 部	実 施 内 容
地域枠推薦入試	医学部 (10名以内募集)	学校長の推薦書及び調査書による書類審査(僻地医療機関及び社会福祉施設における医療福祉体験活動の記録、感想文、適性評価並びに市町村長等による面接内容も参考にする。), 働地医療に関する論文の審査に小論文試験、面接試験及び大学入試センター試験による選考を行い、総合的に合否を判定する。
緊急医師確保 対策枠推薦入試	医学部 (5名募集)	学校長の推薦書及び調査書による書類審査(島根県内の医療機関における医療体験活動の記録、感想文、適性評価並びに島根県等による面接内容も参考にする。), 島根県の医療に関する論文の審査に小論文試験、面接試験及び大学入試センター試験による選考を行い、総合的に合否を判定する。

(出典：平成21年度入学者選抜要項)

別添資料4-2-1-1 入学者選抜試験実施方法

別添資料4-2-1-2 入学者選抜要項（一般選抜・特別選抜）

別添資料4-2-1-3 大学院一般選抜の選考方法

【分析結果とその根拠理由】

各学部では、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れるために、試験科目や配点等に配慮し、面接や小論文試験の採用等の工夫をしている。大学院課程の入学者選抜では、研究科ごとに学生募集要項を作成し、アドミッション・ポリシーに沿って科目筆記試験、小論文、口頭試問、面接等による選抜を実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点4-2-②：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の理念・目標に沿って、各学部・研究科はアドミッション・ポリシーを定めており、このアドミッション・ポリシーは、国籍や年齢を問わず、全ての志願者に向けたものである。従って、外国人留学生についても、学部学生のなかで外国政府派遣・国費による留学生以外の留学生に対しては、一般学生と同じアドミッション・ポリシーに沿って、各学部・学科の教育に必要な科目を定め、日本留学試験を課している（別添資料4-2-2-1）。

勉学意欲のある多様な学生を受け入れるため、法文学部には、社会人入試があり、社会人経験がある者を対象に、小論文や面接試験を中心とした選抜方法により評価し選抜している（別添資料4-2-2-2）。

編入学生の受入については、法文学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部の4学部では、第3年次編入学（医学部医学科は学士入学の3年次編入学）制度を設け、これによりそれぞれ選抜方法に従って試験を実施している（別添資料4-2-2-3）。

大学院においても、社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れるために、学生募集要項で社会人、外国人留学生の選抜方法を公表し、一般学生と同じアドミッション・ポリシーの下、専門分野の能力・語学能力を科目筆記試験や面接（口頭試問を含む）等から判断し選抜している（別添資料4-2-2-4～4-2-2-5）。なお、総合理工学研究科や生物資源科学研究科では、秋季入学を実施しているほか、種々の学歴をもつ学生を社会から広く受け入

れるため、個別の大学院入学資格審査により大学院受験を認める制度も全研究科に整備している。

その他、学部、研究科（法文学部、総合理工学部、生物資源科学部、総合理工学研究科及び生物資源科学研究科）における私費外国人留学生の特別選抜において渡日前入学も可能にしている。

別添資料4-2-2-1 外国人留学生のための入学選抜方法及び実施状況（学部）

別添資料4-2-2-2 社会人のための入学選抜方法及び実施状況（学部）

別添資料4-2-2-3 編入学者のための編入学選抜方法及び実施状況（学部）

別添資料4-2-2-4 外国人留学生のための入学選抜方法及び実施状況（大学院）

別添資料4-2-2-5 社会人のための入学選抜方法及び実施状況（大学院）

【分析結果とその根拠理由】

本学は国際社会及び地域に開かれた大学として、勉学意欲のある学生を多方面にわたり受け入れるため、学士課程では社会人、帰国子女、外国人留学生、編入学希望者を対象にした入学試験を実施している。また、大学院課程においても、社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れるため、募集要項に受け入れ方法を明示し選抜している。特に、秋季入学を導入するなど、広く学生を受け入れるために必要に応じた措置を積極的に講じている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点4－2－③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜の実施体制、入学者選抜方法、個別学力試験実施教科・科目等に関する事項は、全学部を代表する委員等で組織する入試センター運営委員会で審議している（別添資料4-2-3-1）。

各教科・科目等の問題作成・問題推敲・答案採点については、入試センター運営委員会の下に設置した各教科・科目等の出題委員会、問題推敲委員会（全教科・科目等推敲委員会を含む。）及び採点委員会が組織され実施している（別添資料4-2-3-2）。これら出題委員等の委員は、複数名を基本とし、その氏名は公表せず、また、問題作成、採点等は、厳格な関係書類の管理の下で実施し、公正さを担保している。

入試の実施体制は、実施要領に則り、その実施組織及び所掌事項を定め、学長を実施本部長とする実施本部の下に、各学部試験場は、学部長が統括・実施している（別添資料4-2-3-3）。実施に当たっては、試験監督者等を務める入試関係者等を対象にした事前説明会を開催し、実施の万全を図っている。大学院課程の入学者選抜は、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等の方針に沿って、各研究科長が実施本部長とし統括・実施している（別添資料4-2-3-4）。

別添資料4-2-3-1 入試センター運営委員会の審議状況

別添資料4-2-3-2 個別学力試験実施科目等の問題作成等の体制について（島根大学入学者選抜試験の適正な実施のために）

別添資料4-2-3-3 入学者選抜試験の実施体制（学部）

別添資料4-2-3-4 入学者選抜試験の実施体制（大学院）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の入学者選抜は、全学の入学者選抜実施方針及び実施要項に基づいて公正に実施している。大学院課程の入学者選抜に関しても、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等の方針に従って適切に実施している。

入学者選抜の実施体制は、出題委員会、問題推敲委員会、採点委員会の業務の責任を明確にした実施体制の下、公正に実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点4－2－④：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

入試センターは、アドミッション・ポリシーに沿った適切な入試システムの開発及び入学者選抜方法に関する調査を行う機関であり、これを実施し、また、全学的な視点から入試区分ごとの入試成績の分析を行い、本学入学者選抜の動向を検証している。同入試センターは、推薦入試による入学者に対して、入学直後の時点で意識調査を行い（別添資料4-2-4-1）、これらの調査・検証の結果を踏まえ、入学者選抜の改善を行っている。

法文学部では、大学入試センター試験を課さない推薦入試試験（推薦入試Ⅰ）の募集人員数の増加を図り、教育学部では、大学入試センター試験を課す推薦入試試験（推薦入試Ⅱ）を見直しAO入試と推薦入試Ⅰに移行をするなど、募集人員、選抜方法を改善し、これを実施している（別添資料4-2-4-2）。

なお、本学では、入試センターと教育開発センターとが連携して、さらに入学後の学業成績との相関関係の調査・検証作業を開始している。これは、平成21年度から、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者類型（一般入試、推薦入試、AO入試等）ごとの入学者の入試成績評価、在学期間の各学年次の修学成績、GPA評価結果、就職状況につき、入学者の追跡調査、フォローアップによって、今後データを集積し分析を行うものである。集積したエビデンスを基に、今後の入試選抜方法、修学指導に役立て、現行の入試選抜制度の有効性を検討するとともに、さらに現行制度に改善を加え、本学に相応しい入試及び修学上の指導制度を構築しようとするものである（別添資料4-2-4-3）。

別添資料4-2-4-1 推薦入試制度の認知に関する調査結果

別添資料4-2-4-2 入学者選抜方法の改善状況

別添資料4-2-4-3 学生パネル調査<2009年度入学生用（1年入学時）>ダイジェスト

【分析結果とその根拠理由】

入試センターは、全学的な視点からアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実施結果を検証しており、選抜方法ごとの入試実施状況や入学者の特性を調査分析し、具体的な入学者選抜の改善に反映させている。また、新たに入学後の修学成績との相関関係調査にも着手している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点4－3－①：実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学士課程の入学定員に対する実入学者数の比率は、平成21年度入学において全学部の平均は1.04倍であり、平成17年度～平成20年度の4年間は1.04～1.06倍で推移している。

大学院課程では、平成21年度入学において全研究科の平均は0.98倍（ただし、秋季入学者を含んでいない。）であり、平成17年度～平成20年度の4年間は、秋季入学者を含み0.87倍～1.08倍で推移している（別添資料4-3-1-1～4-3-1-2）。ただし、学生募集を行う単位である専攻ごとの過去5年間の平均比率が大幅に下回るのは、総合理工学研究科（後期博士課程）の電子機能システム工学専攻で、その比率は0.59倍である（大学現況票の平均入学定員充足率計算表を参照。）。

本学は、島根大学憲章を推進するためのアクションプランに設定した33項目の中から5つの優先課題を掲げ、そのうちの1項目である「入学者受入方策の改善と入試広報の強化」を極めて重要な課題として認識し、検討を開始している（資料1-1-1-Dに別掲）。

別添資料4-3-1-1 入学定員に対する実入学者数調（学部・研究科別：過去5年間）

別添資料4-3-1-2 入学定員に対する実入学者数調（学科／課程・専攻別：過去5年間）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程では、実入学者が入学定員を大幅に超えている、あるいは、下回っている学科、課程はない。大学院課程では、総合理工学研究科（後期博士課程）の電子機能システム工学専攻において、実入学者が入学定員（同専攻の定員は6人。）を若干下回る状況にあるものの、全般としては適正な状況にある。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 高校での学修の成果を引き継いで学生の可能性を伸長するため、推薦入試の比重を高めるなど、選抜方法の多様化、複数受験の機会などに配慮した入試を実施している。
- 入試センターと教育開発センターとが連携して、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者類型（一般入試、推薦入試、AO入試等）ごとの入学者について、入学後の学業成績との相関関係の調査・検証作業を開始している。
- 法文学部、総合理工学部、生物資源科学部、総合理工学研究科及び生物資源科学研究科における私費外国人留学生の特別選抜において渡日前入学も可能にしている
- 医学部では、医学科で地域推薦枠入試を実施し、べき地医療への強い使命感を持った医療人を養成するための人材を発掘している。

【改善を要する点】

- 社会の要請に応じ、受験生の便宜向上を図り、本学の入試制度を一層分かりやすく説明でき、また、より迅速・適切に大学の保有する情報にアクセスできるよう、大学情報の集約と利活用・公開を促進するためホームページの拡充など、入試広報体制を強化し、さらに工夫・改善を図っていく必要がある。
- 高大連携や高大接続の諸事業を通じてアドミッション・ポリシーの理解と深化を図り、本学志願者の適合性を高めていく活動をより一層充実させていく必要がある。

- 入試センター、教育開発センター、キャリアセンターの連携を強化し、学部・大学院のアドミッション・ポリシーに沿って受け入れている学生個々の入試成績と修学状況、就職状況の追跡調査・検証を踏まえ、アドミッション・ポリシーの精査や入学者選抜方法のさらなる改善を図る必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

各学部・研究科では、それぞれの学問を基盤にした特徴的な知識体系に基づいて、「求める学生」（アドミッション・ポリシー）を明確にし、これを本学ホームページ、学生募集要項において公表し、その他、オープンキャンパス、入試説明会、推薦入試説明会等を通じて周知している。

入試センターでは、入学者選抜実施体制及び選抜方法の改善等を一元的に管理している。また、入試センター及び各学部で選抜方法ごとの入試成績の分析や入学者選抜動向の把握に努め、入学者選抜の改善を図っている。なお、教育開発センターと連携し、入学後の学業成績との相関関係の調査・検証作業を開始している。

公正な入学者選抜を実施するため、選抜方法、問題作成、採点を含め選抜試験における責任の所在を明確にし、実施体制として、学長を本部長とする実施本部の下に学部長を責任者とする実施体制を敷き適切に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れには、受験生の能力・適性等の多面的な判定が必要であるという視点に立ち、筆記試験以外の面接・小論文を含む選抜方法の多様化、複数受験の機会にも配慮し、公正かつ適切な受入れ方法を採用している。

大学として多様な学生を受け入れるため推薦による選抜のほか、編入学希望者、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象にする特別選抜試験を実施し、一般学生のほか外国人留学生、社会人及び編入学生等を受け入れており、その結果、過去5年間において入学定員に対する実入学者数は概ね適正に推移している。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5－1－①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学は、島根大学憲章に示す養成する人材像（資料1-1-1-Aに別掲）、アドミッション・ポリシーに則して、総合的な判断力と豊かな人間性を身につけた社会人の養成を目的とした教養教育とともに、現代社会を担う高度な専門知識、広い視野をもった人材の育成を目的とした専門教育によって構成するバランスのとれた一貫した教育課程を編成し授業科目を配置している（資料5-1-1-A）。

教養教育においては、特に初年次教育として学生が主体的な学びを通じて総合的な判断力を身につけ、人間への理解を深め、豊かな世界観を育むことを目的として全学教育プログラムを開設している（資料5-1-1-B）。教養教育は、専門教育との一貫教育体制の下、低学年（1～2年次）に基礎教育科目、共通教養科目を配当し、さらに、低学年から上学年（1～4年次）にかけて専門基礎教育科目も履修することにより、専門分野への入門のための教育を行い、基礎から専門へ体系的に深化させる有機的な連携カリキュラム（くさび型（並行）履修）を採用している（別添資料5-1-1-1～5-1-1-2）。専門教育については、各学部において専門性・応用性の高い各専門科目を専門基礎科目（医学部のみ）及び専門教育科目（全学部）とし、必修科目、選択科目及び自由科目での履修形態として編成している。

資料5-1-1-A 教育課程の枠組み

教養教育	基礎領域	基礎教育科目	生涯学習や大学教育の基盤となる科目【外国語、健康・スポーツ科学、情報、大学教育基礎セミナー】
	総合教養領域	共通教養科目	全人的教育として知性・感性・徳性を養う科目【主題別科目、展開科目、総合科目】
		専門基礎教育科目	各学部の専門教育への導入教育又は接続教育として位置づけた科目、また、専門以外の領域を学ぶことで教養教育を深化させる科目
専門教育	専門領域	専門基礎科目（医学部） 専門教育科目	理念・目標の達成のため学部又は学科（課程）ごとに独自に開設する専門性、応用性の高い科目

（出典：島根大学案内）

資料5-1-1-B 全学教育プログラム

大学で学ぶ力を身につける－初年次教育プログラム（大学1年生を対象）	大学で学ぶ上で必要な基礎的知識と方法を習得「現代大学論」「スタートアップセミナー」「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」
島根に学び主体性を育む－フィールド学習教育プログラム	島根県の身近で豊かな自然環境、社会的・文化的環境を〈エリア・キャンパス〉と見立てて、人、自然、歴史・文化と触れ合う問題発見・解決型学習
環境マインドを育てる－環境教育プログラム	総合大学としてISO14001の取得を受けて、環境に配慮し自発的に行動する環境マインドを育む環境教育「環境問題通論」

（出典：島根大学案内）

別添資料5-1-1-1 各学部単位数の構成

別添資料5-1-1-2 教養教育と専門教育の並行履修「くさび型履修」の例示（法文学部履修の手引：p. 61～62、総合理工学部履修の手引：p. 5～7 参照。）

【分析結果とその根拠理由】

大学憲章に示した本学の人材育成目的に則して、教養教育と専門教育とで構成する一貫した学士教育課程を体系的に編成し、その下で授業科目を適切に配置している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－1－②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学教育のユニバーサル化、学生の多様性を踏まえ、現代的課題に対応するため大学教育全般に係るカリキュラムの改革を継続して実施している（資料9-1-1-A 教育開発センター年報：第1号 p. 241～246、第2号 p. 236～243、246～248 参照。）。また、社会的基礎力を身につけさせることや現代社会の課題・要請に応えるため、就業体験（インターンシップ）の単位認定、県内他大学との単位互換制度の導入、放送大学が開講する基礎科目の一部カリキュラム化を実施している（別添資料5-1-2-1～5-1-2-3）。

特に初年次教育の充実と社会の教育資源を活用した多様な学習機会の保証となる放送大学の一定の開講科目の履修については、本学・放送大学の両大学間での単位互換制度の協定を通じ、履修登録の上限外の単位として認めている。

学生の多様な学習ニーズに応え、全学開放科目指定システムを設けて一定の範囲で他学部が開講する授業科目の履修も可能にしている（資料 5-1-2-A）ほか、学生の社会に対する興味と関心を喚起する目的で地域の情報をはじめとする企業、自治体と連携し、その人材等を活用し、地域に根ざし、地域と有機的な関わりを重視した教育を実施している（資料 5-1-2-B）。その他、専門分野の学術研究や地域の社会資源を活用した授業科目を配置し、これを全学生に開放している。

法文学部では、人文社会科学に関する基礎的専門知識と課題探求能力や創造的・実践的能力を有し、地域社会の中核を担う人材を養成するために、講義、演習、実習をバランス良く配置するとともに、フィールドワークを重視した実践的ゼミ活動と少人数教育を積極的に推進している。また、学生の職業意識醸成科目「キャリアプランニング」を設けるとともに、学生との意見交換会を開催し授業改善にも反映させている。

教育学部では、山陰唯一の教員養成系学部として地域の期待と要望に応えるべく島根大学教育学部教育活動評価委員会を設置し、地域の教育関係者で構成する評価委員による教育課程の編成や授業科目の内容に関する評価を実施している。

医学部では、1年次に早期体験実習（医師・看護師を目指して入学した学生が、入学直後に保健医療福祉現場と接することで社会的な役割・責任を理解し将来への動議付けを行う。）を、2年次には外来エスコート実習（学生が患者に付添い、診察の援助、支援を行うことで、医療現場を理解させる。）を導入している。また、看護学科では、選択制による教職課程（養護教諭一種免許状）を開設している。

総合理工学部では、社会的要請に応えて技術者教育を重視した日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を取得している。この取得に伴い、授業科目の内容を更新し編成の見直しを継続的に実施している。

生物資源科学部では、学生の多様なニーズに応えるため学科を超えて専門科目の履修を可能にするとともに、

教員免許状や学芸員等種々の資格を取得できる教育プログラムを整備しているほか、地域社会からの要請に応えて地域開発科学科では JABEE の認定を取得したコースを設置している（資料 5-1-2-C）。

なお、文部科学省から大学改革が一層推進されるよう、国公私立大学を通じた競争的環境の下で特色ある優れた取り組みについて採択を受けている（資料 5-1-2-D）。

このうち教育学部では、「特色ある大学教育支援プログラム：確かな教師力を育む多角的評価の実現」の採択を受け、同学部が継続して取り組んできた「1000 時間体験学修」、「学生プロファイルシート」、「面接道場」を多角的視点から評価することで確かな「教師力」を育む人材の養成に取り組んでいる（資料 5-1-2-E）。また、「質の高い大学教育推進プログラム：「環境寺子屋」による理科好き教師の育成－豊富な環境リテラシーを有する「理科に強い義務教育教員」育成プロジェクト」の採択を受けて自然科学教育に関する豊かな理解力と教育実践力を有し、環境教育に卓越した指導力を発揮する人材育成に向けた教育プログラムの開発に取り組んでいる。

医学部では、医師・看護師不足の深刻な中山間地域を抱える島根県の現状を踏まえ、へき地医療を担う地域医療人の育成を目指して実践的地域医療研修の実績を持つ米国WWAMI プログラムの見学体験研修（平成 17 年度～19 年度に教員、学生等延べ 145 名参加）をさせ、学生や指導医が交流することで地域医療人育成のためのノウハウを学ぶとともに臨床教育に対する意識改革を行っている（夢と使命感を持った地域医療人の育成－日本版WWAMI プログラム－：資料 5-1-2-F）。

6 年次学生には、3 週間の地域医療現場（県内 47 施設）での体験研修を課し、地域医療及び家庭医の担う役割を体得させることで地域医療に対する意識改革を行っている。さらに、オーストラリアからシミュレータ教育指導者を招聘し、学生への実践的医療技術教育を行っている。

資料 5-1-2-A 全学開放科目数の推移

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
設定した授業科目数	379	421	413	423	407
開講した授業科目数	226	296	325	361	340
登録者のあった授業科目数	60	79	101	91	85
延べ登録者数（人）	230	226	260	366	463

（出典：教育・学生支援部資料）

資料 5-1-2-B 地域人材等を活用した科目、地域との関わりを重視した科目（例示）

先輩に学ぶ島根大学のこころと形	島根大学同窓会と連携
Ruby プログラミング	松江市、民間企業と連携
個人情報を守る理論と実践	民間企業と連携
情報と地域－オープンソースと地域振興－	松江市、民間企業と連携
松江のまちづくり	松江市と連携

（出典：教育・学生支援部資料）

資料5-1-2-C 日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定状況

学 部	学 科 等	認定された履修コース	認定プログラム名	認定年度
総合理工学部	物質科学科	物理系コース	物質科学科物理系コース	平成 19 年度
		機能材料化学コース	機械材料化学コース	平成 19 年度
	地球資源環境学科		地球資源環境科学科	平成 15 年度
	数理・情報システム学科	情報システムコース	コンピュータサイエンス 専修プログラム	平成 16 年度
	電子制御システム工学科	A コース（制御、力学、機械計測）	電子制御システム工学科	平成 17 年度
		B コース（エレキ、情報通信、電子計測）		
		C コース（電子デバイス・材料・物性）		
生物資源科学部	材料プロセス工学科	材料プロセス工学コース	材料プロセス工学コース	平成 20 年度
生物資源科学部	地域開発科学科		地域工学コース	平成 18 年度

(出典：総合理工学部、生物資源科学部資料)

資料5-1-2-D 文部科学省教育改革支援プログラムによる取り組み

○教育学部
<p>◆平成 17 年度～平成 18 年度：資質の高い教員養成推進プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的 FD による資質向上スパイラルの実現 —地域教員養成基幹学部のミッションを達成する「協同」の構築—
<p>◆平成 19 年度～平成 21 年度：特色ある大学教育支援プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな教師力を育む多角的評価の実現 —「1,000 時間体験学修」「学生プロファイルシート」「面接道場」で可視化する教師としての自己成長—
<p>◆平成 20 年度～平成 22 年度：質の高い大学教育推進プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境寺子屋」による理科好き教師の育成 —豊富な環境リテラシーを有する「理科に強い義務教育教員」育成プロジェクト—
○医学部・附属病院
<p>◆平成 17 年度～平成 19 年度：地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢と使命感を持った地域医療人の育成 —日本版WWAMI プログラム—
<p>◆平成 18 年度～平成 20 年度：現代的教育ニーズ取組支援プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療教育遠隔支援 e-ラーニングの開発 —地域医療病院・保健福祉施設実習における医学・看護学 統合型 e-ラーニングシステムの構築—
<p>◆平成 19 年度～平成 21 年度：地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいキャリア継続モデル事業 —しなやかな女性医療職をめざして—
<p>◆平成 19 年度～平成 23 年度：がんプロフェッショナル養成プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム（島根大学・鳥取大学【申請担当大学】・広島大学）
<p>◆平成 20 年度～平成 24 年度：大学病院連携型高度医療人養成推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山陰と阪神を結ぶ医療人養成プログラム —地域医療と高度先進医療の融合による新たな教育システムの構築—（島根大学【申請担当大学】・鳥取大学・神戸大学・兵庫医科大学） ・都会と地方の協調連携による高度医療人養成 —「付加価値」を身につけるテーラーメイド研修—（島根大学・東京医科歯科大学【申請担当大学】・秋田大学）

○法務研究科

- ◆平成 16 年度～平成 18 年度：法科学院等専門職大学院形成支援プログラム
 - ・実務家との協働によるリーガルクリニック
- ◆平成 20 年度～平成 21 年度：専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム
 - ・中四国法科学院連携教育システムの構築（島根大学・岡山大学【申請担当大学】・香川大学・愛媛大学）

○全学

- ◆平成 19 年度～平成 21 年度：社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
 - ・体験と協働を核として社会力を育むキャリア教育プログラム
- ◆平成 19 年度～平成 22 年度：新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム
 - ・学生の自主的活動の評価と教育効果の向上

(出典：島根大学ウェブサイト「大学改革への取組」)

資料 5-1-2-E 教育実習前評価

教育学部面接道場のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=1064&Itemid=90

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料 5-1-2-F 日本版WWAMI（夢と使命感を持った地域人の育成）プログラム

日本版WWAMI プログラム実績報告のページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/hospital/chiikiiryujin/actual.htm>

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料 5-1-2-1 就業体験実習（インターンシップ）の成績評価及び単位認定に関する申合せ

(総合理工学部履修の手引：p. 69～70、生物資源科学部履修の手引：p. 85 参照。)

別添資料 5-1-2-2 島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する取扱要領（法文学部履修の手引：p. 48～49 参照。）

別添資料 5-1-2-3 島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要領（法文学部履修の手引：p. 50～51 参照。）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学間単位互換制度、放送大学の活用、インターンシップ成績評価、全学開放科目の設定を通じて授業科目の多様化を図っている。

また、各学部の教育目的や学生のニーズに応じて教育課程の編成や授業科目の内容にそれぞれの特性を活かしている。

さらに学術の発展動向に応じ、大学教育改革プログラム（G P）による特色ある取り組みを通じて社会からのニーズを教育内容へ適切に反映させている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－1－③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、「1 単位の授業科目に 45 時間の学修を必要とする」ことを標準に定め（資料 5-1-3-A）、学生の自主的な学習を促すため予習、復習の時間を確保する措置として 1 学期間又は年間の履修単位数の上限を定め、各学部

において教育課程に応じた運用を行っている（資料5-1-3-B）。なお、医学部医学科では、各年次における授業科目について単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業ができない。また、看護学科では、1年次及び2年次修了までに履修すべき授業科目のうち、それぞれ3科目以上の未履修科目がある場合は進級できない。

その他、成績評価の厳格化と併せて、単位の実質化に対応できる学生の自学自習体制を確立するため、各学部において各授業の目的、内容、達成目標、成績方法・評価基準等をシラバスに明記している。また、オフィスアワーの設定、履修モデルの事前提示のほか、レポートの添削返却、医学のチュートリアル教育、個別指導、大学院生・上学生配置による履修・学習相談、施設の開放等、学生の自主的な学習を促す取り組みを実施している（資料5-1-3-C）。

そのうえで教育学部のプロファイルシートや医学部の共用試験などにより学生自らの到達度を客観的に判定するなどの仕組みのほか、きめ細かな履修指導、授業の工夫を行い、単位の実質化を支える体制を整えている。

資料5-1-3-A 教育課程（単位の計算方法）

（単位の計算方法）

第26条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方針に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

（出典：島根大学学則）

資料5-1-3-B 履修登録の上限単位数

法文学部	1学期間25単位
教育学部	1学期間28単位
総合理工学部	物質科学科 1学期間25単位 地球資源環境学科 1学期間40単位（学年・時間割配当・履修制限により平均1年50単位内） 数理・情報システム学科 2年次以上：1学期間25単位、 電子制御システム工学科 1学期間24単位 材料プロセス工学科 1年次：48単位、2・3年次：52単位、4年次：48単位
生物資源科学部	1学期間28単位（平成21年度以降入学生から適用）

（出典：履修の手引）

資料5-1-3-C 自主学習を促す取り組み（例示）

法文学部	<ul style="list-style-type: none"> ・小レポートを提出させてコメントを付けて返却（講義系科目） ・課題を事前提示する形態（演習系科目） ・学生による自主ゼミ活動
教育学部	<ul style="list-style-type: none"> ・1000時間体験学修のうち410時間分は豊富な体験学修メニューから学生自らが組み立てる仕組 ・プロファイルシートによる学生自らの成長と課題を把握及び学習目標の立案
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床医学教育及び一部基礎医学教育における医学チュートリアル教育を実施し、共用試験実施機構の試験を課して達成度を判定 ・附属図書館の24時間開放、情報演習室の開放等による学生の自主的学習環境の確立 ・少人数のグループ制指導、個別的指導による課題解決型学習（看護学科）
総合理工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・講義及び野外実習を含めた実験、実習、演習等における学習内容、単位認定に至る方法をシラバスに明記して学習時間と単位の対応関係を明確化 ・少人数セミナーの開催、オリエンテーション・キャンプの実施
生物資源科学部	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院生、上級学生による個別履修相談 ・学年担任教員及び指導教員による学習への助言指導

（出典：各学部の現況調査表）

【分析結果とその根拠理由】

履修する授業科目の登録について上限を設けるとともに、厳格な成績評価を支える成績評価のシラバス事前提示、自習を促す措置を取るなど、学生の授業時間外の学修時間を十分に確保できるようにしている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、教養教育のクラス編成において可能な限り、また、専門教育では少人数教育を導入している（資料5-2-1-A）。授業の形態は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うと学則に定め、各学部においてそれぞれの分野の特性を考慮し少人数の演習や実験、実習（フィールドワークを含む）等を組み合わせた形でバランスを図っている。

また、オフィスアワーのシラバス記載、TAの活用、自主学習会への支援など、各学部の特性に応じた工夫・配慮をしている（資料5-2-1-B）。

資料5-2-1-A 教養教育のクラス編成の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開講科目数	652	734	692	731	724
50人以下の科目数	393 (60%)	452 (62%)	417 (61%)	474 (65%)	470 (65%)
51～100人	142 (22%)	153 (21%)	155 (22%)	142 (19%)	135 (19%)
101人以上	117 (18%)	129 (17%)	120 (17%)	115 (16%)	119 (16%)

(出典：教育・学生支援部資料)

資料5-2-1-B 学習指導法の工夫（例示）

法文学部	<ul style="list-style-type: none"> 初年次教育を重視した入門演習科目を全学科で実施 TAを活用した調査技法の修得（実習系科目）
教育学部	<ul style="list-style-type: none"> 学生が自らの適性や志向を確かめながら主専攻と副専攻を決定 1000時間に及ぶ教育体験活動（体験学修）を必修化 「専門知識・技能」の修得と「学校教員としての教育実践力」とを架橋する授業科目分類を設定 3年次後期に毎週開講型の通常授業を開講せず教育実習、体験学修を集中的に行う実習セメスター
医学部	<ul style="list-style-type: none"> 医学科、看護学科共通の早期体験学習を実施 外来エスコート実習を実施 地域医療教育のための地域医療病院実習 問題解決能力の早期育成に向けた医学チュートリアル教育の3年次開始
総合理工学部	<ul style="list-style-type: none"> TAを活用した多数の実験・実習科目 実験室、大学会館を活用したプレゼンテーション、討論の実施
生物資源科学部	<ul style="list-style-type: none"> 中四国地区国公立大学による大学間連携フィールド演習 生物資源教育研究センターの活用によりフィールド演習科目の拡充

(出典：各学部の現況調査表)

【分析結果とその根拠理由】

授業の形態が講義に偏ることなく、指導方法に適した形態で実験、演習、実習をバランス良く配置しており、また、少人数教育の実施、フィールド型の授業などにより各学部の教育の特色に応じた学習指導法の工夫をそれぞれ図っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－2－②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育課程の編成趣旨、カリキュラム・ポリシーに沿って、シラバスの作成、活用及び改善・工夫をしている。本学のシラバスは、開講する授業科目の授業形態、授業の目的、ラーニング・アウトカムである科目の達成目標、授業内容、授業の進め方、成績の評価方法、オフィスアワー等を記載している（別添資料5-2-2-1）。

シラバスは、電子シラバス用のフォーマットを統一（医学部を除く。）しており、印刷媒体だけでなく、電子情報として、本学のウェブサイトから学生が検索・閲覧・ダウンロードできる環境を整備している（資料6-1-1-Aに別掲）。

シラバスは、入学時のオリエンテーション・ガイダンスを通じて指導する際に用いている。また、学期末におけるシラバスを基にした学生による授業評価アンケートにも活用している。この授業評価アンケートは、学生の学習到達度をシラバスの達成目標項目に照らして検証するものである。シラバスと授業評価アンケートとを有機的に連動させることによって、学生自身が学習到達度を検証し、また、教員が授業改善・工夫、次年度シラバスの改善等を行うことに活用している。

なお、学生の評価では、授業評価アンケート結果が示すとおり、シラバスに明示した授業科目の達成目標を基に、これをクリアできたと自己分析する学生の割合も増加しており、効果的に活用されていると判断される（資料5-2-2-A）。

資料5-2-2-A 学生評価（学生による授業評価）

設問12：シラバスにある科目的達成目標をクリアできた【7段階評価】（平成19年度以降の調査項目）							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	2年間平均
① 強くそう思う	—	—	5.6%	6.7%	5.2%	5.9%	5.9%
② そう思う	—	—	21.0%	23.6%	22.3%	24.2%	22.8%
③ 少しそう思う	—	—	30.4%	28.7%	29.2%	29.8%	29.5%
④ どちらでもない	—	—	31.7%	31.6%	33.7%	30.9%	32.0%
⑤ あまりそう思わない	—	—	6.3%	5.5%	6.0%	5.7%	5.9%
⑥ そう思わない	—	—	2.6%	2.0%	2.1%	2.0%	2.1%
⑦ まったくそう思わない	—	—	2.5%	1.9%	1.5%	1.6%	1.8%
平均得点	—	—	4.70点	4.81点	4.75点	4.81点	4.77点

【平均得点について】
評価段階ごとに得点化し、対応する回答者数に点数を乗じて得た値を合算した「総得点」から「回答者の合計」を除して算出

【評価段階別の得点】
 ①強くそう思う・・・7点 ②そう思う・・・6点 ③少しそう思う・・・5点 ④どちらでもない・・・4点
 ⑤あまりそう思わない・・・3点 ⑥そう思わない・・・2点 ⑦まったくそう思わない・・・1点

（出典：学生による授業評価アンケート結果）

別添資料5-2-2-1 シラバスの様式（記載例）

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは印刷物及び電子シラバスの両方を整備し活用しやすい環境を学生に提供しており、記載された授業科目の目標が学生に理解されており、有効に活用されている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－2－③：自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、入学者の学習観の転換を図り、自ら主体的に学ぶ自学自習の姿勢を身に付けることを教育の目標に掲げ、前期1年生を対象とした初年次教育を全学で展開している（別添資料9-2-1-3に別掲）。また、各学部においても学生の自主ゼミ活動などを展開しているほか、医学部では、看護学科所属の学生が放課後や休日に病院業務に従事できる制度を設け、医療チームの一員として病院の動きを体験できるようにしている。

長期休業中等における学生の自主的な海外研修・学習体験活動を評価して単位認定を行う科目の設定や教養教育の一環として環境又は地域連携をテーマに活動している学生団体を対象にした「学生によるフィールド学習支援プログラム」の実施により、自主学習の支援への配慮をしている（別添資料5-2-3-1～5-2-3-2）。

附属図書館などの自主学習施設の開放を進め、時間外での利用を最大限可能にする措置を講じて、学内での自主学習の機会を拡大している（資料8-2-1-Cに別掲）。

大学教育のユニバーサル化に対応し、初年次におけるリメディアル教育として専門高校、職業学科及び総合学科出身者等の希望者を対象に英語・数学・理科（物理・化学）の補習教育を開講してきた（別添資料5-2-3-3）。平成21年度から総合理工学部では、「基礎微分積分学IA, IB」の受講生に対して初回の授業で試験を実施して補完教育の受講が必要と思われる学生には数学の補完教育（計12回）を課している。

また、英語については、希望者を対象に高大接続科目として「大学英語入門」を開講しているほか、英語の履修において初年次からTOEIC-IPテストを課してそのスコアを基に1年生前期の授業から習熟度別のクラス編成をしている（別添資料5-2-3-4）。

別添資料5-2-3-1 海外研修・学習体験の単位認定制度

別添資料5-2-3-2 学生によるフィールド学習支援プログラムの実施状況

別添資料5-2-3-3 補習教育の実施状況

別添資料5-2-3-4 外国語科目履修案内

【分析結果とその根拠理由】

本学では、施設面及び各種制度によって学生の自主学習の機会を与えており、また、英語教育での習熟度別のクラス編成による学習指導や高等学校における一定科目の未履修又は不完全な履修者に配慮した補習科目を組織的に開講している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－2－④：夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5－2－⑤：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5－3－①：教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の試験等の成績評価は、全学の規程として策定した成績評価基準に則り、平常成績及び出席状況等を考慮して実施している。

成績評価は100点満点法であり、成績を秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）の5段階に区分し、秀、優、良及び可を合格として単位を認定している（別添資料5-3-1-1）。成績評価の方法及び基準については、授業科目の担当者がシラバスに明記し、また、初回授業時に評価基準を周知するなどしている。

卒業認定基準については、各学部で履修細則として規定し（別添資料5-3-1-2），学生に基準を記載した「履修の手引」を配布するとともに、新入生オリエンテーション等で成績評価及び卒業認定の基準に関する説明を適宜行っている。

各学部で所定の教育課程を履修（修了）した者に対し、単位認定・卒業認定のための卒業認定会議及び教授会を開催し、その議を経て学長が卒業を認定している（別添資料5-3-1-3）。

学生は、授業評価アンケート結果のとおり、シラバスに明記した成績評価の方法と基準の明確性に関しては評価をしている（資料5-3-1-A）。

資料 5-3-1-A 学生評価（学生による授業評価）

設問 13：シラバスにある成績評価の方法と基準が明確であったか							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	3年間平均
① 強くそう思う	6.8%	8.8%	9.1%	10.5%	7.9%	9.3%	8.7%
② そう思う	25.5%	28.5%	30.2%	31.2%	29.3%	32.3%	29.5%
③ 少しそう思う	22.1%	22.5%	24.1%	23.0%	24.8%	25.1%	23.6%
④ どちらでもない	38.1%	33.0%	30.4%	29.3%	32.3%	27.8%	31.8%
⑤ あまりそう思わない	4.0%	3.7%	3.6%	3.5%	3.6%	3.3%	3.6%
⑥ そう思わない	1.6%	1.5%	1.2%	1.3%	1.0%	1.1%	1.3%
⑦ まったくそう思わない	2.0%	2.0%	1.4%	1.3%	1.0%	1.1%	1.5%
平均得点	4.80 点	4.93 点	5.02 点	5.07 点	4.98 点	5.09 点	4.98 点

【平均得点】及び【評価段階別の得点】の算出方法は、資料 5-2-2-A を参照。

(出典：学生による授業評価アンケート結果)

別添資料 5-3-1-1 島根大学における成績の評価に関する取扱要項（成績評価基準）

別添資料 5-3-1-2 卒業認定基準の例示（法文学部履修の手引：p. 6～38 参照。）

別添資料 5-3-1-3 卒業認定会議議事要旨

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準は規則、要領に規定し、履修の手引及びシラバスを通じて学生に周知しており、成績評価、単位認定、修了認定について基準に沿って適切に実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－3－②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学は、成績の評価等の正確さを担保するため、成績評価基準に関し、教員の準拠すべき客観的な基準を明確にするとともに、学生が科目の成績評価に関して不服がある場合に申立てをする制度措置（不服申立て制度）を講じている（別添資料 5-3-2-1）。

この制度では、授業担当者の説明責任を明確にするとともに、成績評価に対する申立てに関し、成績評価の学生への情報提供の方法、問い合わせ方法、申立てに関する対応を明らかにしている。

また、専門教育科目については、同様に各学部において、その取扱いを定め、これに則って運用している（別添資料 5-3-2-2）。ただし、学生からは、成績照会の段階に留まっている。

別添資料 5-3-2-1 島根大学における成績の評価に関する取扱要項（成績評価に係る不服申立て制度）

別添資料 5-3-2-2 学部・研究科における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確性の確保については、成績評価基準を明示するとともに、学生からの成績評価に関する不服申立制度を整備している。以上のことから、本観点を満たしている。

<大学院課程>

観点5－4－①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、島根大学憲章に示す養成する人材像（資料1-1-1-Aに別掲）及び各研究科において策定した研究科の教育目的に則って、その教育課程の編成方針の下、授業科目を配置している（資料5-4-1-A）。

人文社会科学研究科では、法経専攻、言語・社会文化専攻の2専攻に4コース（法政コース、地域経済コース、言語文化コース、社会文化コース）を設定し、各分野の高度な専門的知識と技法の習得、学際的・国際的な研究を通じて総合的実践的能力を育むことを目指している。

総合理工学研究科では、博士前期課程に5専攻を置き、従来の細分化された学問領域にとらわれず、科学技術の総合化を目指す新たな理工融合理念に則した研究・育成システムを実践している。

また、博士後期課程では、工学分野の応用研究のみならず、物理、化学、地球科学、数学、情報などの理学分野に関する基礎科学を専攻できる教育課程としている。

その他、教育研究特別プログラムに対する教育方法の特例を設け、「地球」教育研究特別プログラムにおいて英語による授業及び研究指導を行うものとし、このプログラムに先端地球科学コース、地球資源学コース、地球環境災害学コースを設置している（資料5-4-1-B）。

資料5-4-1-A 教育課程（編成方針）

（教育課程の編成方針）

第16条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（出典：島根大学大学院学則）

資料5-4-1-B 教育課程の特色

人文社会科学研究科	<ul style="list-style-type: none">・学際的・国際的な研究を通じて、総合的実践的能力を育むため、各自の研究課題や修了後に目指す進路に応じた4コース（法政コース、地域経済コース、言語文化コース、社会文化コース）を設置・研究指導科目（専門分野の演習）、コース関連科目（講義、演習、実習）を体系的に配置・専攻共通科目（地域関係法特殊講義）、研究科共通科目（山陰地域プロジェクト演習）を開設・税理士、専門社会調査士の資格取得に対応した授業科目を開設
教育学研究科	<ul style="list-style-type: none">・学部学生の継続教育を行うことによる初等・中等教育における高度の専門性を備えた教員を養成・山陰地域の現職教員に対する研修機会の提供・本学教育学部附属学校において年間を通じて教育実習を行う「学校教育実践研究」を必須化・現職教員のキャリアに応じて特段の措置を講じた「1年短期履修コース」を設置

	<ul style="list-style-type: none"> 現職教員が自らの学校種、教科等の課題意識に基づいて自由に教育課程を選択する「オーダーメイド型教育プログラム」の提供
医学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> 医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、医学の分野においては、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた優れた研究者の養成 広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力と、人間性を備えた優れた研究者又は高度専門職業人を養成（看護学専攻修士課程） 高度臨床医育成コースにおいて学生が目指す多様な専門医、認定医に沿った柔軟かつ的確な科目選択を可能とするため所属部門に関する科目選択制度の撤廃（医科学専攻博士課程） 理工学分野及び自然科学分野との融合による学際的な研究成果を教育に活かす「医理工農連携プログラム」を開設
総合理工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 学部教育の上に立って、専攻する分野の体系的知識・技術や研究方法を修得させ、これを応用する能力、課題に対する探求能力を育成 専攻分野に関連する分野の基礎的素養や理工融合型視点を涵養し、総合的で国際的観点に立って技術開発や研究を進めることのできる素養をもった人材を育成（博士前期課程） 専門とする分野の高度な体系的知識・技術をさらに深め、これを活用する能力、研究課題を設定できる能力、独立して高度な技術開発や研究を国際的レベルで遂行できる基礎的能力を育成、習得した知識や研究成果を基に、後進を指導・助言できる基礎的能力を育成（博士後期課程） 社会人学生の受け入れに配慮した関連基礎科目を開設 「教育研究特別プログラム」での英語による授業
生物資源科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 高度の専門知識とともに幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育の充実を図る「生物生命科学」、「農林生産科学」、「環境資源科学」の3専攻で構成 学生の志向を考慮した教育及び研究指導で課題研究コース、学術研究コース、地域産業人育成コースを設置 課題研究コースにおいて高度専門職業人を目指す人材を養成する多様な教育プログラムを提供 学術研究コースにおいて連合大学院博士課程への進学など研究者を目指す人材を養成する教育プログラムを提供 多様な専門分野の研究方法や発想に触れる必須の研究科共通科目（他に例のない「科学研究方法論」等）及び専攻共通科目を設定 他専攻の科目も含めた選択肢から受講できるカリキュラム構成

(出典：各研究科の現況調査表及び島根大学概要)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の教育の目的や授与する学位に照らして、また、学士課程の教育との整合性を図りつつ、教育課程を体系的に編成している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－4－②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

各研究科では、専攻ごとの教育の目的に沿って当該学問分野の研究成果、社会の動向、多様な学生のニーズを踏まえた内容の授業科目を配置している。

教育学研究科では、スクール・リーダーとなる高度な資質を有する学校教員の養成を目的とし、山陰地域における教員養成基幹大学院として、現職教員および学部卒業生の双方により高度な専門性を獲得させ、地域の教育

界を担う人材の育成を推進する点から、教育実践開発専攻、教育内容開発専攻の2専攻の再編（平成20年度）に加え、従来の専修制にかわるコース制を採用している。また、島根・鳥取両県の教育委員会の要請を受けて「1年短期履修コース」を設置している（別添資料5-4-2-1）。

医学系研究科では、医科学の分野における世界に通用する医学研究者を養成するとともに研究マインドを併せ持った優れた臨床医を養成するため、医科学専攻博士課程に研究者育成コース、高度臨床医育成コース、腫瘍専門医育成コースを、修士課程に総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コーディネータ養成コースを設定し、より自由な科目選択が可能な教育課程の編成としている。

また、看護学専攻では、教育・研究領域として看護技術学（看護援助技術学コース、看護管理技術学コース）、母子・成人看護術学（母子看護学コース、成人看護学コース）、地域・高齢者看護学（地域在宅看護学コース、高齢者看護学コース）の3領域で構成している。

なお、理工学分野及び自然科学分野との融合による学際的な研究成果を教育に活かすべく「医理工農連携プログラム」を開設している（別添資料5-4-2-2）。

総合理工学研究科では、教育研究特別プログラムによって英語による授業を展開しているが、世界各地から能力のある学生を集めるプログラムであるとともに日本人学生の聽講も認めており、学生間の国際交流の一環に位置づけている。

生物資源科学研究科では、生物生命科学、農林生産科学、環境資源科学の3専攻の再編（平成20年度）に加え、学生の志向を考慮した教育及び研究指導ができるよう課題研究コース、学術研究コース、地域産業人育成コースを設けている。また、外国人留学生に対する教育方法の特例を設け、英語による授業及び研究指導を行う留学生特別コースを設置している。

地域社会の強い要望に応えて地域の再生に貢献できる人材を養成する「地域産業人育成コース」を設置しているが、この教育プログラムは、科学技術振興機構（JST）の科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の採択を受けて推進している（別添資料5-4-2-3）。

別添資料5-4-2-1 1年短期履修コースの概要（教育学研究科）

別添資料5-4-2-2 医理工農連携プログラムの開設状況（医学系研究科）

別添資料5-4-2-3 地域再生人材創出拠点の形成プログラムの実施状況（生物資源科学研究科）

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における教育課程の編成又は授業科目の内容については、新たな履修コースの設置、新たな教育プログラムの開設等を行っており、学生の多様なニーズ、学際的な研究成果の反映及び地域社会からの要請等に配慮している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－4－③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院課程では、「1単位の授業科目に45時間の学修を必要とする」ことを標準に（資料5-4-3-A），学生の主体的な学習・研究を重視して必要な学修時間を確保している。また、各研究科において多様な教育方法や指導方法を採用するなどして、学生の自主的な学習を促す取り組みを実施している（資料5-4-3-B）。

資料 5-4-3-A 教育課程（単位の計算方法）

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

(出典：島根大学大学院学則)

資料 5-4-3-B 自主学習を促す取り組み（例示）

人文社会科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に学習・調査を求める報告に基づいた討論・指導等を行う授業を実施 ・大学院生研究室のインターネットや資料室の自由利用 ・学内外の研究会、学会への学生参加
教育学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間レポートの作成」、「設定されたテーマによる討論形式による開講」等による教育方法の採用 ・ゼミナール形式及び個人指導による修士論文の作成指導 ・附属学校の教育実習において学生個々が「実践研究課題」を掲げて年間を通じた実践的研究を実施
医学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・中間発表会を通じて研究論文作成へ向けた組織的な履修指導 ・研究途中経過報告のセミナーの開催 ・学位最終公開審査、国内外の著名な学者によるセミナーへの学生参加
総合理工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間の確保及びレポート課題や予習の推奨による授業時間外での学習時間の確保 ・修士論文作成に関わる「特別研究」の学生による年間計画作成及び作業時間実績報告 ・学外の学会、研究会への学生参加
生物資源科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録や学習・生活相談方法等について2年間にわたるガイダンス（研究科全体の新入生オリエンテーション）を実施 ・各学生が取り組んでいる研究内容の提示（ポスター、パネル）及びホームページの開設による情報発信 ・専門領域への学会発表の奨励

(出典：各研究科の現況調査表)

【分析結果とその根拠理由】

各授業の予習・復習も含めた主体的な学習・研究の時間を確保できるよう定め、各研究科において多様な授業形態と自主的な学習を促す指導法を導入しているほか、自主学習環境の整備を図るなど単位の実質化への配慮をしている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－5－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

授業形態については、各研究科の特性を踏まえ講義、演習、実験、実習や学位論文の研究指導等を組み合わせ、全体のバランスを図っている。

人文社会科学研究科では、各専攻とも研究指導科目（専門分野の演習）、コース関連科目（講義、演習、実習）を体系的に配置するとともに小規模な研究科のメリットを活用し、徹底した個別指導を行っている。教育学研究科では、講義、演習、実習、研究課題等、多様な授業形態を組み合わせている。医学系研究科では、博士課程において講義に加えて、討論、データ解析、発表等の演習を効果的に組み合わせている。総合理工学研究科や生物資源科学研究科では、講義、演習、実習などの多様な授業形態を採用しており、関連基礎科目や英語等を加えて演習科目を増加させ、また、セミナー形式も多く取り入れている。各研究科では、上記のとおり授業形態のバランスを図るとともに、それぞれの教育内容に応じた学習指導法を採用している（資料 5-5-1-A）。

資料5-5-1-A 学習指導法の工夫（例示）

人文社会科学研究科	・小規模な研究科のメリットを活用した徹底した個別指導
教育学研究科	・個別指導、少人数指導、専門の異なる複数教員による共同授業を導入 ・多様な専門性を持つ教員の参画による共同開講
医学系研究科	・指導教員以外からも広く意見や指導を受けるため論文の「中間発表会」を実施（1年次終了時） ・知識と実際を結びつけて医学科独自の基本的な学習内容を学べるよう配慮（学部の解剖学実習見学等）
総合理工学研究科	・R A採用による研究補助業務を通じた研究の理解の深化
生物資源科学研究科	・研究室単位でのセミナー等で研究の進捗状況を発表 ・1年次修了前に研究科構成員が参加する中間発表会を実施

(出典：各研究科の現況調査表)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の教育目的に照らして講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスは適切であり、かつ、少人数教育、研究、論文の中間発表会の実施など学習指導法に工夫をしている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－5－②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスには、各研究科の教育課程の編成趣旨を踏まえ、授業形態、授業の目的、科目の達成目標、授業の内容、授業の進め方、成績評価の方法、オフィスアワー等を記載し、履修科目の選定や予習・復習に必要な情報を一定の様式で提示している。シラバスは印刷物として学生に配布し、また、本学のウェブサイト（医学系研究科を除く）で閲覧できる。各研究科は、シラバスを入学時のオリエンテーション・ガイダンスで系統的に指導する際に用い、また、学生自身の科目到達度・成績評価での検証に活用している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程に沿い、科目の達成目標や成績評価の方法など、履修科目の選定や予習・復習に必要な情報を一定の様式で記載したシラバスは適切に作成・活用されている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－5－③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、企業等に在籍している学生に対し、教育上特別の配慮が必要であると認められる場合、教育方法の特例を設け（資料5-5-3-A）、履修を容易にするため、学内規定により夜間（平日の18時以降）開講を可能としている（別添資料5-5-3-1）。また、やむを得ない事情により長期履修をすることが必要な学生には、長期履修を可能にして、履修が計画的に行われるよう指導する制度を設けている（別添資料5-5-3-2）。

資料 5-5-3-A 教育方法の特例等

(教育方法の特例)

第19条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修等)

第29条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨（以下「長期履修」という。）を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた学生の在学年限は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

（出典：島根大学大学院学則）

別添資料 5-5-3-1 昼夜開講制度の概要

別添資料 5-5-3-2 長期履修制度の概要

【分析結果とその根拠理由】

大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、社会人学生の履修に対する配慮をしている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－5－④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－6－①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

大学院課程では、多様な学生の指導に当たるため、必要に応じて一人の学生に対し研究指導教員に加えて副指導教員が共同で指導する「複数指導教員制」を導入している（別添資料 5-6-1-1）。

各研究科では、研究指導計画書等による指導教員による進捗管理、中間発表会の開催、最終審査の公開などの体制・制度を整備して指導している（資料 5-6-1-A）。

資料5-6-1-A 指導体制

区分	指導体制・方法
人文社会科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 「修士論文研究計画書」の提出を義務づけ、一人あるいは複数の教員による演習及び個別指導による修士論文の作成指導 公開での「修士論文発表会」での報告を義務化
教育学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 早い段階で研究テーマの絞り込みを行い、自立的な研究を開始するため1年次後期と2年次前期に「課題研究」を必修化 課題研究では、ゼミナール形式及び個別指導による修士論文の作成に関する指導を実施
医学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> 医学系研究科委員会の下に博士課程、医科学専攻修士課程、看護学修士課程の3委員会を設置 研究論文作成に向けた着実な学習を進める授業の一環として学位最終公開審査への参加を初年次から義務化 指導教員が学生と相談し、年間を通じた「研究指導計画書」を作成、研究・論文の指導を実施
総合理工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 学生ごとの指導教員を決定し研究指導を実施 指導教員が学生と相談し「指導計画書」を作成、研究・論文の指導を実施
生物資源科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> 第2セメスター終了時に研究科で統一した修士論文中間発表会を開催し、学会発表を学術研究及び課題研究コースに単位化 学生が提出する「研究計画」を基に指導教員は「研究指導計画書」を作成、研究・論文の指導を実施

(出典：各研究科の現況調査表、履修の手引)

別添資料5-6-1-1 大学院課程における複数指導教員制（例示）

【分析結果とその根拠理由】

複数指導教員制の導入及び研究計画書（進行状況報告書）の作成や学位最終公開審査への学生参加等により、大学院課程の趣旨に沿った研究指導や学位論文に係る指導体制を整備し、かつ、計画的に実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5－6－②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の研究指導及び学位論文作成に係る指導は、教員による個別指導とグループ討論・検討による指導との二つの方法によっている。

研究指導は、入学時よりスクーリングと並行し、研究方法及び学位論文テーマを学期、学年進行に沿って、定期的又は不定期に、提出文書や個別対面を通じての指導とレスポンスとして実施している。

併せて、研究テーマに収斂される事項の妥当性を検証するため、外部の研究者等からの批判や意見を通じた研究上の指導と刺激を学生に与え、研究意欲の向上を図るため、学会や学外研究会への参加を奨励する目的で、学生の研究成果の発表活動等に対して大学から補助する奨学金支給制度を設け、大学院生に適用している（別添資料7-3-3-4に別掲）。

さらに、指導教員の補助的な教授活動を通じてプレゼンテーション、ディベート能力を身につけるため、学部学生への指導であるTAの経験を重要な教育・研究発表の機会と位置付けて、大学院生に学部学生の実験・実習等を指導補助する教育的機能の訓練を行っている（資料3-4-1-Bに別掲）。

また、指導教員の下で、グループ討論を通じた研究能力、問題意識を向上させることに向け、最先端の研究活動の場を提供するため、RA（リサーチ・アシスタント）制度により学生に参画の機会を提供し、この過程で適宜研究上の指導を行っている（資料5-6-2-A）。

資料 5-6-2-A RAの配置実績（平成 20 年度）

研究科名	RA配置実人数(人)	RA従事延人数(人)	従事総時間数(時間)
医学系研究科	10	84	2, 100. 00
総合理工学研究科	14	82	2, 872. 50
生物資源科学研究科	10	78	1, 943. 00

(出典：財務部人件費調)

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する個別、集団指導について時宜を得て系統的に行っており、また、広く研究指導機会を得るために支援の制度も整備している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－7－①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程の成績評価は、学士課程と同じく 100 点満点法によって評価し、成績を秀 (90～100 点)、優 (80～89 点)、良 (70～79 点)、可 (60～69 点)、不可 (59 点以下) の 5 段階に区分し、秀、優、良及び可を合格として単位を認定している（別添資料 5-3-1-1 に別掲）。

修了認定基準については、大学院学則の定めにより各研究科で規定し、学生に周知している（別添資料 5-7-1-1）。また、各授業科目の成績評価基準については、シラバスにより学生に周知している。

標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、修士論文、博士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者に対し課程の修了を認定し、修士又は博士の学位記を授与している。

別添資料 5-7-1-1 修了認定基準の例示（人文社会科学研究科履修の手引：p. 1～15 参照。）

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準は規則、要領に規定し、研究科履修の手引及びシラバスを通じて学生に周知しており、成績評価、単位認定、修了認定について基準に沿って適切に実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－7－②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における学位論文等の審査及び最終試験、学位の授与の議決について研究科委員会の責務を定め（資料 5-7-2-A），各研究科において審査体制を整備している。また、学位について論文の提出の手順、論文等の提出期限、審査委員の選出、審査・試験の実施方法等を定め（別添資料 5-7-2-1），「履修の手引」により学生に周知し実施している。

学位論文審査の実施については、学位論文に係る内容をオリエンテーション時及び学期ごとに配布し、審査の

存在・時期、審査委員会組織の編成等を学生に説明し、周知している。具体には、研究科委員会が決定し組織編成した審査委員会（主査・複数の副査）によって具体的な審査につき、対象学生に事前周知を図っている。最終的な学位論文審査は、規則に則って口頭試問結果を踏まえて行い、研究科委員会において合否判定を最終決定（議決）し、対象学生にその結果を通知している（別添資料 5-7-2-2）。

資料 5-7-2-A 学位論文（審査及び最終試験、議決）

（学位論文等の審査及び最終試験）

- 第 10 条 研究科委員会は、－「中略」－ 専攻の教授、准教授又は講師及び論文の内容に関連のある科目を担当する他の専攻の教授のうちから 3 名以上の学位論文等審査委員（以下「審査委員」という。）を定め、当該審査委員に学位論文等の審査及び最終試験又は学力の確認を行わせなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会において必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 3 研究科委員会は、学位論文等の審査のため必要があるときは、提出者に対して当該論文の訳本、模型、標本その他必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 最終試験は、学位論文等を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

（学位授与の議決）

- 第 14 条 研究科委員会は、－「中略」－ 学位授与について審議し、修士又は博士の学位授与の可否を議決する。この場合において、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。
- 2 研究科長は、前項の議決があったときは、氏名、学位論文等審査の結果及び最終試験の成績を、速やかに、文書により学長に報告しなければならない。

（出典：島根大学学位規則）

別添資料 5-7-2-1 学位論文の審査体制等（審査委員、審査手続）

別添資料 5-7-2-2 学位論文審査の実施状況（フロー図）

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準は、学位授与に関する研究科細則等に明記し、学生へ周知している。また、学位論文の合否判定については、審査委員会及び研究科委員会によって審査を実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学士課程と同じく、成績の評価に関する取り扱いを定め、成績評価に関して不服がある場合の不服申立制度を整備している。専門教育科目については、各研究科においてその取り扱いを定め運用している（別添資料 5-3-2-1～5-3-2-2 に別掲）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に対する不服申立に対して統一した対応をとる制度を整備し、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じている。以上のことから、本観点を満たしている。

<専門職学位課程>

観点 5－8－①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

法務研究科は、地域社会の法化の進展に寄与するとともに、国際化の時代に対応できる高度な法的思考力と知識を有する専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを基本的理念・目標に掲げ、教育方針を定めている。

教育課程は3年が標準である。ただし、入学手続き終了後、入学式前までに実施する履修免除試験に合格したときは、法学既修者として2年次からの履修を認める制度を整備している（別添資料 5-8-1-1）。

授業科目を法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目群で構成し（別添資料 5-8-1-2）、修了に要する単位数を定めている（資料 5-8-1-A）。専門職学位課程は、上記4科目群からなる授業科目を開設し、履修に偏りがないよう体系的なカリキュラムを編成し履修させている。

学期制は、基礎から応用への積上型の教育を重視し、法律基本科目、実務基礎科目を中心にクオーター（4学期）制を採用し、学生の学習到達度・学習状況をきめ細かく把握している。（別添資料 5-8-1-3）。このクオーター制を導入するにあたり、授業の予習・復習、準備など学生、教員双方の負担軽減を図るための措置を講じている。

資料 5-8-1-A 教育課程（要修了単位数）

（要修了単位数）

第3条 要修了単位数は、各科目群のうちから、必修科目 70 単位及び選択必修科目 24 単位以上とする。ただし、選択必修科目は実務基礎科目群から 4 単位以上、基礎法学・隣接科目群から 6 単位以上、展開・先端科目群 A から 6 単位以上及び展開・先端科目群 B から 8 単位以上を各々修得しなければならない。

（出典：法務研究科履修細則）

別添資料 5-8-1-1 履修免除試験制度の概要

別添資料 5-8-1-2 授業科目、単位、履修年次一覧

別添資料 5-8-1-3 クオーター（4 学期）制

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、専門職大学院に相応しく体系的に編成しており、4科目群での授業科目の内容が、教育課程の編成の趣旨に沿っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－8－②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

法務研究科は、学生が十分に学習時間を確保できるよう、時間割編成の原則を定めている（資料 5-8-2-A）。また、臨床法学教育を通じて実践的処理技術等の習得によって実務能力を鍛錬するため、臨床科目（リーガルクリ

ニック、エクスターンシップ等)を「理論と実務の架橋」と位置づけている(資料5-10-1-Aに別掲)。

特色ある授業科目は、地元法律事務所との組織的連携により実施するリーガルクリニックである(別添資料5-8-2-1)。なお、法務研究科内に設置した地域法律相談センターでは、学生が同席する法律相談、学生が帯同する移動法律相談を実施し、地域に密着した実践活動を展開している(資料5-8-2-B)。

資料5-8-2-A 必修科目の時間割編成

1日の必修科目の授業が過度に集中することなくバランスよく1週間の中で科目配当されるよう時間割編成に留意する。

(原則)・必修科目の2コマ連続開講は行わない。

・週2コマの必修科目は異なる曜日で開講する。

(出典:法務研究科教授会確認事項)

資料5-8-2-B 地域法律相談

地域法律相談センターのページ <http://www.lawschool.shimane-u.ac.jp/center/02.html>

(出典:島根大学のウェブサイト)

別添資料5-8-2-1 連携協定締結書及び連携概要

【分析結果とその根拠理由】

学生の学習時間を確保するため、時間割の編成に工夫を行っている。実務能力を鍛錬するため臨床法学教育を実施している。その他、地域の法曹関係者との連携による実践的な取り組みを通じて、授業科目の編成が、学生のニーズや社会からの要請に応えたものとなっている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5-8-③: 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

法務研究科では、1学年間における最低修得単位数及び履修登録単位数の上限をそれぞれ設けている(資料5-8-3-A)。また、必修科目のうち法律基本科目群の科目について再試験の受験資格を厳格に定めている(別添資料5-8-3-1)。

資料5-8-3-A 教育課程(最低修得単位数、登録単位の制限)

(最低修得単位数)

第4条 最終学年、長期履修、進級停止及び復学の場合を除き、1学年間に最低28単位を修得しなければならない。

(履修登録科目・登録単位の制限及び履修手続)

第5条 在籍する学年次以下に配当された授業科目を履修しなければならない。

2 1学年間に36単位を超えて履修登録することはできない。ただし、3年次については、38単位まで履修登録することができる。

(出典:法務研究科履修細則)

別添資料5-8-3-1 再試験制度の概要

【分析結果とその根拠理由】

1 学年間における最低修得単位数の設定によって、全体を通じた学習の到達点を明確にしていること、また、履修登録単位数の上限を設定することにより、計画的な履修を義務付けており、単位の実質化を図る配慮をしている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5－9－①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

法務研究科は、地域の法化の進展に寄与すること及び国際化に対応できる法曹を養成することを教育理念に掲げ、「地域と法」、「国際人権法」、「比較契約法」、「国際取引法」を開講し、この理念をカリキュラムに反映させている。特に、地域性を考慮した重点科目である「地域と法」を1年次に履修すべき選択必修科目としている。

理論と実務の架橋を目指すため法律実務基礎科目及び総合科目を設けており、研究者教員に加えて5年以上の実務経験を積む実務家教員を配置している。

また、法務研究科は、平成17年、平成18年及び平成20年において自己点検評価に対する外部評価を実施し（別添資料5-9-1-1）、弁護士会、法科大学院教授等で構成する外部の評価委員会から授業科目、授業内容に関する本研究科の取り組みに対する意見を聴取している（資料5-9-1-A）。

水準のさらなる向上を目指し、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の採択を受けて他大学（四国、岡山法科大学院）と共同で教育の質の向上に取り組んでいる。他大学と連携し、共通の教育プログラムを作成することにより、教育内容・方法の充実と厳格な成績評価システムの構築を図り、他方で相互授業参観、相互模擬授業の実施などによって、FDシステムの開発や実務教育も含めた連携教育システムの構築を目指している（別添資料5-9-1-2）。

資料5-9-1-A 外部評価委員の意見（抜粋）

（平成17年評価）

授業科目について「地域と法」ということで理念を掲げ、授業科目を用意するという努力もされ、授業もほぼ全員が受講しているというのは大変重要である。実際にやりになってまだ1年目で限界もあったとの総括もされているが、ひとつの特色としてその努力の跡が十分うかがえる。【原文のまま】

（平成18年評価）

カリキュラムの改正、改革についてのご努力というのも具体的な形で進められているということだったかと思います。法律家を育てるというところでの水準ということになった時には、なお議論途中という面もあるかと思いますが、先生方の間でFD等も随分充実したものが行われることになってきている。【原文のまま】

（平成20年評価）

この法科大学院の特性の一つとして、地域との連携があるわけとして、行政、それから弁護士会はもちろんのこと、それから経済界等、この地域のさまざまな分野の方たちの支援、もちろん大学としてもそういう方たちの支援を取りつける御努力をされたということです。ということで実現したということだったと思います。【原文のまま】

（出典：法務研究科外部評価委員会講評資料）

別添資料5-9-1-1 島根大学大学院法務研究科自己点検評価報告書

別添資料5-9-1-2 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム：中四国法科大学院連携教育システムの構築
の実施状況**【分析結果とその根拠理由】**

地域性・国際性を備えた法曹の養成に適う研究者教員及び実務家教員を配置し、教育課程や教育内容を展開しており、外部の法曹関係者からも評価され、その水準は、当該職業分野の期待に応えるものになっている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

法律知識の習得を目的とする講義による授業のほか、学生参加型の授業及び臨床科目における実務体験型の授業を組み合わせている（資料5-10-1-A）。

資料5-10-1-A 授業内容・教育方法の事例

授業科目	授業内容・教育方法
公法総合Ⅱ	事例問題に関するレポートの提出を義務付け、各人のレポートを学生相互間で事前に検討し、授業で多角的に議論する双方向・多方向型の授業を実施する。
公法総合Ⅰ	学生を班編成し、班単位で事例問題の問題点の抽出、学説・判例の検索と整理、班としての意見集約等を行い、口頭報告とその内容の比較検討を相互に行う授業を実施する。
民事法総合Ⅰ	研究者教員と実務家教員との共同により、理論面の指導と実務面の指導を総合的に行う共同授業を実施する。
リーガルクリニック	実務家教員の法律相談に立会い、事件の概要、法的な問題点、回答・処理方針等について学生相互で議論をし、検討結果を報告する。
エクスターンシップ	法律事務所である実習先に赴き、実務形式の実習を体験する。実習の前後にはそれぞれ集合授業（講義形式）を行う。

(出典：法務研究科自己点検評価報告書)

【分析結果とその根拠理由】

双方向型・多方向型の形態により、学生が主体的に参加する授業を実施している。また、臨床科目では、リーガルクリニック、エクスターンシップ等の体験実習を導入し、カリキュラム全体のバランスを図ってそれぞれの教育内容に応じた学習指導に工夫をしている。

観点5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

学士課程、大学院課程と同じくシラバスには、全科目について授業の目的、授業の進め方、授業のキーワード、

参考文献、成績評価の方法、オフィスアワー等を記載し、年度当初に各学年を対象にオリエンテーションで学生に配布している。

また、別に授業の主題とポイントなどを明示した講義（授業）概要を前・後期の開始前に作成し、学生に配付している。さらに、各科目の授業レジュメと資料を当該授業実施 1 週間前までに事前配付している（別添資料 5-10-2-1）。

別添資料 5-10-2-1 講義（授業）概要

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの作成・配布を行ったうえで、学生が自主学習を行うのに必要な講義概要やレジュメ等を適宜提供することで全体を見通した履修計画（学習計画）を立てるのに機能しており、これらが有効に活用されている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 5-10-③：夜間ににおいて授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-10-④：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-11-①：教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程では、成績評価にG P A (Grade Point Average) 制度を導入している。この制度により成績は100点満点法によって採点し、これを7段階に区分した点数範囲にそれぞれ評価点を与え、所定の単位を修得し、かつ、一定の成績（科目平均評価点）を修めなければ課程の修了を認めていない（別添資料5-11-1-1）。

法務研究科教務委員会において試験問題、出題意図、採点基準、配点基準を事前に点検し、また、試験実施後にも同委員会が採点基準、配点基準に沿った成績評価であるか確認を行っている。さらに、教授会において試験問題、採点表、成績表及び最終成績について審議し、承認している。

別添資料5-11-1-1 成績評価G P A (科目平均評価点) 基準

【分析結果とその根拠理由】

G P A制度による成績評価により学生の学習到達度を適切に把握することができ、また、教務委員会の事前・事後チェックにより、組織的に試験の質を保証しその客觀性を高めており、成績・認定にあたり厳格な評価を実現している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点5-11-②：成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績通知に際して採点済みの答案（写）を返却するとともに、試験の配点、出題意図、採点基準等を記載した解説を原則として試験実施後に学生に配布している（別添資料5-11-2-1）。

成績評価に対する学生からの異議申立てに対しては、これを規則に定め（資料5-11-2-A）、試験の事前・事後チェックを実施している教務委員会が受理して対応している。

資料5-11-2-A 成績評価（異議申立て）

（試験評価への申立て）

第14条の2 学生は、試験の評価について、研究科に説明を求め意見を述べる申立てをすることができ、研究科はこの申立てに応えなければならない。

（出典：法務研究科規則）

別添資料5-11-2-1 成績通知解説

【分析結果とその根拠理由】

学生への答案の返却、採点基準の公表によって学生が自己の成績評価を客觀的に確認することができる。また、成績評価に対する問い合わせについても法務研究科が組織として対応しており、その正確性を確保している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学士課程>

- 本学の教育目的は明確に設定し、そのための全学の教育課程が教養教育と専門教育として体系的に、かつ、バランスをもって編成している。
- 教育課程の編成は、学生の多様なニーズ、現代的な社会的・地域的要請課題に応え、系統性のある授業内容の科目で実施されており、全学開放と学部固有の科目構成による教員の研究成果と学術動向を基礎にしたものとなっている。
- 教育課程における単位認定は、教育課程編成に沿ったシラバスに明示された授業方法、共通の評価基準に基づいた質保証となっている。
- 学生の主体的な学習を促進する自主ゼミ等の手立てをとりつつ、基礎力不足の学生に対する初年次教育の実施など、学生の学習に関する調査エビデンスを基に、学習状況に配慮した指導援助体制が全学及び学部レベルで確立している。
- 成績評価基準及び卒業認定基準を全学、学部で規定して、これを学生に明示してかつ周知を行い、適正に実施している。また、成績評価に対する不服申立制度を確立している。

<大学院課程>

- 大学院における教育研究目的を明示し、体系的な教育課程の編成と授業科目の単位修得を通じて、これらが達成されている。
- 教育課程の編成は、現代的な時代・地域等の要請に応え、また学術・研究動向を踏まえ、研究科の組織再編とともに改善している。
- 単位認定は、規則化された学修時間数と認定基準に沿って行われている。
- 各研究科における授業形態は、教育目的に沿って多様であるが、各研究科における特色を踏まえ、学習指導と結合したバランスのとれたものとなっている。

<専門職学位課程>

- 本学法務研究科は、山陰法科大学院として地域の法化の進展に寄与すること及び国際化に対応した法曹の養成を教育理念に掲げ、この理念をカリキュラムに色濃く反映させている。
- 地元法律事務所との組織的連携によりリーガルクリニックを実施していること、また、法務研究科内に設置した地域法律相談センターでの法律相談、移動法律相談を通じて地域に密着し、地域に根ざした実践活動を開催している。
- 成績評価及び修了要件にG P A制度を導入していること、また、試験評価に教務委員会が出題と採点に責任を持ち、教員への助言体制を確保することで厳格な成績評価のための制度・体制を確立している。
- 地域性を持つ他大学と連携し、共通の教育課程プログラムを作成し、教育内容・方法の充実と厳格な成績評価システムの構築を図る連携教育システムの構築を目指している。

【改善を要する点】

<学士課程>

- 大学教育のユニバーサル化に対応し、学生の学習・意識状況を踏まえた初学年教育内容・方法につき、一層

の改善工夫を加える必要がある。

- 教育の質保証のため、入学から履修、単位・卒業認定・到達段階までの一連のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ラーニング・アウトカムなどをさらに明確にし、教員及び学生が共通の確認された設定基準によって教育課程編成がされるよう改善を強める必要がある。

<大学院課程>

- 授業形態及び単位認定につき、スクールとしての合理的な授業方法、単位認定方法にとなるよう、シラバス等に明示するなどの改善をすることが要請されており、一層の改善が必要である。

<専門職学位課程>

- 短期集中型積み上げ方式による効果的な学習効果を上げることを狙いとし、また、学生の学習到達度・学習状況をきめ細かく把握するためクオーター制を導入し、授業の予習・復習、準備など学生、教員双方の負担軽減を図るため措置を講じているが、学習到達度を見極める小テストの頻度や時間割の編成の制約など学生の学習のゆとりへ配慮した取組、方法についてさらに検討を要する。
- 修了者が修了後3年以内に高い比率で法曹資格を取得できるよう、学位課程のさらなる充実と指導体制を整える必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

<学士課程>

学士課程の教育課程の編成・方針を定め、各学部において教育の目的・養成しようとする人材像に沿って授業科目を構成している。それぞれの教育課程は、教養教育と専門教育で構成している。教養教育では、基礎教育科目、共通教養科目に加え専門教育への導入部分を担う専門基礎教育科目を開設して教養領域と専門領域とを並行して円滑に履修する方式を採用している。

専門教育では、教育学部、医学部において専門職業人の養成に求められる授業科目を開設し、また、総合理工学部、生物資源科学部において技術者教育を重視してそれぞれ体系的に教育課程を編成している。これらの教育課程は、学生のニーズや社会からの要請に配慮しており、また、授業形態も講義、演習、実習、実験等をバランス良く組み合わせている。その内容も他大学との単位互換制度、インターンシップの単位認定、放送大学の基礎科目の一部カリキュラム化、全学開放科目の開設により、多様なニーズに対応している。また、全学でのフィールド学習教育プログラム、教育学部の教育実習、体験学修、医学部の地域医療病院実習、医学チュートリアル教育など教育内容に応じた学習指導法の工夫を講じている。

シラバスには、授業形態、授業の目的、科目の達成目標、成績評価の方法等を記載して全学部で整備しており、また、電子シラバス用のフォーマットを統一して本学のウェブサイトで公開し検索・閲覧できる環境を整備している。

専門高校・総合学科出身者を対象にした補習教育の実施、英語の履修におけるTOEIC-IPテストの成績による習熟度別クラス編成によって基礎学力向上のための取り組みを実施している。

学業成績の評価、単位の認定及び卒業の認定については、学内の規則等でこれらの基準を定め、学生に周知するとともに厳格に実施している。なお、学生が成績評価に対して不服がある場合の不服申立制度を整備して成績評価の正確性を確保している。

<大学院課程>

大学院課程の教育課程の編成・方針を定め、各研究科において教育研究の目的・養成しようとする人材像に沿つて授業科目を構成している。

教育学研究科において地域の教育委員会の要請を受け、現職教員の履修に対する特段の措置、医学系研究科における医学・理工学・自然科学の学問領域の連携・融合した教育プログラムの開設、生物資源科学研究科における地域産業人育成コースの設置を踏まえた地域再生人材創出拠点形成のための教育プログラムなど、研究成果の反映や社会からの要請等に応える教育課程を編成している。

シラバスには、学士課程と同じく授業形態、授業の目的、科目の達成目標、成績評価の方法等を記載して全研究科で整備している。

大学院生の研究指導、学位論文指導には、研究指導教員による研究指導計画に基づく指導体制を整備している。学生には計画的な研究計画を立案するための研究計画書の作成、中間発表会の実施、学位最終公開審査への参加をさせている。また、学会や学外研究会への参加を奨励するための参加経費の補助制度、教育的機能の訓練としてのTA制度、研究活動に参画するRA制度を活用して学生の積極的な教育研究活動を支援している。

学業成績の評価、単位の認定及び卒業の認定については、学士課程と同じく学内の規則等でこれらの基準を定め、学生に周知するとともに厳格に実施している。なお、学生が成績評価に対して不服がある場合の不服申立制度を整備して成績評価の正確性を確保している。

<専門職学位課程>

法務研究科は、地域社会の法化の進展に寄与するとともに国際化の時代に対応できる高度な法的思考力と知識を有する専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを基本的理念・目標に掲げ、教育方針を定め、教育課程を編成している。

授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目群で構成し、修了に要する単位数を定めている。また、基礎から応用への積上型の教育を重視し、法律基本科目、実務基礎科目を中心にクオーター（4学期）制を採用している。

地域性を考慮した重点科目である「地域と法」を1年次に履修すべき選択必修科目とし、臨床科目では、「理論と実務の架橋」と位置づけて地元法律事務所との組織的連携によるリーガルクリニックや法務研究科内に設置した地域法律相談センターでの法律相談を実施して地域に密着した実践活動を展開している。また、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム：中四国法科大学院連携教育システムの構築」の採択を受けて他大学（法科大学院）との連携による教育の質の向上に取り組んでいる。

成績評価にGPA制度を導入しているほか、教務委員会において試験問題、出題意図、採点基準、配点基準の事前点検、また、試験実施後の採点基準、配点基準に沿った成績評価であるかの事後点検により成績、単位認定、修了認定の厳格な評価を実現している。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、授業科目における学生の達成目標（達成度）をシラバスに明記し（資料6-1-1-A）、その目標の達成状況は、年2回前・後期に実施する「学生による授業評価アンケート調査」で検証している（資料9-1-1-A 教育開発センタ一年報：第1号 p.157～176、第2号 p.153～172 参照。）。その他、学部・研究科の在学生を対象とした「学生生活満足度調査」、1年生を対象とした「島根大学における一年次教育の実態と教育改善に関する調査」など、教育成果に関する調査組織を整備し、分析・報告を行い公表している（資料6-1-1-B～6-1-1-C）。

資料6-1-1-A 電子シラバス情報

島根大学シラバス検索のページ <http://gakumuweb1.jn.shimane-u.ac.jp/syllabus/>

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料6-1-1-B 教育の成果等の検証体制

実施事項・実施組織	評価・検証等の内容
授業評価アンケート 【教育開発センター】	FD事業の一環として教育改善、授業改善に資する目的でWeb上でアンケート方式で実施し、報告書等の形で学生・教員双方に周知するとともに教員表彰の推薦等に活用
学生生活満足度調査 【学生生活満足度調査委員会】	学部学生、大学院学生を対象に、教育内容・方法、教育環境、学生生活支援・学生サービス、就職支援等多岐にわたって調査を実施
初年次教育関連調査 【教育開発センター】	教育的ニーズが高い課題の一つである初年次教育に焦点を当てその効果的なプログラム構築のため全1年生を対象とした調査を実施
初修外国語授業評価 【外国語教育センター】	ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語の授業について学生に対するアンケート調査を実施
卒業生・修了生調査 【教育開発センター】	教育の質保証を担保すべく教育改革に取り組むため卒業生・修了生に対するアンケート調査を継続的に実施（別添資料6-1-5-1 参照。）
卒業生・修了生の就職先に対するアンケート調査 【キャリアセンター】	過去3年間の卒業生・修了生が就職した民間企業、官公庁に対し、教育の現状を点検・評価し、結果に基づき改善・向上を図るために調査を実施（別添資料6-1-5-2 参照。）

（出典：教育・学生支援部資料）

資料6-1-1-C 教育の成果等の検証状況

学生生活満足度調査報告書の分析 http://cerd.shimane-u.ac.jp/image/activity/report/2007_manzokudo_analysis.pdf

初修外国語授業評価アンケート <http://cfle.shimane-u.ac.jp/center/fd/questionnaire/shoshu.html>

一年次教育の実態と教育改善に関する調査研究 http://cerd.shimane-u.ac.jp/image/activity/report/2007_fye_all.pdf

（出典：島根大学のウェブサイト）

【分析結果とその根拠理由】

本学の養成しようとする人材像に照らして学生に求める学力や資質をシラバスに明示して、これらの達成状況を学生による授業評価アンケートの継続実施と分析によって検証し、授業の改善、教員の表彰等に活用している。

その他、教育目標の達成状況を検証するため、検証する全学の組織においてそれぞれの目的に応じて在学生以外に卒業生（修了生）や就職先企業等へ調査を実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 6－1－②：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学士課程教育の成果・効果を分析する指標として在籍者に占める留年者の比率が、過去3年間において全学部の平均が6.2%～6.4%で推移している。また、修業年限以内で卒業する者の割合（卒業率）は、過去3年間において全学部の平均が79.2%～80.6%で推移している（別添資料6-1-2-1）。

大学院課程における在籍者に占める留年者の割合は、過去3年間において全研究科の平均が3.2%～5.2%で推移している。また、修業年限以内で修了する者の割合（修了率）は、過去3年間において全研究科の平均が79.8%～83.2%で推移している（別添資料6-1-2-2）。

平成20年度の単位修得率は、79.18%で、成績評価の分布状況（秀・優・良・可の割合）は、教養教育では、それぞれ10.30%，34.65%，29.64%，25.41%，また、専門領域では、2.22%，49.90%，28.33%，19.55%となっている。

卒業（修了）論文は、各学部・研究科において厳格に審査している。なお、学生の学術研究に関し特に顕著な業績を挙げたと認める者に対して表彰する制度を設け（別添資料6-1-2-3）、年2回、学会発表者、受賞者等の中から選考し学生表彰を行っている（別添資料6-1-2-4）。

また、教育効果の高揚と就職支援に資する目的で学内資格付与制度を創設し、授業その他の活動において一定の基準を満たした学生に対し、情報セキュリティ管理士、環境マネジメントシステムリーダー等の資格を与えている（別添資料6-1-2-5）。

別添資料6-1-2-1 学士課程学生在籍・卒業状況調

別添資料6-1-2-2 大学院課程在籍・修了状況調

別添資料6-1-2-3 島根大学学生表彰規則

別添資料6-1-2-4 学生表彰(成績優秀者・学術研究業績)状況

別添資料6-1-2-5 学内資格の付与状況

【分析結果とその根拠理由】

全体の単位の取得、卒業・修了の状況は、概ね良好な状況にあると判断される。また、卒業・修了論文の審査は、厳格に実施しており一定以上の質を保持している。その他、学生の学会発表等も活発であり、卒業（修了）率も高い比率で安定しているため、教育の成果や効果が上がっていると判断する。以上のことから、本観点を満たしている。

観点6－1－③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学の教育の成果・効果を検証する「学生による授業評価アンケート」は、その対象科目を卒業研究、集中講義、教育実習関係、医学部医学科の専門教育科目を除く授業科目とし、回答方法は、匿名方式で、学生自身が14項目（資料6-1-3-A）について7段階評価することにより実施している。

集計の結果は、学内向けのウェブサイトにおいて公表している。このうち「総合的に判断して、この授業に満足している（総合満足度）」への回答の平均得点が、平成18年度の前期は、7段階の4.86、後期は5.02、平成19年度の前期は5.03、後期は5.13、平成20年度の前期は5.07、後期は5.13で推移している。

なお、評価の結果は、科目担当の教員に科目ごとの一覧表として表示し、授業改善に繋げたか否かの照会を翌年度行うとともに、総合満足度の高い（5.00以上の評価を受けた）授業科目の中から抽出した授業を公開する相互研修型のFD（別添資料9-2-1-1に別掲）などによって活用し、教育方法の改善に結び付けている。

資料6-1-3-A 授業評価アンケートの設問項目

○多段階設問項目

- 設問 1：授業への出席率 【6段階評価】
- 設問 2：平均してどのくらい授業外学習（予習、復習）を行ったか 【6段階評価】
- 設問 3：この授業の学習に意欲的に取り組んだ 【7段階評価】
- 設問 4：授業で教わる内容の水準について 【7段階評価】
- 設問 5：授業で教わる内容の分量について 【7段階評価】
- 設問 6：授業が興味深く、触発された 【7段階評価】
- 設問 7：教員の熱意を感じられた 【7段階評価】
- 設問 8：教員の説明の仕方はわかりやすかった 【7段階評価】
- 設問 9：教員の話し方は明瞭で聞き取りやすかった 【7段階評価】
- 設問 10：授業の内容が理解できた 【7段階評価】
- 設問 11：スライドや板書、配布資料等は、読みやすく整理されていた 【7段階評価】
- 設問 12：シラバスにある科目的達成目標をクリアできた 【7段階評価】
- 設問 13：シラバスにある成績評価の方法と基準が明確であった 【7段階評価】
- 設問 14：総合的に判断して、この授業に満足している（総合満足度評価） 【7段階評価】

（出典：教育開発センター資料）

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケート結果の分析では、本学の学生は、授業に対して総合的に判断して概ね満足している結果となっている。

調査を重ねるごとに評価が高まりつつあるのは、教師による教育方法の改善が進み、これが学生による授業評価において、教育の成果が上がっていることに反映しているものと判断する。以上のことから、本観点を満たしている。

観点6－1－④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学は、卒業後の進路・就職状況調査を継続的に実施している（別添資料6-1-4-1）。平成21年3月の学部（医学部を除く。）卒業生のうち就職希望者の就職率は、97.4%（平成20年：96.1%，平成19年：96.1%）であり、また、平成21年3月の研究科（医学系研究科を除く。）修了生のうち就職希望者の就職率は、99.0%（平成20年：97.9%，平成19年：98.8%）である（資料6-1-4-A～6-1-4-B）。

法文学部の就職者の職業別構成では、事務従事者、販売従事者が多く、産業別構成では、公務（公務員、警察官、教員など）、金融業、卸小売業など多様である。教育学部では、教員をはじめカウンセラーなどの教育に関連する分野への就職が多く、教員養成を担う人材像に沿った結果となっている。総合理工学部では、一般企業への就職が圧倒的に多い一方で、卒業生の約40%が大学院へ進学している状況にある。生物資源科学部の産業別構成では、製造業、卸小売業が多く、その進路は生物、食品、薬品、農業関係など、学部の専門性に沿った結果となっている（別添資料6-1-4-2）。

医学部では、新卒者の医師国家試験の合格率は94%に達し、看護師、保健師についても100%といずれも高い結果を残している（資料6-1-4-C）。

資料6-1-4-A 学部別就職希望者の就職率（単位：%）

区分	法文学部	教育学部	総合理工学部	生物資源科学部	4学部平均
平成19年3月卒業	93.1	98.0	97.6	97.2	96.1
平成20年3月卒業	93.8	97.4	96.7	96.9	96.1
平成21年3月卒業	97.4	100.0	96.7	96.0	97.4

（出典：キャリアセンター資料）

資料6-1-4-B 研究科別就職希望者の就職率（単位：%）

区分	人文社会科学研究科	教育学研究科	総合理工学研究科	生物資源科学研究科	4研究科平均
平成19年3月修了	100.0	100.0	99.0	97.4	98.8
平成20年3月修了	72.7	100.0	99.2	100.0	97.9
平成21年3月修了	100.0	97.6	99.1	100.0	99.0

（出典：キャリアセンター資料）

資料6-1-4-C 医学部新卒者国家試験合格率（単位：%）

区分	医師国家試験	看護師国家試験	保健師国家試験
平成19年2月実施分（新卒者）	94.4	100.0	100.0
平成20年2月実施分（新卒者）	92.1	96.2	98.4
平成21年2月実施分（新卒者）	94.4	100.0	100.0

（出典：医学部資料）

別添資料6-1-4-1 学部別・研究科別の進路状況

別添資料6-1-4-2 産業別就職状況

【分析結果とその根拠理由】

本学の就職・進路状況は良好であり、また、特定分野での国家試験では高い合格率を保持していること、各学部が養成すべき人材像に沿った進路結果になっていることから、教育の成果や効果は上がっているといえる。以上のことから、本観点を満たしている。

観点6－1－⑤：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成15～17年度及び平成19年度において、大学で身につけた力（ラーニングアウトカム）に関する評価による検証評価をしたところ、評価ポイントにはばらつきがあるものの、全ての領域で平成19年度の評価が高い。評価領域別では、社会的関係形成力、持続的学習・社会参画力についての評価の上昇度が高く、一方、外国語運用力については、高い評価が得られていない。（資料6-1-5-A）。なお、大学で身につけた能力に対する満足度については、「大変満足した又はある程度満足した」と回答した学生は、平成15～17年度の68.6%に対し、平成18年度が80.1%、平成19年度が84.5%と推移している（別添資料6-1-5-1）。

平成16～18年度の学部卒業生と大学院修了生が就職した民間企業及び官公庁に対し、設定した能力要件について評価する調査を実施した結果（資料6-1-5-B）、「総合的に判断して、島根大学卒業生の採用に満足している」という設問では、「充分満足（5段階評価の5）又はやや満足（5段階評価の4）」と回答した企業が67.4%に達している。また、個別の観点評価において本学の卒業（修了）生には、「責任感・誠実性」「協調性」に高い能力・素養を持っていると評価を受ける一方で、「統率力・リーダーシップ力」、「課題発見力」、「表現力・プレゼンテーション能力」などがやや不足しているという傾向にあるという結果となっている（別添資料6-1-5-2）。

資料6-1-5-A 教育の成果

評価領域	平成15～17年度卒業生	平成19年度卒業生	上昇ポイント
① 批判的思考力・問題解決力	2. 53	2. 86	0. 33
② 社会的関係形成力	2. 84	3. 13	0. 29
③ 持続的学習・社会参画力	2. 62	2. 97	0. 35
④ 知識の体系的理解力	2. 45	2. 71	0. 26
⑤ 情報リテラシー	2. 63	2. 88	0. 25
⑥ 外国語運用力	1. 89	2. 17	0. 28
⑦ 母国語運用力	2. 53	2. 82	0. 29
⑧ 自己主張力	2. 56	2. 79	0. 23

(注1) 評価ポイントは卒業生が自己評価した4段階評定による
 (注2) 平成18年度は実施した調査項目が異なるので除外している
 (注3) 平成15～17年度卒業生は、平成19年12月に実施（回収率：13. 2%）
 (注4) 平成19年度卒業生は、平成20年3月に実施（回収率：57. 5%）

（出典：教育成果に関する検証調査 一学士課程ダイジェスト版一）

資料6-1-5-B 島根大学の教育と卒業生に関するアンケート調査

◆調査内容	日本経済団体連合会資料「主体的キャリア形成の必要性と支援のあり方（06.6.20 発表）」にある『企業が求める人材像』及び『企業が採用時に重視する要素』等を参考にしつつ大学の教育内容を加味し調査項目（能力要件）を設定
◆設定項目	1. 仕事に対する熱意・意欲がある、 2. 責任感・誠実さがある、 3. 積極的で実行力がある、 4. コミュニケーション能力がある、 5. 表現力・プレゼンテーション能力がある、 6. 協調性・チームで仕事をする能力がある、 7. 統率力・リーダーシップ力がある、 8. 一般知識・教養がある、 9. 論理的思考力がある、 10. 創造性・企画力がある、 11. 問題解決力がある、 12. 課題発見力がある、 13. 専門分野の基礎知識・技術がある、 14. 専門分野の応用的知識・技術がある、 15. 常に新しい知識・能力を身につけようとする力がある、 16. コンピュータ活用能力がある、 17. 語学力がある、 18. 総合的に判断して、島根大学卒業生の採用に満足している
◆調査票の回収状況	民間企業：調査対象企業 976社 （回収率：26. 4%） 官公庁：調査対象機関 78機関 （回収率：33. 3%）

（出典：キャリアセンター資料）

別添資料 6-1-5-1 島根大学卒業生・修了生に対する教育成果に関する検証調査

別添資料 6-1-5-2 島根大学の教育と卒業生に関するアンケート調査報告書

【分析結果とその根拠理由】

卒業生に対する教育成果に関する調査では、調査時における卒業後の経過期間に相違があり、これを考慮しなければならないが、卒業年が新しい卒業生ほど評価が高くなっていることから、着実に教育力（学習成果）が向上していることが示されている。本学の卒業（修了）生や就職先等関係者からの意見聴取の結果においても本学の教育への満足度は総合的には高く、教育の成果や効果に対する一定の評価を受けている。以上のことから、本観点を満たしている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育の成果を検証するにあたり、従来の授業評価アンケートのみではなく、学生からの意見の聴取方法を多様化するため初年次生、卒業（修了）生、就職先を対象とした調査を実施し、得られた情報の分析結果をFD活動へ活用するなどの取り組みを行っている。
- 卒業生・修了生に対する教育成果に関する調査から分析すると持続的学習の効果や社会的参画力の向上に関する学生の自己評価は高く、本学が大学憲章に掲げる地域社会への貢献という教育目標に対して着実に成果が上がっている。

【改善を要する点】

- 教育成果に関する検証調査において、卒業生の自己評価から教育の成果や効果が、着実に向かっていると判断されるが、外国語運用力については、今後さらに評価ポイントを上げるよう教育内容の充実が必要である。島根大学憲章を推進するためのアクションプランにおいて、国際通用力の実現のため英語教育の高度化の推進を重点に掲げ、問題点を分析したうえで外国語教育センターを中心に目標の達成に向けて取り組んでいる。
- 卒業生の就職先に対するアンケート結果から読み取れる、不足している能力分野の改善に資するため、対応策として初年次教育プログラムによって、主体的に学ぶ姿勢を学生が身につける基礎作りを支援している。

（3）基準 6 の自己評価の概要

本学では、学生が身に付けるべき学力・能力や養成しようとしている人材像を文章化し、公表している。各授業科目における学生の達成度をシラバスに明記し、定期的にその達成状況を授業評価を通して適切に把握している。この評価に用いる学生による授業評価アンケートは、平成 16 年度から継続して実施しており、蓄積したデータは授業の改善に資するうえで非常に重要なものと位置付けている。このアンケート結果からは、学生の総合満足度は概ね満たしていると判断できる。

教育の成果に関する指標としての在籍状況（留年率）、卒業（修了）率などの指標は、概ね良好である。その結果、学生の就職状況は、各学部・研究科の育成すべき人材の養成目標に沿った分野への進路となっている。

上記の授業評価アンケート以外には、在学生に対する学生生活満足度調査、一年次（初年次）教育の実態と教育改善に関する調査を実施したほか、在学生のみならず卒業生・修了生、就職先企業等にも本学の教育の成果に

に関する調査を全学体制の下で実施し検証を行っている。卒業生への調査結果では、卒業年が新しい者ほど評価が高まっていることから、着実に教育力が向上している。

また、就職先企業等への調査結果でも総合的に判断して本学の教育への満足度は高く、本学の教育に対し関係者から一定の評価を得ている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学は、新入生に対し全学オリエンテーションを実施し、単位制度に基づく大学の教育制度、授業を受講するうえでの留意事項を説明している。各学部オリエンテーションでは、履修の手引、授業科目一覧、新入生用シラバス等を用いて、具体的な履修方法についてガイダンスを行い、学科別の説明において履修モデルを提示して系統だった履修・学習計画を立てられるよう指導している（別添資料 7-1-1-1～7-1-1-2）。

基礎教育科目のうち外国語の履修については、外国語科目履修案内（別添資料 5-2-3-4 に別掲）を用いてガイダンスを行い、環境関連科目のうち共通教養科目については、環境関連科目ガイドにより、ジャンル別に開講科目を紹介している（別添資料 7-1-1-3）。

また、先輩学生が履修登録の相談、Web 入力の支援を行っている。なお、指導教員が修学に関する助言指導を適切に行うために、学生委員長会議で作成し、修学関係の他、学生生活関係、進路関係を網羅した内容で、学生が行うべき諸手続き等も記載した「指導教員の手引き」を、学生指導の指針として活用できるよう全教員に配布している（別添資料 7-1-1-4）。

別添資料 7-1-1-1 新入学部オリエンテーションの実施状況（例示）

別添資料 7-1-1-2 履修モデル（例示）

別添資料 7-1-1-3 環境関連科目ガイド

別添資料 7-1-1-4 指導教員の手引き

【分析結果とその根拠理由】

学生には履修の手引とともに履修モデルを提示して、新入学オリエンテーション等で履修指導のガイダンスを行っている。また、「指導教員の手引き」を作成しており、本学の学生指導の指針として教員がこれを活用し、学生の授業科目等の履修指導・援助を行っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援の情報を把握し共有化するため、学生の履修・就職・相談・課外活動の情報等を一元的に管理する「学生電子カルテシステム」を開発し実施している（別添資料 7-1-2-1）。

また、オフィスアワーの設定と指導教員制度によって、修学関係、学生生活全般にわたる学生からの相談に助言・指導を行っている（別添資料 7-1-2-2）。特に、外国語教育センターでは、スタッフが常駐するラーニングアドバイザー制度を導入し、語学の習熟度に対応した個別指導を行っている（別添資料 7-1-2-3）。

なお、学生生活を送るうえで、学生から良くある質問・相談事例を想定した質問等に対する回答（Q&A形式）

の内容をカテゴリー別に検索できる学生相談システムとして、本学ホームページ上に公開し、メールによる相談も可能にしている（資料7-1-2-A）。

資料7-1-2-A 学生相談システム

学生相談FAQシステムのページ http://www.shimane-u.ac.jp/open_faq/

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料7-1-2-1 学生電子カルテシステムの概要

別添資料7-1-2-2 学生に対する指導助言等の制度実施の指針（ガイドライン）

別添資料7-1-2-3 ラーニングアドバイザーハウス制度の概要・実施状況

【分析結果とその根拠理由】

学生の学習支援に関する情報の共有化・一元化を進め、その情報を参照しながら各種相談等を実施する体制を構築している。また、メールでの問い合わせを可能にしているほか、学生のニーズに応じた学習相談・助言・支援を実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点7-1-③：通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点7-1-④：特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、身体等に障害を持つ学生へ対応するため、「身体等に障害のある学生に対する配慮マニュアル」及び「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置についての申し合わせ」を作成し、修学上の支援対応の統一を図っている（別添資料7-1-4-1）。また、学生によるノートテイカー（講義ノートの代筆）を募集し、登録者は、養成講座、研修会を通じて支援に必要な心構えや要約筆記の技法の習得に努め、当該学生の授業サポートを行っている。（別添資料7-1-4-2）。

別添資料7-1-4-1 身障者学生に対する修学上の配慮の状況

別添資料7-1-4-2 ノートテイカーの活用状況

【分析結果とその根拠理由】

身体等に障害を持つ学生に配慮した学習支援体制を整備している。特に、ノートテーカーの登録者の確保には、学生サポート・スタッフ制度を活用し、学生の協力を得て支援している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点7-2-①：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生が利用できる自主学習環境としては、附属図書館（資料8-2-1-Aに別掲）、総合情報処理センター（資料8-1-2-Bに別掲）等の全学施設のほか、各学部、研究科の研究室棟に研究室、実習室、学習室、自習室等を整備している（別添資料7-2-1-1）。全学の共用スペースを利用して生物資源科学部内に法務研究科の学生自習室を整備し、在学生及び修了生である法務研修生に開放するなど、施設の有効活用を図っている（別添資料8-1-1-5に別掲）。

松江キャンパスでは、外国語教育センターワークステーションを設け、図書、マルチメディア教材、コンピュータを利用して外国語の自主学習ができる環境を整備している（別添資料7-2-1-2）。

別添資料7-2-1-1 学部・研究科の学生自習室の確保状況

別添資料7-2-1-2 外国語教育センターワークステーションの利用状況

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館、情報処理センター及び各学部情報分室、外国語教育センターでは、コンピュータ利用環境の充実に努め、ハード・ソフト両面の整備を進めている。また、各学部においても学生の自習室・学習室の確保を図っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点7-2-②：学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」プログラムが採択され、学生の正課以外の諸活動への参加者に対してインセンティブ・ポイントを付与し、獲得したポイントを評価する仕組みを構築している。

この取り組みは、大学が正課外活動及びボランティア活動を教育活動の一環として位置づけ、学生の正課外活動を大学が積極的に評価（可視化）することで、正課外活動への学生の自主的な参加を誘導することにより、学習意欲の向上を図ることを目的としている。具体には、学生支援課において地域からボランティア活動等の要請に応える支援体制を整え、参加者にはインセンティブ・ポイントを付与することにより、正課外活動をデータ化するものである（別添資料7-2-2-1）。

その一環として学生サポート・スタッフ制度を設けている。大学の要請に応じて活動する学生を公募し、新入生に対する学生生活上の相談・アドバイス、履修登録の指導・相談や大学の行事（卒業式・入学式）の受付・誘導を行うなどの活動を行っている。学生の登録者数は、平成21年2月末現在で75人に達している（別添資料7-2-2-2）。

このプログラムでは、教員、事務職員、学生代表で組織する「学生支援プロジェクト実行委員会」においてプロ

ジェクトのP D C Aサイクルに基づき企画・実施・評価・改善を行っている。また、このプログラムの実施、活動状況を中間報告書にまとめ、学外有識者4人及び学部保護者代表5人を委員とする学生支援プロジェクト改善・評価外部委員会において平成21年2月に外部評価を実施している（資料7-2-2-A）。

平成19年度からサークル活動者は増加の傾向にあるが（資料7-2-2-B）、今後、学生の諸活動の履歴を学生電子カルテシステムに登録し、このデータの分析から正課教育と正課外教育の相乗効果について検証を行う。

その他、学生としての自覚と見識を養い、学生間並びにサークル相互間の連帯を深める目的で毎年、学生研修会を開催しており、平成21年2月開催の研修会には、各サークルリーダーのほか一般学生を含む約100人が参加している。

資料7-2-2-A 学生支援プロジェクト改善・評価体制

平成19年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に採択された「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」プログラムを実施する学生支援プロジェクトの活動を改善・評価するため、島根大学に「学生支援プロジェクト改善・評価外部委員会」を置く。委員会は、学生支援プロジェクトの活動を評価し、その改善策等について審議する。

（出典：学生支援プロジェクト改善・評価外部委員会設置要項）

資料7-2-2-B 学生のサークル活動者の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
松江キャンパス（体育系）	1,586人	1,558人	1,563人	2,032人	2,078人
松江キャンパス（文化系）	1,058人	1,104人	1,115人	1,326人	1,323人
出雲キャンパス（体育系）	675人	711人	717人	743人	759人
出雲キャンパス（文化系）	449人	578人	311人	364人	381人

（出典：学生の自主的活動の評価と教育効果の向上「中間報告書」）

別添資料7-2-2-1 学生支援のための総合システム（全体計画・実施体制）

別添資料7-2-2-2 サポート・スタッフ登録者数、正課外活動集計表

【分析結果とその根拠理由】

正課教育以外の活動を支援するものとして、これを評価するプログラムを採用している。また、外部の意見を取り入れた評価・改善により、円滑な課外活動を実施している。参加学生には、インセンティブ・ポイントを付与することにより、正課外活動をデータ化するなどの取り組みを行っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、全学オリエンテーションの中で新入生に対し、大学生活を有意義に送るために心得、生活全般にわたる本学の学生支援体制（学生相談員、カウンセラー、ハラスメント相談窓口、緊急連絡先等）を周知している（別添資料7-3-1-1）。相談体制では、指導教員、学生センター、学生相談室、保健管理センターとが連携して対応するこ

ととしている。(別添資料 7-3-1-2) また、学生からの苦情・相談に対応するため、従来の窓口での直接的な対応以外に意見箱の設置やメール相談などを取り入れている。

心理面での不安を抱えている学生への支援を充実させるため、臨床心理士の有資格者をカウンセラーに採用するなど、松江・出雲両キャンパスに専任スタッフで組織する保健管理センターを設置し、健康相談及び心理相談に応じている (別添資料 7-3-1-3)。松江キャンパスでは、全新入生に対し医師とカウンセラーによる面接調査を行い、精神疾患のスクーリングを実施している。

また、学生の総合的な健康管理を行うため、「からだ」の健康管理という側面から重要な食生活を中心に個々の学生が正しい食事バランスが採ることができるよう食診断機能を備えた「健康管理システム」を開発・導入し、学務情報システムと連携して学生に提供している。

進路、特に就職に関しては、キャリアセンターを中心に就職指導・相談とともに、キャリアガイダンスを実施するなどキャリア教育の充実を図っているほか、外部から就職支援アドバイザーを招いて学生への個別指導を実施している。同センターの個別就職相談体制を1名体制(平成17年度)から3名体制(平成19年度)に増員した結果、学生相談件数は、平成17年度159件、平成18年度222件、平成19年度627件、平成20年度692件と増加している。キャリアガイダンスへの学生参加者数は、平成20年度で181人(平成19年度95人、対前年度比90.5%増)、就職ガイダンスへの学生参加者数は、平成20年度で3,728人(平成19年度2,555人、対前年度比45.9%増)である。

なお、法文学部及び総合理工学部では、保護者との連携を強化した学生支援体制を充実する目的で、学業成績、学生生活、就職、進学について指導教員と保護者との個別面談、希望によっては学生を含めた3者面談を実施している(資料7-3-1-A)。

資料 7-3-1-A 指導教員と保護者との個別面談の実施状況

指導教員と保護者との個別面談のページ

http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=1054&Itemid=90

(出典:島根大学のウェブサイト)

別添資料 7-3-1-1 全学オリエンテーション資料(新入生のみなさまへ)

別添資料 7-3-1-2 学生相談体制

別添資料 7-3-1-3 保健管理センター専門スタッフの配置状況

【分析結果とその根拠理由】

学生相談の内容は、健康、生活、進路、各種ハラスマント等多岐にわたるため、指導教員、学生相談員、専門スタッフが連携する体制で対応している。対応に当たっては、プライバシーに配慮した相談・助言に努め、学生が相談しやすい環境を整備している。また、心理面で不安を抱えている学生への支援のため、カウンセラーを配置するなど、学生への必要な学習支援を適宜、適切に行っている。本学が実施する就職指導・相談は、学生の参加者数の増加から判断して学生に浸透・定着しているといえる。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、国際交流センターにおいて外国人留学生へのオリエンテーションを実施し、日本滞在中の注意点などについて説明している。留学生の修学・生活支援、課外活動支援、国際交流会館の運営補助等を担当するチューターを配置して留学生のサポートを実施している（別添資料7-3-2-1）。平成20年度後期では、50人の留学生がこの制度による支援を受け、その割合は全留学生の25%に達している。また、日本語補講を開講して日本語の授業の理解度を高める支援を行っている（別添資料7-3-2-2）。

なお、子供を持つ学生の支援ができるよう出雲キャンパスには、保育事業受託事業者に委託する方式で夜間保育も可能な「保育施設」を開所している（資料7-3-2-A）。

資料7-3-2-A 保育施設（出雲キャンパス）の整備状況

附属病院保育施設の入所概要のページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/hospital/usagi/outline.html>

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料7-3-2-1 外国人留学生のためのチューター活用状況

別添資料7-3-2-2 日本語補講の実施状況

【分析結果とその根拠理由】

外国人留学生に対しては、チューター制度による支援体制を整備して、修学、課外活動のほか、生活全般にわたってサポートしている。また、外国語教育センターの協力の下、語学に対する不安を解消するため、補講等を日本語能力に応じて実施している。その他、設備面の充実も含め、特別に支援を必要としている学生のニーズに応じた修学、生活支援を行っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体奨学金、医学生地域医療奨学金以外の奨学制度として地元金融機関と提携して大学独自の利子補給型の奨学支援制度「島根大学授業料奨学融資制度（別添資料7-3-3-1）」を導入している（資料7-3-3-A～7-3-3-B）。

減免制度については、経済的理由による授業料・入学料の免除制度のほか、学長が特に学業等が優秀と認めた者に対する授業料免除制度を導入している（別添資料7-3-3-2～7-3-3-3）。

また、平成20年度から優秀で意欲的な学生に対して経済的な支援を行う目的で、大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度を導入している。初年度には、島根大学支援基金等を活用し、54人の大学院生に対して合計225万円の奨学金を支給している（別添資料7-3-3-4）。

さらに、法務研究科では、優秀な学生を確保し、修学意欲を高める目的で、平成21年度から入学料・授業料を特別に免除する制度を設けているほか、外国人留学生に対する奨学金についても、島根大学留学生後援会、島根国際交流センターとの連携を図り受給枠の確保に努めている。

資料7-3-3-A 日本学生支援機構の奨学金貸与制度の活用状況

①日本学生支援機構の奨学金貸与事業の概要			
教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、わが国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊な人間性を備えた創造的な人材の育成を資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的に、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行う。			
②日本学生支援機構の奨学金貸与制度の活用状況（平成20年度）			
種別（奨学金の名称、種類）	学士課程奨学生数	大学院課程奨学生数	合計数
第一種奨学金（無利息貸与）	929人	199人	1,128人
第二種奨学金（利息付貸与）	1,578人	75人	1,653人

(出典：教育・学生支援部資料)

資料7-3-3-B 島根大学授業料奨学融資制度の活用状況

①島根大学授業料奨学融資制度の概要			
奨学融資制度とは、修学上経済的に困難な学生に対して支援を行うために、本学が指定する金融機関が本学が本制度の利用を承認した学生に融資する授業料相当額に対する利子のうち、当該学生の在学中に係る分を本学が支払う制度のことである。			
奨学融資制度の対象者は、本学が奨学融資制度の利用を認め、指定金融機関から融資を受けた者とする。本学が奨学援助金として利子補給する期間は、当該学生の最短修業年限内とする。			
②島根大学授業料奨学融資制度の活用状況の推移			
年 度 区 分	前期融資学生数	後期融資学生数	合計数
平成17年度	23人	12人	35人
平成18年度	29人	22人	51人
平成19年度	36人	30人	66人
平成20年度	43人	39人	82人

(出典：教育・学生支援部資料)

別添資料7-3-3-1 島根大学授業料奨学融資制度に関する要項、細目及び利子補給契約書

別添資料7-3-3-2 授業料・入学料免除の実施状況

別添資料7-3-3-3 成績優秀者・正課外活動優秀者に対する授業料免除制度の概要

別添資料7-3-3-4 大学院生に対する奨学金支給制度の概要

【分析結果とその根拠理由】

従来からの奨学給付制度及び授業料等の免除制度に加え、学会発表等意欲的に活動する学生への経済面で支援する制度や新たな融資制度の創設等、これら学生を支援する独自の制度の拡充を図ってきている。以上のことから、本観点を満たしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に本学のプログラム「学生の自主的活動

の評価と教育効果の向上」の採択を受け、学生の課外活動による様々な活動実績に対してインセンティブ・ポイントを付与するという本学独自の制度を考案している。また、活動状況を学外有識者及び学部保護者代表で構成する「学生支援プロジェクト改善・評価外部委員会」から評価を受けている。

- 学生の履修・就職・相談・課外活動の履歴を「学生電子カルテシステム」で一元化し、これらの情報を教職員が共有することにより、学生支援を多方面から組織的、かつ効率的に実施している。学生相談にはメールによる問い合わせや事前にQ&A形式により提示するなど、学生のニーズに応じた相談・助言、支援を適切に実施している。
- 利子補給型奨学支援制度である「島根大学授業料奨学融資制度」や「大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度」など、本学独自の奨学金制度を制定・導入して学生への経済的支援を強化している。

【改善を要する点】

- 昨今の急激な経済状況（為替）の変動に伴って、外国人留学生、特に母国からの経済支援を受けている学生にとって、生活費の確保が益々重要になり、奨学金の受給枠のさらなる拡充が必要である。
- 平成20年度に外部から就職支援アドバイザーを招き本学では初めての面接特訓を開催したところであるが、急激な雇用情勢の悪化を踏まえ、学生に対して情報の提供や必要な措置を取るなどの新たな対応が求められる。

（3）基準7の自己評価の概要

全学のオリエンテーションでは、学生生活全般にわたる内容を、また、各学部、学科等のオリエンテーションでは、授業の履修などの修学上の留意事項を中心に学生にはきめの細かい履修指導を行っている。

学生の学習支援に関する情報を「学生電子カルテシステム」に集約し、教職員が協同して支援できる体制を確立しており、また、指導教員制度の導入、オフィスアワーの設定を通じて学生への助言体制を整備して学生の相談に応じている。

身体等に障害のある学生に必要な特別の配慮や措置をマニュアルに定め支援の対応を統一している。また、心理面で不安を抱えている学生に対しては、臨床心理士等の専門の職員が支援する対話型の相談体制を整備している。

自主学習のための全学施設を整備・開放し、学生の自習環境を充実させているほか、各学部、研究科ごとにそれぞれ学生のための部屋、設備を整備している。特に、附属図書館、情報処理センター等のコンピュータ利用環境の整備を図るためハード・ソフト両面の充実に努めている。

「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」プログラムの採択を受けて学生の課外活動を大学が評価することにより、正課外活動への学生の自主的な参加を促進する目的で、その活動に対してインセンティブ・ポイントを与える制度を導入している。

生活支援等の相談にメールによる方法を導入するなど、学生がより相談しやすい環境を整えている。また、学生相談にあたっては各学部、研究科の指導教員と学生相談室や保健管理センター等の担当スタッフが連携して組織的に個々の学生に対応する体制を採り入れている。

外国人留学生に対しては、日本語による授業に支障が生じないよう配慮するとともに、正課外活動、生活全般にわたり支援するためのチューター制度による日本人学生によるサポートを行っている。その他、施設の整備を進め特別な支援を行う必要と想定する学生に対しても必要に応じた支援を図っている。

学生への経済面での支援では、本学独自の奨学融資制度、学業等が優秀な学生に対する授業料免除制度、大学院学生に対する奨学金支給制度など、さまざまな援助制度を設けて学生の修学上の財政支援を着実に拡充している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は、松江キャンパス及び出雲キャンパスを中心に土地 6,476,307 m²、校舎等の建物延べ 251,847 m²を有している。建物は、講義室、研究室、実験室、自習室、演習室等を中心に教育研究活動に必要な施設を整備している（別添資料 8-1-1-1～8-1-1-3）。

施設に関する目標、基本方針、今後の整備方針を定めた島根大学キャンパスマスターPLANにより、松江・出雲両キャンパスの整備計画について検討を行っている（別添資料 8-1-1-4）。また、共用スペース運用要領を定め、教育研究活動の活性化を図るため全学的な見地に立った施設の有効利用を促進している（別添資料 8-1-1-5）。

高齢者や身体障害者等に配慮した施設の整備計画に沿って専用トイレ、エレベータ、スロープ、専用駐車場、自動扉等を整備している（別添資料 8-1-1-6）。

授業以外にも課外活動において使用する運動場、野球場、プール、体育館等を整備しており、その他、附属施設として教育学部附属小学校・中学校・幼稚園、医学部附属病院、生物資源科学部附属生物資源教育研究センター（農場、演習林、臨海実験所）を設置し、教育研究の実習の場として活用している。

全学での ISO14001 の認証取得を踏まえ、松江キャンパス中心部への車両進入を全面禁止することで歩行者の安全と快適な空間を確保している。また、喫煙対策の取り組みの中で松江キャンパスでは建物内全面禁煙を、出雲キャンパスでは附属病院での禁煙外来の設置及び病院敷地内の全面禁煙を実施している（資料 8-1-1-A）。

資料 8-1-1-A 島根大学 ISO14001

環境報告書のページ http://www.shimane-u.ac.jp/iso14001/index.php?option=com_content&task=view&id=4&Itemid=5

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料 8-1-1-1 土地・建物面積

別添資料 8-1-1-2 建物配置図

別添資料 8-1-1-3 校地面積・校舎面積

別添資料 8-1-1-4 キャンパスマスターPLAN

別添資料 8-1-1-5 共用スペースの活用状況

別添資料 8-1-1-6 身体障害者等に配慮した施設整備状況

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積、校舎面積はいずれも大学設置基準に定める必要な面積を十分に確保できている。また、施設使用の流動化を図るために共用スペースを確保し有効に活用している。また、学内の環境美化に配慮した取り組みや身障者等に優しい施設の改修を進めている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点8－1－②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要なＩＣＴ環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、松江・出雲両キャンパスの教育研究交流の促進を図るため、遠隔講義システムを活用した授業等を実施している（資料8-1-2-A）。また、危機管理情報及び休講・補講をはじめとする学務・学生支援関係の重要情報を学生に提供する大学情報提供システムを構築している。

教育研究活動を支援するため、情報処理システムの整備及び学内ネットワークの基盤整備を総合情報処理センターが行っている（資料8-1-2-B）。情報処理システムは、研究用アプリケーションサーバ、メールシステム、プリント管理システム、ファイルサーバシステム、学内ネットワークシステム等の各種サーバ及び教育用端末で構成している（別添資料8-1-2-1）。

松江キャンパスでは、センター実習室及び分室に教育用端末を配置し、学生が授業時間以外にも利用できるよう開放している（別添資料8-1-2-2）。また、学生がキャンパス内で個人のPCを使用して学内ネットワーク及びインターネット上のサービスを利用できるよう、無線LAN及び情報コンセントを整備している（別添資料8-1-2-3）。出雲キャンパスでは、看護学科棟に土日も利用可能な情報科学演習室にPCを配置し、また、附属図書館医学分館にも情報処理設備を整備している。なお、医学部医学科・看護学科の学生を対象に離島や中山間等のへき地を含む島根県内の地域医療病院や保健福祉施設との双方向通信を活用した医学・看護学統合型e-ラーニングの教育モデルを構築する取り組みが高く評価され、「第5回e-learning大賞の審査委員特別賞」を受賞している（資料8-1-2-C）。

情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、最高情報セキュリティ責任者を置き、これを補佐する全学情報セキュリティ管理者に総合情報処理センター長を充て、全学のマネジメント体制を構築している（別添資料8-1-2-4）。また、学内の情報管理を強化するため事務情報システムのサーバ室に電子錠・指紋認証装置、監視カメラ等を整備し、入退室の厳格化、侵入防止の強化を図っている（別添資料8-1-2-5）。

資料8-1-2-A 遠隔講義システムを活用した授業、講演会・研修会等の実施状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施授業科目数 (登録授業科目数)	3 (3)	8 (15)	7 (18)	5 (13)	7 (12)
講演会・研修会等開催数	0	2	1	8	9

（出典：教育・学生支援部資料）

資料8-1-2-B 総合情報処理センターの概要

総合情報処理センターのページ <http://www.ipc.shimane-u.ac.jp/>

（出典：島根大学ウェブサイト）

資料8-1-2-C 地域医療教育遠隔支援e-ラーニングの開発

地域医療教育遠隔支援e-ラーニング開発のページ http://www.med.shimane-u.ac.jp/e_learning/

第5回e-learning大賞の審査委員特別賞授賞のページ http://www.med.shimane-u.ac.jp/e_learning/ws2/H20-20080801.html

（出典：島根大学ウェブサイト）

別添資料 8-1-2-1 情報処理システムの構成図（学内情報ネットワーク構成図）

別添資料 8-1-2-2 学生情報実習室の整備状況及び利用者登録状況

別添資料 8-1-2-3 無線 LAN・情報コンセント利用可能箇所一覧

別添資料 8-1-2-4 情報セキュリティ体制図

別添資料 8-1-2-5 事務情報システムの管理強化状況

【分析結果とその根拠理由】

学内ネットワークシステム、メールシステム等の情報処理システムを整備して教育に係る情報環境を充実している。学生には情報教育のために附属図書館、総合情報処理センターなど全学の情報施設を整備・開放している。

学内に無線 LANや情報コンセントを利用できるエリアを確保し、学生が個人の PC を利用できる環境を整備している。情報セキュリティの体制を整備し、また、情報管理の強化策を講じるなど必要な体制・設備を適切に整備している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 8－1－③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

多数の学生が利用する附属図書館、情報処理施設、大学会館及び課外活動共用施設の利用について規則を定め、本学のホームページに掲載し構成員に周知している。

新入生に対しては、松江キャンパスでは、「学生生活案内」、「課外活動サークル紹介」の、また、出雲キャンパスでは学生便覧（学生生活案内・履修の手引き）の中で施設の利用、利用上の注意点及び使用の手続きを周知している（別添資料 8-1-3-1～8-1-3-3）。松江キャンパスにおいて、施設使用の申し込みが重複する場合が多い施設（大学会館）では、予約状況がインターネット上で事前に確認できるように配慮するなど、施設の利用申し込み方法を改善している。

また、入学時から実践的な情報活用能力が身に付くよう、本学のコンピュータ利用環境（松江・出雲の各キャンパスの図書館、情報処理施設の案内）、アプリケーションソフトの操作方法、ネットワーク社会での注意事項、学術情報の検索・利用方法を網羅した内容の副読本を作成し、新入生に配付するとともに、学内向け情報サイトに掲載している（別添資料 8-1-3-4）。

別添資料 8-1-3-1 松江キャンパス学生生活案内（施設案内：p. 45～65 参照。）

別添資料 8-1-3-2 課外活動サークル紹介（課外活動関係諸届：p. E-1～6 参照。）

別添資料 8-1-3-3 出雲キャンパス学生生活案内（p. 16～27 参照。）

別添資料 8-1-3-4 学術情報リテラシー

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備の運用に関する方針を各種施設の規則及び利用案内の中で規定して、大学構成員に周知している。また、学内で整備している情報環境を学生が十分に活用できるよう周知している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点8－2－①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学附属図書館は、松江キャンパスに本館を、また、出雲キャンパスに医学分館を設置し、図書・雑誌、電子ジャーナル及びデータベースなどの学術情報を学内外に広く提供している(資料8-2-1-A～8-2-1-E)。

図書、学術雑誌及び電子ジャーナルについては、「学術情報基盤整備(3ヵ年)計画」に沿って収集すべき資料を検討し、附属図書館運営委員会の審議を経て系統的に整備している。

学生の図書の選書については、総合的な学修、教養を養うための基本資料の収集、教育・研究を支える新刊書の充実、新しい分野や個性的な研究のための特色ある資料の重点収集を基本的な方針とした学生用図書選書基準を定めている(別添資料8-2-1-1)。

図書館利用者の学習、教育及び研究の発展に資する目的で島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県立図書館、松江市立図書館及び出雲市立図書館と連携して蔵書横断検索及び相互貸借システムを確立し、本館又は医学分館の窓口を通じてこれらの図書館から所蔵図書等を借り受けることができる(資料8-2-1-F)。

過去からの貴重資料を継承する附属図書館では「堀尾期松江城下町絵図」や山陰地域の医師に宛てた「シーボルトの賞状」等、貴重資料の保存・修復、レプリカ作成等を行い企画展示や講演会・シンポジウムを開催し、地域社会に積極的に公開している。また、学内外の歴史的・学術的な貴重資料などをデジタル画像として保存・蓄積し、調査・研究及び教育のために提供することを目的としたデジタル・アーカイブを構築している(資料8-2-1-G)。

なお、重複資料と収納スペースの有効利用のため全国に先駆けて「リユース市」を定期的に開催し不要資料の活用を図っている。

資料8-2-1-A 附属図書館の概要

附属図書館のページ http://www.lib.shimane-u.ac.jp/

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料8-2-1-B 附属図書館の利用状況（平成20年度）

区分	開館日数	入館者数	個人貸出数	文献複写依頼数	文献複写受付数
本館(松江キャンパス)	301日	343,130人	47,069冊	4,064件	1,260件
医学分館(出雲キャンパス)	348日	175,525人	15,071冊	3,203件	2,687件

(出典：附属図書館概要)

資料8-2-1-C 附属図書館の施設等の概要（平成21年5月1日現在）

区分	建物延面積	閲覧座席数	通常開館時間	土日祝開館時間	司書有資格職員
本館(松江キャンパス)	6,826 m ²	600席	8:30～21:30	10:00～17:30	9人
医学分館(出雲キャンパス)	2,182 m ²	280席	9:00～20:00	10:00～16:00	6人

医学分館では、入館に手のひらの静脈を使った生体認証を導入しており、認証登録により教職員・学生は開館時間外も利用が可能

(出典：附属図書館概要)

資料 8-2-1-D 附属図書館の蔵書数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

区分	図書(和書)	図書(洋書)	図書合計	和雑誌	洋雑誌	雑誌合計	視聴覚資料
本館(松江キャンパス)	602,316 冊	150,690 冊	753,006 冊	8,841 種	2,942 種	11,783 種	663 点
医学分館(出雲キャンパス)	63,121 冊	55,468 冊	118,589 冊	2,221 種	1,711 種	3,932 種	785 点

(出典：附属図書館概要)

資料 8-2-1-E 附属図書館の契約外国雑誌の推移

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
電子ジャーナルタイトル	7,460	7,700	7,800	7,770	7,690
冊子外国雑誌タイトル	1,121	650	575	505	330
電子ジャーナルは、基盤情報基盤整備計画に基づいて主要パッケージ（11 系列—約 6,800 誌）を継続的に維持している					

(出典：附属図書館年報)

資料 8-2-1-F 島根県内図書館との相互利用

島根県内図書館横断検索システムのページ <http://www.lib.shimane-u.ac.jp/9/daitokyo/pamphlet.pdf>

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料 8-2-1-G 附属図書館の貴重資料

出雲国に伝播した華岡流医術とその時代（平成 19 年度研究開発室事業パンフレット）のページ

<http://www.lib.shimane-u.ac.jp/1/tenji/omori/pdf/panf.pdf>

アメリカのラフカディオ（平成 20 年度研究開発室事業パンフレット）のページ

<http://www.lib.shimane-u.ac.jp/1/tenji/hearn/pdf/LA.pdf>

島根大学附属図書館デジタル・アーカイブのページ

<http://www.lib.shimane-u.ac.jp/0/shoun/vol009.pdf>

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料 8-2-1-1 学生用図書選書方針・選書基準

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館は、教育研究に必要な図書約 87 万冊、学術雑誌約 1.5 万タイトルを所蔵している。学生用図書については、学生用図書選書基準により学生の希望を考慮した収集を行っている。また、学術情報の基盤をなす電子ジャーナルについても主要パッケージ（11 系列—約 6,800 誌）を継続的に維持している。

図書館を時間外あるいは休日にも開館して学生の利便性を高めている。特に、出雲キャンパスの医学分館は、年間 340 日を超える開館日数に達しており、また、開館時間外も 24 時間利用が可能となっており、学生のニーズに十分に応えている。以上のことから、本観点を満たしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ISO14001 の認証取得を踏まえ、キャンパス中心部の車両進入の全面禁止や全面禁煙の導入など教育研究活動に相応し地域社会のモデル事業となり得るキャンパスの環境整備を図っている。

- 医学部医学科・看護学科の学生を対象に、島根県内の地域医療病院等との双方向通信を活用した医学・看護学統合型 e-ラーニングの教育モデルを構築している。
- 島根県内の複数の図書館と相互協力協定を締結し、地域の学術情報の拠点として大学の機能を發揮し、その役割を果たす連携体制を整備している。

【改善を要する点】

- 図書館の学術情報の整備では、主要パッケージ（11系列一約6,800誌）を継続的に維持するには、市場において寡占化状況にある電子ジャーナル、パッケージの価格上昇に対応する経費負担システムの再構築が必要である。

（3）基準8の自己評価の概要

本学は、大学本部、法文学部、教育学部、総合理工学部、生物資源科学部を置く松江キャンパス（松江市）及び医学部、医学部附属病院を置く出雲キャンパス（出雲市）を中心に土地・建物を有しており、その校地面積と校舎面積は、大学設置基準を十分に満たす水準にある。

大学の運営、教育研究活動に必要な施設、教育研究活動を支援する施設及び学生の課外活動に必要な施設を設置し、総合大学として相応しい教育研究環境を整えている。その中で限られた施設を有効に活用するため共用スペースを確保している。また、地域の生涯学習意欲に応えるため公開講座等による大学の開放事業を企画・実施しており、高齢者、身障者等へ配慮した施設・設備の改修も進めている。

島根大学憲章に「自然と共生する豊かな社会の発展に努める。」ことを掲げ、自然環境と調和する社会を実現することの重要性を認識し、かつ、環境方針（基本方針）の一つである「職員および学生等全体で快適な学内環境の構築に努める。」ことを実現するため構内の車両進入制限や喫煙対策など環境に優しいキャンパス・アメニティの創出を図っている。

本学は、遠隔講義システムや大学情報提供システムを構築し、授業に係る学生への利便性を図る取り組みを実施している。また、学内ネットワークシステムをはじめとする学内情報基盤や情報実習室などの情報教育用施設を整備しているほか、学生個人がキャンパス内で個人のPCを使用して情報サービスを利用できるよう、無線LAN及び情報コンセントを整備している。

医学部のe-ラーニングの教育モデルを構築する取り組みは、離島や中山間地などのへき地を含む島根県の医療において重要な地域医療教育遠隔支援ツールと位置付けている。環境保健実習、地域医療病院実習、地域看護実習、さらに、卒業後の臨床研修に繋げる地域医療人育成のための一貫した教育プログラム構築の取り組みは、社会的に評価され「第5回e-learning大賞の審査委員特別賞」を受賞している。

大学の情報は多岐にわたり、その取り扱いについて十分留意する必要があることから、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ体制及びその管理体制を整備して全学的な立場の責任者を置いている。また、設備面でも安全管理の向上のためその対策を講じている。

松江、出雲の両キャンパスに図書館を置き、専門の職員を配置している。図書、学術雑誌をはじめとする教育研究上必要な図書資料を豊富に所蔵して学内にとどまらず地域社会へ学術情報の発信拠点としての機能を發揮している。島根県内の高等教育機関及び自治体の各図書館と連携を図り、利用者のさらなる利便性を高めるべく情報提供に取り組んでいるほか、貴重資料の保存・修復と展示・講演に努め、その成果が認められ、国立大学図書館協会賞を受賞している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9－1－①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点に係る状況】

本学は、法人文書管理規則に文書の管理体制、保存方法、保存期間及び廃棄等の取り扱いを定め、教育・研究関係文書の管理については、各教員がそれぞれ行うことと定めている。

大学概要、大学案内等に掲載する学生に関する情報(在学者数の推移、卒業・修了の状況)、入学者選抜実施状況、学籍と成績管理、就職・進路、外国人留学生等のデータは、教務・学生及び国際交流を担当する事務組織でセキュリティ保護をしたうえで統括し、集積・保管をしている。

教育の質の向上と改善に資するため、あるいは、キャリア教育・就職活動の支援のため、それぞれ必要な観点に基づいて在学生、卒業(修了)生等への調査を行い、収集したデータ等を担当部門で分析した上で、その結果を年報にまとめ(別添資料9-1-1-1～9-1-1-2)、冊子又はホームページにより公表している(資料9-1-1-A)。

なお、松江キャンパスでは、学籍の管理、成績の管理等の業務を「学務情報システム」によって、一元的にコンピュータ処理しており、学期毎に行う履修手続きについても、学生自身が本システムにより受講科目を登録したものを集積・保管している(別添資料9-1-1-3)。

資料9-1-1-A 教育開発センタ一年報

教育開発センタ一年報第1号のページ http://cerd.shimane-u.ac.jp/image/activity/report/2006_nenpo_all.pdf

教育開発センタ一年報第2号のページ http://cerd.shimane-u.ac.jp/image/activity/report/2007_nenpo_all.pdf

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料9-1-1-1 島根大学教育開発センタ一年報

別添資料9-1-1-2 島根大学キャリアセンタ一年報

別添資料9-1-1-3 島根大学学務情報システム(W e b版)

【分析結果とその根拠理由】

法人の文書管理については、学内規則において管理体制等のその責任体制を明確にしている。教務・学生関係の資料・データは、関係の事務組織で管理し、担当部門での分析に活用している。

また、学生の学籍・成績の登録を学務情報システムにより集中管理するなど、教育の状況に関する資料、データの収集及び蓄積を適切に行ってている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点9－1－②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育開発センターが企画・立案し、教務・学生関係の事務組織と連携して、平成16年度から学生による授業評価アンケートを継続実施している(資料9-1-1-A 教育開発センターレポート:第1号p.157~176, 第2号p.153~172 参照)。また、全学FDシンポジウムにおいて、その分析結果を紹介するとともに、授業の改善に資する目的で、高い評価を得た授業を対象に、授業公開を毎学期実施している(資料9-1-1-A 教育開発センターレポート:第1号p.8~11, 第2号p.13~19 参照)。さらに、学生参加型FD活動の一環として、学生と教員の意見交換の場である教育座談会等を開催している(資料9-1-2-A)。

その他、法文学部では、毎年度「学生と教員との意見交換会」を実施している。教育学部では、平成17~18年度にベネッセコーポレーションと協同して学生の教育満足度を調査し、ベネッセの全国データとの比較を通して学部特有の課題を探査している。医学部では、医学チュートリアル教育や医療実習の教育効果を図るために、独自の授業評価アンケートを開発している。生物資源科学部では、学生による授業評価が教員の授業改善にどのように活用されているのかについて、所属教員全員を対象にアンケート調査を実施している(資料9-1-1-A 教育開発センターレポート:第1号p.177~202, 第2号p.173~203 参照)。

資料9-1-2-A 学生との意見交換会の実施事例

実施事業	実施内容
<p>【事業】学生による教育座談会 一語ろう！島根大学－</p> <p>【主催】教育開発センター</p> <p>【日時】平成19年12月5日</p> <p>【場所】松江キャンパス 大学会館</p>	<p>【第1部】テーマセッション グループ1 テーマ「大学ってなにするところ？」 グループ2 テーマ「大学として身につける必要のあること？」 グループ3 テーマ「充実したキャンパスライフには何が必要？」</p> <p>【第2部】学生・教職員の意見交換／パネルディスカッション</p>
<p>【事業】We are 島大生！～あなたが動けば授業は変わる！</p> <p>【主催】教育開発センター, We cam プロジェクト (学生有志グループ/cam.は 「canとcampus」を組み合わせ た造語)</p> <p>【日時】平成20年12月17日</p> <p>【場所】松江キャンパス 大学会館</p>	<p>【第1部】グループ討論 テーマ「良い授業ってどんな授業？」</p> <p>【第2部】グループ発表 グループ1 テーマ「ザ、サポートアーズ」 グループ2 テーマ「島大5ヵ年計画」 グループ3 テーマ「KYOMO いい出会い」 グループ4 テーマ「ハーフ&ハーフ」 グループ5 テーマ「いけ麺ジャー」</p> <p>【第3部】全体討論 「明日から何を変えていくのか、何を変えようと思うのか」</p>

(出典:教育開発センター資料)

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートや意見交換会により学生から、また、授業公開のアンケートにより教員から、それぞれ授業改善に係る意見を聴取し、その意見や評価に基づき、改善に向けて、分析の結果や優れていると評価する事例を全学のシンポジウムを通じて紹介するなど、質の向上に向け取り組んでいる。以上のことから、本観点を満たしている。

観点9-1-③: 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

大学運営や教育内容の改善に活かすため、地元経済界からの意見を聞く「島根県経済団体と島根大学との懇談会」を、平成19年度から毎年開催し、大学の近時の事業計画、動向等について説明している（別添資料9-1-3-1）。

また、入学者の選抜方法に関する要望などについて意見交換するため、本学と島根県内の公立高等学校及び私立高等学校との間で、教育及び入試に関する懇談会を毎年開催している（別添資料9-1-3-2）。

法文学部及び総合理工学部では、両学部の前身である文理学部の時代から約40年にわたり継続して実施している「指導教員と保護者の個別面談」を毎年、前期終了後に開催している（資料7-3-1-Aに別掲）。

教育学部では、1000時間体験学修の報告・交流会を学生が主体となって開催し、学生、教員、学部教育活動評価委員、受入機関、地域住民、保護者の参加により意見交換を行い、学生が社会との関係の中で自らの体験を振り返り、体験学修の意義の確認や新たな課題を見出す機会としている（資料9-1-3-A）。

医学部では、平成16年度から島根県内各地で「地域医療教育シンポジウム」を開催し、住民参加型のディスカッションを開催している（別添資料9-1-3-3）。

なお、平成17年12月に本学と各（学部）同窓会を結ぶ緩やかな連合組織として「島根大学同窓会連合会」を設立し、島根大学ホームカミングデーの開催、機関紙の発行、ホームページの掲載による情報発信の事業により、人的ネットワークづくりを通じた卒業生・修了生と在学生との交流と本学の教育に関する意見を聞く機会を設けている（資料9-1-3-B）。

資料9-1-3-A 教育学部学生フォーラムの開催

島根大学トピックスのページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=1332&Itemid=90

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料9-1-3-B 島根大学同窓会連合会の活動

島根大学同窓会連合会のページ <http://www.suaa.shimane-u.ac.jp/>

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料9-1-3-1 島根県経済団体と島根大学との懇談会の実施状況

別添資料9-1-3-2 島根県公立高等学校長協会及び島根県私立高等学校長会との懇談会の実施状況

別添資料9-1-3-3 地域医療教育シンポジウムの実施状況

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育全般に関し、経済団体、高等学校、地域社会、同窓生等の関係者から広く意見を聴取し、学外関係者の意見について検討を行い、諸事業の実施計画や本学の状況についての説明を学外関係者に行っている。

各学部においても保護者面談、フォーラム、シンポジウムを通じて、教育の質の向上に向けて継続的に取り組んでいる。以上のことから、本観点を満たしている。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は、学生による授業評価アンケートにおいて、記述方式で授業の改善につながる建設的な意見、回答を求め、各教員には、学生からの意見等に対して科目毎にどのような授業内容の改善を試みるのかなど、アンケート結果の所感、学生へのメッセージを「教員コメント」にまとめ提示させている。

学生は、アンケートの集計結果、分析内容とともに教員コメントを学内限定で公表しているホームページで閲覧することができる。

授業評価結果を基に実施する授業公開において、実施後に参観教員にアンケート調査を行い、授業の進め方、講義内容、機器の利用、板書方法、受講生数、受講態度、資料の配布等について参観者からの感想（参考になったこと）を取りまとめた「授業公開アンケート結果」を公表している（資料9-1-1-A 教育開発センタ一年報：第1号p.3~7、第2号p.2~12参照。）。

教員の授業方法・内容（教員の熱意、説明の仕方、話し方）に対する学生の評価は、調査を重ねるごとに上昇している（資料9-1-4-A）。

資料9-1-4-A 学生評価（学生による授業評価）

設問7：教員の熱意が感じられた【7段階評価】							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	3年間平均
平均得点	5.18点	5.25点	5.30点	5.29点	5.34点	5.32点	5.28点
設問8：教員の説明の仕方はわかりやすかった【7段階評価】							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	3年間平均
平均得点	4.78点	4.94点	4.96点	5.03点	5.03点	5.07点	4.97点
設問9：教員の話し方は明瞭で聞き取りやすかった【7段階評価】							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	3年間平均
平均得点	4.83点	5.00点	5.00点	5.09点	5.07点	5.12点	5.02点

【平均得点について】
評価段階ごとに得点化し、対応する回答者数に点数を乗じて得た値を合算した「総得点」から「回答者の合計」を除して算出
【評価段階別の得点】
 ①強くそう思う・・・7点 ②そう思う・・・6点 ③少しそう思う・・・5点 ④どちらでもない・・・4点
 ⑤あまりそう思わない・・・3点 ⑥そう思わない・・・2点 ⑦まったくそう思わない・・・1点

（出典：学生による授業評価アンケート結果）

【分析結果とその根拠理由】

学生の授業評価に教員が応答する形式によって、個々の教員は、学期ごとに教育の質の向上とともに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的に行ってている。

教員の授業方法・内容（教員の熱意、説明の仕方、話し方）に対する学生の評価は、調査を重ねるごとに上昇している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学は、全学の取り組みとして、教育開発センターを中心に相互研修、学生参画、情報共有、大学間連携を4つの柱として立てるとともに、授業改善への取り組みとして、授業公開、FD研修会、学生座談会等を開催している（別添資料9-2-1-1）。また、全学FD研修会の中で、各学部でのFD活動の実践報告を含む総合的な検討、討論を行っている。

教育開発センターは、FDに関するワークショップ、意見交換会での意見を含め事後アンケートを実施し、結果と考察を報告にまとめ公表するなど、質の向上、改善に向けて継続的な取り組みを行っている（資料9-1-1-A 教育開発センターワークショップ：第1号 p.177～202、第2号 p.173～203 参照。）また、初年次調査、初年次教育相互研修会での検証を踏まえ、島根大学憲章に掲げる主体的に学ぶ人材の養成を目指し、初年次教育プログラムのガイドラインを定め、原則として1年次で必修とする初年次教育科目を各学部で開講している（別添資料9-2-1-2～9-2-1-3）。

教育学部附属FD戦略センターは、教員養成教育の改善、充実に資するため学生の教職能力を開発促進するとともに、FD研修会を継続的に実施している（資料9-2-1-A）。

なお、外国語教育センターは、初修外国語科目を対象に成績のクラス平均を数値で表したG P C A (Grade Point Class Average) を算出し、これを学生は今後の学習に役立てるほか、教員は自己の授業を振り返り、改善を行う際の参考にしている（資料9-2-1-B）。

以上の取り組みを踏まえ、学生による授業評価アンケートでは、授業の理解度や教材に対する評価を継続して実施している（資料9-2-1-C）。

資料9-2-1-A FD戦略センターの取組

FD戦略センター活動のページ http://www.edu.shimane-u.ac.jp/edu/OLD/2008.html
--

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料9-2-1-B 外国語教育センターの成績評価のクラス平均値

初修外国語科目のG P C Aのページ http://cfle.shimane-u.ac.jp/center/fd/gpca/shoshu.html

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料9-2-1-C 学生評価（学生による授業評価）

設問10：授業の内容が理解できた【7段階評価】							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	3年間平均
平均得点	4.64点	4.79点	4.78点	4.85点	4.82点	4.89点	4.80点
設問11：スライドや板書、配布資料等は、読みやすく整理されていた【7段階評価】（平成19年度以降の調査項目）							
評価時期	18年度前期	18年度後期	19年度前期	19年度後期	20年度前期	20年度後期	2年間平均
平均得点	—	—	4.88点	4.92点	4.96点	4.99点	4.94点

【平均得点】の算出方法については、資料9-1-4-Aを参照。

(出典：学生による授業評価アンケート結果)

別添資料9-2-1-1 全学のFD活動の取組状況

別添資料9-2-1-2 初年次教育プログラムガイドライン

別添資料9-2-1-3 各学部の初年次教育実施状況

【分析結果とその根拠理由】

本学は、全学FD研修会などの組織的な研修や学生参加型のFD活動と位置付けた取り組みを継続的に実施している。授業内容の理解度、授業に用いるスライドや板書、配布資料等についての学生の評価が、調査を重ねるごとに上昇していることから、着実に授業の改善に結びついている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点9－2－②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るために研修等、その資質の向上を図るために取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育活動を支援する職員等を対象に、専門知識の深化と課題の共有化を図ることを目的に、外部講師を招いた研修会を実施している（別添資料9-2-2-1）。

本学における国際貢献、国際交流の発展に資する目的で、各種シンポジウム、研修会等に、国際交流担当職員を参加させている（別添資料9-2-2-2）。

その他、担当する専門職域分野の情報収集及び資質の向上をさせる研修の受講を奨励し、他機関で開催されている研修会等に教職員を積極的に参加させている（別添資料9-2-2-3）。

別添資料9-2-2-1 SDフォーラムの実施状況

別添資料9-2-2-2 国際交流推進に向けた取組状況

別添資料9-2-2-3 教育支援者・教育補助者等の研修受講状況

【分析結果とその根拠理由】

教務担当職員や教育を支援する指導教員を対象とした研修会の開催や他機関主催の研修会等への参加を通じて、教育活動の質の向上を図るために取り組みを実施している。国際交流担当職員や技術系職員についても、同様に他機関の研修等を受講させる機会を設けている。以上のことから、本観点を満たしている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学のFDの取り組みとして、4つの柱である相互研修、学生参画、情報共有、大学間連携を設定し、教育方法、授業改善を行っている。各学部においても、学生の意見を踏まえ教育の質の向上を図っており、学生による授業評価アンケート結果から、シラバスの改善充実をはじめ、授業方法・内容に対する改善・向上の成果が出ている。
- 初修外国語科目を対象に成績のクラス平均を数値で表すG P C A (Grade Point Class Average) により、共通の指標で他の授業との比較を行うことを可能としている。
- 島根大学憲章に掲げる主体的に学ぶ人材の養成を目指し、1年次で必修とする初年次教育科目を各学部で開講している。
- 平成16年度から島根県内各地で「地域医療教育シンポジウム」を継続して開催し、住民参加型のディスカッションを通じて「地域枠推薦入試制度」等地域医療人育成の取り組みなどの現状と展望を提示してきている。

【改善を要する点】

- 増加する留学生を含め学生の学習状況を踏まえ、かつ、ディプロマ・ポリシーに沿った教育の質保証と改善のため、学生と教員の意見交換をはじめ、学生意見の十分な反映方法（数量的改善）につき、なお工夫を加える必要がある。
- 教職員協働による授業、指導方法の改善のため職員SDの内容をより充実させ、教員FDとSDとを連携して組織的に展開し、学生の学習指導・支援の質をさらに高める必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

本学の教育の状況、教育の活動に関する資料・データは、法人の文書管理規則の定めるところにより管理体制を明らかにして適切に収集、蓄積している。学生の学籍・成績の管理を「学務情報システム」により、セキュリティを確保しつつ、コンピュータで処理し集中管理による情報の一元化を図っている。

教育の改善に向けて、学生による授業評価アンケート、授業評価結果に基づいて実施する授業公開に対する参観教員へのアンケートを実施し、構成員からの意見聴取を行い、その結果とともに優れた取組みの紹介や改善事項を構成員に公表している。教員は、毎学期の授業評価結果を踏まえ、板書、説明の仕方、テキストや配付資料の改良等を繰り返し実施している。また、全学及び各部局のレベルにおいて、学生の意見を聴取するための調査や意見交換会を定期的に開催し、これらの意見を基に、教育の質の向上に向けた教員間の議論を重ねている。

地元経済団体、県内高等学校、保護者等の学外関係者から、本学の教育活動に対する意見の聴取に努め、また、島根大学ホームカミングデーを企画・実行し、参加した卒業（修了）生の意見を聴取している。

本学の教育の特色である環境教育・地域関連教育を伸長させる方向で、学生参加型の全学のFD活動を実施するとともに、各学部においても独自にFD関連の体制を構築し、教育の改善に組織的に取り組んでいる。

FDのほかに教務担当職員に対するSDフォーラムを開催し、学生への対応・支援でより高い専門性を発揮できるよう継続して取り組んでいる。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

国立大学法人への移行に伴い、大学の運営に必要な土地、建物等の資産を現物出資又は無償譲与により国から承継している。法人移行後の資産、負債及び純資産の推移は下記のとおりであり（資料 10-1-1-A）、また、直近の資産、負債及び純資産の内訳は、平成 20 年度財務諸表中の貸借対照表に示すとおりである（別添資料 10-1-1-1）。

平成 20 年度末における負債のうち借入金は、国立大学財務・経営センター債務負担金 4,215 百万円、長期借入金 2,782 百万円、1 年以内返済予定国立大学財務・経営センター債務負担金 555 百万円及び 1 年以内返済予定期借入金 104 百万円で、これらは医学部附属病院の施設・設備の整備に係る借入金等である。なお、過去に支払準備などの資金繰りのための短期の借入は一切していない。

資料 10-1-1-A 資産、負債及び純資産の推移

(単位：百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
固定資産	51,206	50,702	48,645	49,310	50,228
有形固定資産	51,096	49,797	47,749	47,574	48,715
無形固定資産	110	112	100	940	713
投資その他の資産	0	792	795	796	799
流動資産	6,157	8,433	7,593	9,030	8,810
現金及び預金	4,134	6,303	5,449	6,695	6,249
未収収入	1,823	1,696	1,713	1,917	2,155
その他流動資産	199	433	429	417	405
固定負債	13,256	12,526	11,945	12,428	12,776
流動負債	4,916	6,978	5,549	6,496	7,101
資本金	38,808	38,808	38,805	38,805	38,805
資本剰余金	△785	△915	△2,273	△2,575	△2,342
利益剰余金	1,168	1,738	2,212	3,187	2,699

(出典：各事業年度の貸借対照表)

別添資料 10-1-1-1 貸借対照表（平成 20 事業年度財務諸表）

【分析結果とその根拠理由】

法人移行後の 5 年間に資産の大きな変動もなく推移しており、大学の運営に支障はなく、今後も安定的に教育研究活動が継続できる。負債の中身も主に附属病院収入の獲得向上を目的とした病院施設・設備の整備のための借入金であり、附属病院を設置している大学の運営にとって必要な投資である。

財政状態を計る財務指標「総負債比率（負債総額÷総資産額）」は、この 5 年間 31～34% で推移しており、財務の健全性は非常に高い。また、資金流動性（短期的な支払能力）を計る財務指標「流動比率（流動資産÷流動負債）」は、この 5 年間 121～139% で推移しており、高い資金流動性を維持している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 10－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

大学の運営に必要な財源のうち国から措置される運営費交付金のほかに、本学の主だった自己財源としては、学生納付金収入、附属病院収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入があり、過去5年間の推移は下記のとおりである（資料 10-1-2-A）。

学生納付金のうち主な収入源である授業料収入の安定的な確保のため収容定員数に対する適正な学生数の確保に努めている（別添資料 10-1-2-1）。

附属病院収入については、高度先端医療の推進とともに地方公共団体との包括的連携協定を締結するなど、地域のニーズに応じた診療機能を充実させて収入増に取り組んでいる。

その他、外部研究資金獲得マニュアルの作成、科学研究費補助金の申請に係るインセンティブ・ペナルティ制度及び申請アドバイザーリストの導入、外部資金獲得支援チーム（平成 18 年 10 月設置）による公募型補助金等の申請に向けた全学的な対応（資料 10-1-2-B）、さらに本学の財政基盤の強化のための島根大学支援基金の創設・募金活動等、外部資金の獲得に向けた取り組みを推進している。

資料 10-1-2-A 主な収入の推移

（単位：百万円）

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運営費交付金収入	11,037	11,144	10,519	10,831	10,888
授業料、入学料及び検定料収入	3,442	3,640	3,690	3,624	3,628
附属病院収入	10,792	10,965	10,124	10,447	10,935
産学連携等研究及び寄附金収入	1,645	772	749	1,002	1,115

（出典：各事業年度の決算報告書）

資料 10-1-2-B 大学教育改革プログラム事業（G P）の採択状況の推移

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
採択件数 (内、新規採択分)	5 件 (5 件)	5 件 (2 件)	5 件 (2 件)	8 件 (6 件)	12 件 (6 件)
採択金額 (内、新規採択分)	14,091 千円 (14,091 千円)	64,960 千円 (52,050 千円)	82,564 千円 (27,000 千円)	136,191 千円 (88,413 千円)	285,496 千円 (162,452 千円)

（出典：財務部資料）

別添資料 10-1-2-1 収容定員と在籍者数（当該年度の 5 月 1 日現在）及び学生充足率の推移

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金については適正な学生数を継続的に確保しており、病院収入についても経営努力によりこれまで大幅な減少もなく推移している。国から措置される運営費交付金の削減はあるものの、一方で外部資金の獲得に向けた継続的な取り組みを組織的に展開しており、本学の運営に資するための主な経常的収入をほぼ一定の水準で確保している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 10－2－①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、会計規程第 10 条の規定に基づき（資料 10-2-1-A），大学を取りまく現状、基本的な方向性、主な改正点などを予算編成方針に示し、その方針に沿って大学の運営に必要なすべての収入・支出を計上した予算案を作成している。

予算編成方針及び予算案は、経営協議会の議を経て役員会で審議・承認の後、各学部長等（予算責任者）に通知している。この方針は、学内向け情報サイトに掲載して閲覧を可能にしている（別添資料 10-2-1-1）。

資料 10-2-1-A 予算編成

- | |
|--|
| 第 10 条 学長は、予算編成方針に基づき予算案を作成する。 |
| 2 学長は、作成した予算案について、経営協議会による審議の後、役員会の議を経て、予算を決定する。 |
| 3 学長は、前項の予算を当該予算責任者へ通知する。 |

（出典：島根大学会計規程）

別添資料 10-2-1-1 予算編成方針

【分析結果とその根拠理由】

収入・支出予算は、経営協議会における学外有識者の意見を踏まえ役員会の審議を経て決定した予算編成方針に基づいて学長が編成している。

予算編成方針及び予算案は、経営協議会及び役員会に諮り、審議・承認の後、規則に基づき関係者に通知している。また、教職員に対して予算編成の過程で基本方針や改正点等の情報を周知しており、毎事業年度の財務に関する計画を適切に明示している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

大学の運営状況を表すものとして国立大学法人会計基準に基づき収益の構造を明らかにした損益計算書を作成している。法人移行後の収支の推移は下記のとおりであり（資料 10-2-2-A），また、直近の収支状況は、平成 20 年度財務諸表中の損益計算書に示すとおりである（別添資料 10-2-2-1）。

資料 10-2-2-A 収支の推移

（単位：百万円）

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	25,485	26,228	25,356	26,145	27,411
経常収益	26,298	26,798	26,060	27,287	27,969
経常利益	812	570	703	1,141	557
臨時損失	1,074	0	0	0	107
臨時利益	1,429	0	4	0	0
当期総利益	1,168	570	810	1,274	696

（出典：各事業年度の損益計算書）

別添資料 10-2-2-1 損益計算書（平成 20 事業年度財務諸表）

【分析結果とその根拠理由】

法人移行後の 5 年間の収支状況は、資料に示すとおり支出超過することなく推移しており、大学の運営に支障なく、教育研究活動を支える財政基盤を維持している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、予算編成方針の下、予算の骨格を明確にするために予算編成基準を作成し、経営協議会の議を経て役員会で審議・承認の後、各学部長等（予算責任者）に通知し、かつ、学内向け情報サイトに掲載して閲覧を可能にしている（別添資料 10-2-3-1）。この基準に沿って各部局が作成する事業計画を基に具体的な予算の編成及び配分を行っている（別添資料 10-2-3-2）。教育研究のための基本的経費である教育・研究基盤経費の他に、長期的視点に立った戦略的・社会的ニーズに機動的に対応する「政策的配分経費」、教育・研究のインセンティブを高めるための「評価（競争的）配分経費」、学長の裁量において直接執行が可能な「学長裁量経費」等の別枠経費からも必要に応じて教育研究経費を別途措置している。

別添資料 10-2-3-1 予算編成基準

別添資料 10-2-3-2 予算配当表

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算編成方針には、厳しい財政状況の下においても、支出面において教育研究活動の質の向上と一層の効率的運営に資することを掲げている。

これまでも管理的経費の抑制を図りつつ、教育研究活動に対しては、教育経費、研究基盤経費を原則として削減の対象外とするなど予算面で配慮している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表等は、国立大学法人法に基づいて毎事業年度、文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告するとともに（別添資料 10-3-1-1），一般者の閲覧のため財務部財務課にこれを備えている。その他、本学のホームページにおいて平成 16 事業年度以降の財務諸表、決算報告書及び事業報告書をすべて公表している（資料 10-3-1-A）。

資料 10-3-1-A 財務諸表等の公表状況

財務に関する情報のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=180

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料 10-3-1-1 官報（平成 19 事業年度財務諸表等関係）

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等に関する情報については、法令の定めるところに従い適切に公表している。また、ホームページを活用して社会に本学の財務情報を積極的に開示している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 10-3-②：財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

財務に関する会計監査には文部科学大臣が選任した会計監査人による監査、監事及び独立性を担保するために学長直属の組織とした監査室（資料 11-1-1-C に別掲）が実施する会計監査がある。

会計監査人による監査は、法令に基づき対象事業年度の財務諸表等に関する監査を目的としている。監事監査は、監事監査規程に基づき、会計処理の適正を期すため財務諸表など経営全般の見地から監査を実施している。監査室監査は、内部監査規程により会計監査を実施している（別添資料 10-3-2-1～10-3-2-3）。

会計監査人、監事、監査室は、客觀性・公正性をもって監査を実施するために、監査計画書をあらかじめ作成して学長に通知しており、また、監査結果を学長に報告するとともに、必要に応じて被監査部局に対して検討を求めるなど適正に実施している（別添資料 10-3-2-4）。

財務諸表等の監査では、文部科学大臣への提出に当たり、法令に基づき会計監査人及び監事が意見を付しており、本学のホームページにも公開している（資料 10-3-2-A）。

資料 10-3-2-A 監査報告書（財務諸表等に付す意見）

監事意見のページ <http://www.shimane-u.ac.jp/images/stories/pdf/jouhoukoukai/hyouka-kansa/kansahoukoku-kanjih19.pdf>

会計監査人意見のページ <http://www.shimane-u.ac.jp/images/stories/pdf/jouhoukoukai/hyouka-kansa/kansahoukoku-h19.pdf>

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料 10-3-2-1 監査契約書

別添資料 10-3-2-2 島根大学監事監査規程

別添資料 10-3-2-3 島根大学内部監査規程

別添資料 10-3-2-4 監査計画及び監査状況

【分析結果とその根拠理由】

会計監査人の監査は法令に基づき、また、監事監査及び監査室監査はそれぞれの規則に基づき実施、かつ、監査結果の報告とともに必要に応じて学内に検討を求めており、監査を適正に実施している。以上のことから、本観点を満たしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 外部資金の獲得に向けた継続的な取り組みを組織的に展開しており、その結果、公募型補助金等の採択増によってプロジェクト型の事業の推進を図っている。
- 厳しい財政状況の下、毎事業年度の管理的経費を削減するなか、教育研究活動の質の維持・向上のために教育経費及び研究基盤経費は削減の対象外とすることを堅持して教育研究経費の確保に努めている。

【改善を要する点】

- 国立大学法人会計基準は、原則として企業会計基準に準拠するが、一般企業とは異なり教育機関として公共的な性格を有し利益の獲得を目的とせず、制度の上では独立採算制を前提としていない。これらを踏まえ独特な会計基準に基づく財務諸表等を公表するうえで、一般社会に本会計制度の趣旨及び公表する内容の理解度をさらに高める配慮・工夫を今後も引き続き行う必要がある。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、島根大学憲章において「豊かな人間性と高度な専門性を身に付けた、自ら主体的に学ぶ人材の養成」を教育の目標に掲げ、また、「特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進」を研究の目標に掲げている。

国から承継した土地、建物等の資産の規模は、法人移行後も大きな変動なく推移してきており、教育研究活動を遂行する基盤は保たれている。

また、掲げた目標を達成するための活動の財務上の基礎として、毎事業年度、学長が予算編成方針及び予算案を作成し、経営協議会の議を経て役員会で審議・承認の後、適切に資源（予算）配分を行っている。

収支の均衡を保つため適正な学生数の確保による学生納付金収入、組織的な取り組みによる产学連携等研究収入、寄附金等の経常的収入を安定的に確保しており、収支状況は良好で安定した教育研究活動を維持している。

大学の財政状態と運営状況を明らかにするために作成する財務諸表等に対しては、法令等に基づき監事及び会計監査人によって会計監査が実施されており、監査の結果、法人化以降5年間は適正意見が付されている。

資源（予算）配分に関する情報は、規則の定めるところに従い関係者に周知しており、また、財務に関する情報は、ホームページを通じて学内外に広く公表している。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

管理運営上の重要な事項を審議する機関として、国立大学法人法に基づき役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いている（資料 11-1-1-A）。大学全般の運営については、学長の下に 6 人の理事を配置し（資料 11-1-1-B）、副学長の職を兼ねる理事（4 人）の下に事務組織を置き、大学全般の業務を遂行するため職員を配置している。

また、各学部長（研究科長）の下に学部・研究科に係る事務組織を置き、それぞれの業務を遂行している。なお、平成 21 年度から学生教育の充実に向けて学内体制をさらに強化するため、医学教育・研究及び学生支援を担当する副学長を新たに配置している（資料 11-1-1-C）。

危機管理への対応では、想定したリスクを 3 段階の危機レベルに分類し、それぞれのレベルに対処する危機管理チームを組織し、かつ、重大な災害、事故等が発生した場合等で、全学的な対応・対策を必要とするときは、必要に応じて対策本部を置くこととしている（別添資料 11-1-1-1～11-1-1-2）。また、これに基づいて災害等を想定した訓練を実施している。

その他、業務運営に関する違法、不正・不当行為の早期発見とその是正を図り、公正な業務運営と社会的信頼の維持に資するため内部通報体制を整備している（別添資料 11-1-1-3）。また、研究不正及び不正経理に対応するため、不正防止への取り組みに関する方針等をホームページに掲載し、公表している（資料 11-1-1-D）。

資料 11-1-1-A 重要事項の審議機関

（役員会）

第5条 法人に、法人法第 11 条第 2 項に基づき、法人の重要な事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

（経営協議会）

第6条 法人に、法人法第 20 条に基づき、法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

（教育研究評議会）

第7条 法人に、法人法第 21 条に基づき、本学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

（出典：島根大学管理学則）

資料 11-1-1-B 運営組織（理事）

理事のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=1366&Itemid=41

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料 11-1-1-C 運営組織の概要

運営組織図のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=108&Itemid=41

教職員数のページ <http://www.shimane-u.ac.jp/images/stories/pdf/jouhoukoukai/soshiki/kyoushokuin.pdf>

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料 11-1-1-D 不正防止への取組みに関する方針等

公的研究費等不正防止への取組みに関する方針等の公表についてのページ

http://www.shimane-u.ac.jp/web/kenkyu_fuseiboshi/index.html

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料 11-1-1-1 危機管理マニュアル

別添資料 11-1-1-2 災害対策マニュアル

別添資料 11-1-1-3 内部通報における通報・相談窓口

【分析結果とその根拠理由】

管理運営は学長がこれを総理し、理事がそれぞれの業務を担当し、学長を補佐する体制にある。副学長の職を兼ねる理事の下に部長を配置し、また、各学部・研究科には事務長（医学部・医学系研究科には事務部長）を配置し、全学又は各部局に係る業務を行う事務組織をそれぞれ編成し、必要な人員を適正に配置しており、組織の規模も適切で任務を果たすための機能を有している。

危機管理への対応では、3段階の危機レベルを想定した危機管理マニュアルを策定し、それぞれのレベルに応じた危機管理体制、危機発生時の対応等を明記している。その他、業務運営、公的研究費に関する不正に対し、その防止と是正に向けた制度及び体制を整備している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-1-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

大学の重要事項の審議機関である役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議（別添資料 11-2-1-1～11-2-1-3 に別掲）に先立ち、原則として毎週、学長が常任理事及び各部長で構成する常任理事・副学長懇談会（平成21年4月に常任理事懇談会を改組）を開催して大学運営の重要事項を協議し、各理事間の円滑な業務の連携と情報の共有を図るために連絡調整を行っている（別添資料 11-1-2-1）。また、教育研究評議会の開催に合わせ必要に応じ学長が部局連絡協議会を開催し、部局間の連絡調整を行っている（別添資料 11-1-2-2）。

その他、学長直属の組織として戦略的な企画立案機能を強化するため総合企画室を、また、大学評価の基礎となる情報収集及び組織活動を評価する評価室を組織している（別添資料 11-1-2-3～11-1-2-4）。

別添資料 11-1-2-1 常任理事懇談会懇談事項

別添資料 11-1-2-2 部局連絡協議会規則

別添資料 11-1-2-3 総合企画室規則

別添資料 11-1-2-4 評価室規則

【分析結果とその根拠理由】

各理事間の円滑な業務の連携を図るため、学長が開催する常任理事懇談会で理事の課題、必要な事項等を協議しており、その開催回数は、平成20年度末現在で195回に達している。また、全学的な意見調整と情報の共有の

場として学長が部局連絡協議会を開催し、部局等からの意見を合意形成に反映させている。

その他、学長直属の組織の総合企画室及び評価室に専任教員を配置し、企画立案、組織評価の業務を機動的かつ柔軟に遂行する体制を整えており、学長が大学全体の状況を把握したうえでリーダーシップを発揮し、効果的な意思決定ができる組織形態としている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

構成員の意見を大学運営に反映させるため教員、事務職員、学生等を対象に学長が主催するキャンパスミーティングを実施している。

学生生活満足度調査では、キャンパスアメニティや施設に関する要求が高く、その結果を基に検討の上、必要な施設整備事業を実施している（資料 11-1-3-A）。

その他、経営協議会での審議、地元自治体との協議、島根県経済団体との懇談会を通じて学外から寄せられた意見・要望等を大学運営に反映させている（資料 11-1-3-B）。

資料 11-1-3-A 教員・学生からの意見・要望に基づく管理運営への反映事例

◆教員からの意見・要望を反映させた事例

- ・教員自らが主体的に研究に専念する「サバティカル研修制度」を導入【平成 20 年 3 月に規則制定】
- ・若手教員の育成・教育研究の活性化のための支援【平成 20 年度学長裁量経費から予算措置】

◆学生からの要望を反映させた事例

- ・AED（自動体外式除細動器）の増設と講習会の開催【平成 19 年 11 月実施】
- ・キャンパス中心部を歩行者専用にし、外周部に自転車通行通路を整備【松江キャンパス】
- ・大学会館食堂の整備 【医学部】

（出典：総務部資料）

資料 11-1-3-B 学外からの意見・要望等に基づく管理運営への反映事例

◆経営協議会学外委員からの意見を反映させた事例

- ・島根大学憲章を具体化するための「アクションプラン」を制定【平成 20 年 3 月に制定】
- ・本学の諸活動を紹介するための「島根県経済 4 団体との懇談会」を開催【平成 19 年 12 月から開催】

◆地元自治体等との協議に基づく事例

- ・離島を会場（隠岐試験会場）とする「大学入試センター試験」を実施 【平成 19 年 1 月から実施】

（出典：総務部資料）

【分析結果とその根拠理由】

構成員の意見を大学運営に反映させるため、教員、事務職員、学生等を対象に学長自らが率直な意見を直接聴取するキャンパスミーティングを実施し、新しい制度の導入、予算措置など教育・研究の活性化の措置を講じている。その他、学外関係者との協議会を通じて学外から意見・要望等を聴取する機会を設け、事業の改善に資するものについては大学の運営に反映させている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11－1－④：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事は、国立大学法人法に基づき 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置き、業務の適正かつ効率的な運営を確保するため監事監査規程に基づき会計処理状況、業務の運営・執行状況を監査している。

監査は被監査部局の負担軽減を図る観点から、各々独自性を維持しながら監事監査と監査室監査を合同で実施している。

監査方法は書面及び実地により行い、監査結果は、監事及び監査室長の意見を付して報告書を学長に提出しているほか、学内向け情報サイトに掲載している（別添資料 11-1-4-1）。

本学では、常勤監事、非常勤監事及び監査室との情報の共有化を図るために監事会を定期的に開催し、監査計画や監査調書などの作成に当たり、十分な協議を行っている。また、監事は、監査のほかに大学運営の重要事項を審議する役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席し、意見を述べている（資料 11-1-4-A）。

資料 11-1-4-A 監事の職務・権限

（監事の職務及び権限）

第4条 監事は、法人の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、管理学則第5条、第6条及び第7条に定める役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席し、必要に応じ意見を述べることができる。

（出典：島根大学役員規則）

別添資料 11-1-4-1 監査結果

【分析結果とその根拠理由】

監事は、業務の適正かつ効率的な運営を確保するため会計処理状況、業務の運営・執行状況を監査し、監査結果を報告書として学長へ提出しているほか、必要に応じて学内に検討を求めている。監査室と連携し、効率的な監査を実施するため情報の共有化を図る目的で監事会を定期的に開催するなど監査の内容を充実させている。

また、大学運営の重要事項を審議する会議に出席して、運営上の妥当性について意見を述べ、監事として適切に機能を果たしている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11－1－⑤：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学協会が主催するトップセミナー、マネジメントセミナー、国立大学法人等部課長級研修へ役員、部課長級の幹部職員が参加して、それぞれ資質の向上を図っている。

一般職員は、業務の専門性を高めるため中国・四国地区国立大学法人等のブロック研修等に参加させている（別添資料 11-1-5-1）。また、新規採用の職員には、本学が開催する新採用職員研修を受講させている（別添資料 11-1-5-2）。

その他、国立大学法人の若手職員が企画し、国立大学財務・経営センターが開催する国立大学法人若手職員勉

強会に企画委員、一般参加者として参加するとともに、この勉強会に関する学内報告会を開催している（別添資料 11-1-5-3）。

なお、業務の改善と効率化を推進するため事務連絡会議の下に検討作業グループを設置し、業務改善・外部委託を順次実施し、その中から顕著な功績があったと認めるものを選考し学長表彰している（資料 11-1-5-A）。

資料 11-1-5-A 業務の改善に対する学長表彰

« 事務系業務の改善に係る表彰実施要項に基づき表彰 »

平成 19 年表彰

- ◆最優秀賞 ・時間外患者受付業務の外注化 【医学部総務課、医療サービス課】
- ◆優秀賞 ・島根大学職員録データベース化・メンテナンス業務 【総務部総務課】
 - ・職員等による発注制度の導入 【財務部経理・調達課】
 - ・学生サービスの向上（ホームページによる休講情報の提供）【教育・学生支援部教育・入試企画課】
 - ・全国大学・研究機関等の研究紀要受付・登録業務の省力化及び管理運用業務の合理化 【学術国際部図書情報課】
- ◆特別賞 ・事務組織の再編整備に関する検討 【事務組織整備検討プロジェクト】

平成 20 年表彰

- ◆最優秀賞 ・簡易な申請に係るネットワークを利用した処理（電子申請・決裁）の実施【学術国際部情報企画課】
- ◆優秀賞 ・国内旅行における旅費計算（鉄道賃）の見直し【財務部経理・調達課】
 - ・病院ボランティアの充実【医学部医療サービス課】

（出典：島根大学ニュースレター第 19 号・27 号）

別添資料 11-1-5-1 役員・職員の研修受講状況

別添資料 11-1-5-2 新採用職員研修の実施要項

別添資料 11-1-5-3 国立大学法人若手職員勉強会の概要

【分析結果とその根拠理由】

役員、部課長級管理職が大学の運営・経営に関するセミナー・研修会等に積極的に参加しており、また、一般職員も新人・若手研修会（勉強会）や業務ごとにその専門性を高める研修に参加して資質向上の取り組みを行っている。

また、業務の改善と効率化を推進するため学内で検討した業務改善・外部委託を順次実施しているほか、さらなる業務改善の推進に資するため学長表彰を行っており、職員の資質の向上に向けて組織的に取り組んでいる。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、島根大学憲章において社会の信頼に応える大学運営を目標に掲げている（資料 11-2-1-A）。その実現に向け、学内外の意見を十分に反映させ、かつ、透明性の高い機動的な運営を行うため、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を構成する委員及び責務と権限をそれぞれの規則に定め明確にしている（別添資料 11-2-1-1）。

～11-2-1-3)。

なお、透明性を確保するため役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議内容を議事要録にまとめ、ホームページに掲載し、公表している（資料 11-2-1-B）。

資料 11-2-1-A 大学運営

学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

（出典：島根大学憲章）

資料 11-2-1-B 審議機関の議事要録

各種委員会議事要録のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=section&id=21&Itemid=129

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料 11-2-1-1 役員会規則

別添資料 11-2-1-2 経営協議会規則

別添資料 11-2-1-3 教育研究評議会規則

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する目標については、島根大学憲章に掲げ、また、大学全般について重要な事項を審議する役員会、経営協議会及び教育研究評議会において意思決定に関わる委員の構成及び責務と権限を明記した規則を整備している。さらに、これらの審議機関での審議内容を要約してホームページに掲載し、公表することで運営の透明性を図っている。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-2-②：大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

本学では、「組織に関する情報」として法人の目的、組織の概要等を、「業務に関する情報」として法人の中期目標、中期計画、年度計画、業務の実績報告等を、「財務に関する情報」として財務諸表、決算報告書等を、「評価・監査に関する情報」として評価結果、監査報告書等を本学のホームページに掲載し、学内及び学外から閲覧できる環境を整備している（資料 11-2-2-A）。

また、公式ウェブサイトのトップに「トピックス一覧」を設け、収集した大学の活動に関する情報を公表しているほか、必要に応じて関係者への情報提供・周知のため「お知らせ一覧」を設けている（資料 11-2-2-B）。

資料 11-2-2-A 大学の情報公開（組織、業務、財務、評価・監査）

大学紹介のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=107&Itemid=69

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料 11-2-2-B 大学の情報提供

トピックス&お知らせのページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=section&id=19&Itemid=90

(出典：島根大学のウェブサイト)

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動情報は、ホームページに掲載して閲覧を可能にしている。また、関係者への情報提供、周知に活用もしている。

収集した各種の情報・データは、累積して掲載しているので最新のデータとの比較等を行う場合に有用であり、関係者が容易に活用できる状況にある。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学は、組織の自己点検評価を基本とした「組織評価」、個人の自己点検評価を基本とした「個人評価」及び「第三者評価機関等による評価」を実施している。組織評価では、全学あるいは各部局等の自己点検・評価を実施し、現状を分析している（別添資料 11-3-1-1）。

個人評価では、大学教員、一般職員、医療職員及び附属学校教員に対する本学独自の個人評価に関する規則を制定し、教育研究活動等の質の向上、職務の向上を図ることを目的にそれぞれ実施している。

大学教員の評価では、大学評価情報データベースに蓄積したデータを引用し、それに基づいて教育研究活動等の評価を行っている（別添資料 3-2-2-2 に別掲）。

第三者評価機関等による評価では、事業年度ごとに中期目標期間に係る業務に関し、計画の進捗状況を点検・評価し報告書を作成した後、国立大学法人評価委員会の評価を受け、評価結果とともにホームページに掲載し、公表している（資料 11-3-1-A）。特に、平成 16～19 事業年度における学部・研究科等の現況調査表の作成では、大学評価情報データベースに蓄積したデータを活用し、それに基づいて各部局の自己評価を行っている。

各部局等を対象にして実施したものでは、生物資源科学部において大学評価・学位授与機構による分野別教育評価を実施し、また、専門分野別の認証評価である法科大学院認証評価を実施し、評価結果をホームページに掲載している（資料 11-3-1-B）。

資料 11-3-1-A 中期目標期間中に係る業務の実績に関する報告書

業務に関する情報のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=179

(出典：島根大学のウェブサイト)

資料 11-3-1-B 部局別の外部評価結果

分野別教育評価のページ <http://www.shimane-u.ac.jp/web/hyouka/jiko.html>

法科大学院認証評価のページ <http://www.lawschool.shimane-u.ac.jp/school/hyoukahoukoku.pdf>

(出典：島根大学のウェブサイト)

別添資料 11-3-1-1 自己点検評価の実施状況

【分析結果とその根拠理由】

全学又は各部局の状況を分析し、大学の活動状況に関するデータや情報を基に組織の自己点検・評価を実施している。国立大学法人評価委員会の行う法人評価における業務実績、あるいは分野別の評価に関し、自己評価書及び評価結果を公表している。

なお、大学教員の個人評価を実施するに当たっては、大学評価情報データベースに必要な情報を教員自らが入力しているが、教員の負担軽減を考慮して業務の簡素化・省力化を図る必要がある。

観点 11-3-②：自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

本学では、法人として業務運営・財務内容等の状況、教育研究等の質の向上の状況に関する中期目標を掲げ、中期目標・中期計画の達成状況について国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

各事業年度において業務の実績に関する報告書を作成し、法人の中期目標・中期計画の進捗状況を国立大学法人評価委員会に報告するに当たり、15人中8人の学外有識者で構成する経営協議会の審議を経ている（別添資料 11-3-2-1）。

別添資料 11-3-2-1 経営協議会審議・報告要旨

【分析結果とその根拠理由】

全学の管理運営、業務改善等に係る自己点検評価及びその評価結果については、法人化以降は学外有識者である外部委員を含む経営協議会での審議を通じて検証がなされている。また、大学評価評議会（平成 17 年設置）の構成員に学外理事を入れて本学の大学評価の基本方針を審議している。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-3-③：評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に対する評価結果を役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するとともに、学内広報誌（ニュースレター）を通じて学内関係者に周知し、また、ホームページに掲載し、広く公表している（資料 11-3-3-A）。また、進捗状況についてさらなる取り組みが必要な事項（資料 11-3-3-B）については、担当理事の下、検討を行い、それぞれの課題に対応している（別添資料 11-3-3-1）。

資料 11-3-3-A 評価結果のフィードバック状況

評価に関する情報のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=181

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料 11-3-3-B 管理運営上の業務に関する評価結果「抜粋」

平成 18 年度 実績評価	評価者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑な教員の個人評価が実施できるよう、個人評価の目的、内容、方法について各部局長等約30名を対象とした評価者研修会が実施されている。なお、評価結果の給与・賞与等への反映について、併せて検討することが期待される。
平成 19 年度 実績評価	財政基盤を強化するため、「島根大学支援基金」を創設し、役員及び教職員を対象に募金を開始している。なお、今後、募集対象範囲の拡大を検討することが期待される。
平成 19 年度 実績評価	遠隔医療や遠隔教育の体制整備を進めており、卒後臨床研究センターの充実等の体制整備や地域との共同研究、先端的医療の推進に努めている。また、集学的のがん診療や栄養サポートチームにおける活動や診療科再編も行われており、経費節減への取組や各種認証の取得にも積極的である。今後、初診紹介患者予約システムの整備や戦略企画室の活動、院内S P Dの導入等の計画を着実に進めるとともに、病院運営の更なる活性化を図りアクティビティを高めるために、運営充実に向けた更なる取組が期待される。
平成 19 年度 実績評価	男女共同参画の推進について、講演会の開催、女性研究者を増やすための方策に関するアンケートの実施、平成20年度科学技術振興調整費(女性研究者支援モデル育成事業)に取り組んでおり、女性教員数は87名(対前年度比3名増)、女性教員比率は12.6%(対前年度比0.1%増)となっている。今後、適正な数値目標の実現に向けた取組が期待される。
平成 19 年度 実績評価	中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質を確保しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。
平成 19 年度 実績評価	地域医療に貢献できる医療人の育成を目指し、地域医教育学講座の設置、海外研修、指導講習会等、様々な取組を実施し、質の高い医療人育成に努めている。また、腫瘍センター2部門を設置し、がん専門医療従事者の育成やがん診療を実施し、がん医療の水準の向上に努めている。今後、医師や看護師の確保等医療スタッフの確保に努力するとともに、収支状況の改善に向けたさらなる取組が期待される。

(出典:中期目標期間における業務に関する実績報告書)

別添資料 11-3-3-1 管理運営上の業務に関する検討・取組状況

【分析結果とその根拠理由】

評価結果により明らかになった問題点を担当理事の下で組織的に対応し、すみやかに改善する体制をとっている。管理運営の改善あるいは教育研究の質の向上に資するうえで期待される事項に対し、本学の特徴を伸ばす観点から実現に向け積極的に取り組んでいる。以上のことから、本観点を満たしている。

観点 11-3-④: 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育研究活動について作成した学術情報等を収集し、蓄積・保存した電子データをインターネットを介して学内外に公開するシステムを構築している。

また、本学で取り組んでいる実績ある研究を社会にわかり易く紹介するため、冊子「島根大学お宝研究（特色ある島根大学の研究紹介）」を作成・配布しているほか、産業界と共同して実用化を目指す研究内容を紹介するため、研究シーズ集を作成・配布するとともに、本学のホームページに掲載し、広く社会に公表している（資料 11-3-4-A）。

文部科学省教育改革支援プログラムを中心としたプロジェクト型の教育・研究事業の取り組みと進捗状況を本学のホームページに掲載し、広く社会に公表している（資料 11-3-4-B）。

広報担当の副学長による定例の記者会見を毎月 1 回実施し、教育、研究、医療に関する話題の提供、学生の活動状況等の情報発信を行い、その発表内容を別途本学ホームページに掲載し公表している（資料 11-3-4-C）。

その他、本学と地域との相互理解を深める目的で、地域に本学の情報を発信する広報誌を発行している（別添資料 11-3-4-1）。

資料 11-3-4-A 教育研究活動の公表状況

島根大学学術情報リポジトリのページ <http://www.lib.shimane-u.ac.jp/0/collection/repo/>

特色ある島根大学の研究紹介のページ <http://www.shimane-u.ac.jp/web/treasure/treasure.htm>

研究シーズ集のページ <http://www.crc.shimane-u.ac.jp/res-pr/seeds02/home.htm>

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料 11-3-4-B プロジェクト事業の公表状況

大学改革への取組（G P）のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=144&Itemid=86

（出典：島根大学のウェブサイト）

資料 11-3-4-C 定例記者会見における発表資料

定例記者会見資料のページ http://www.shimane-u.ac.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=253&Itemid=33

（出典：島根大学のウェブサイト）

別添資料 11-3-4-1 島根大学広報誌（広報しまだい）

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページに教育研究活動に関する情報を掲載しており、学外からも簡便な手段でアクセスが可能である。また、定例記者会見では記者からの質疑応答によって発信する内容の補足も行い、かつ、記者発表内容を別途本学のホームページに掲載し公表していることから、情報発信に効果的な手段を用いて積極的に活動状況等を広く周知できている。現在、入試情報の提供サービスの一環として入試情報を掲載している本学ホームページは情報発信の手段として有用であり、入試に関する情報は、教育、研究の活動とともに非常に重要なものと位置づけている。以上のことから、本観点を満たしている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 国立大学法人法に基づき設置した役員会、経営協議会及び教育研究評議会のほか、学内の意思決定を円滑に行うため常任理事・副学長懇談会及び部局連絡協議会を学長が開催している。
- 構成員の意見を大学運営に反映させるため教員、事務職員、学生等を対象に学長が主催するキャンパスミーティングを実施している。構成員の意見を踏まえ、教員が主体的に研究に専念できる制度、あるいは活性化のために若手教員を支援する制度を導入している。また、学生の要望等を反映させて施設の改修やキャンパス環境を整備している。

- 大学教員のほか、一般職員、医療職員及び附属学校教員に対する本学独自の個人評価に関する規則を制定し、教育研究活動等の質の向上、または職務の向上を図ることを目的にそれぞれ個人評価を実施している。

【改善を要する点】

- 様々な組織評価に対応するために、また、本学が独自に行っている個人評価を行うために構築している大学情報データベースの登録・管理業務のさらなる簡素化・省力化を図ることが必要で、現行のシステムの更新（島根大学評価情報データベースシステム「仮称」の導入）に向けた検討を行っている。
- 受験生向け広報誌の発行、本学ホームページでの受験生向けのサイトで入試関連の事項を含めた情報発信をしているところであるが、今後さらに内容の充実に努める必要性が高いことから、特に、受験生をターゲットにした広報のあり方について検討を行っている。

（3）基準 11 の自己評価の概要

学長のリーダーシップの下、各理事の責任を明確にし、事務組織に必要な人員を配して大学の管理運営を遂行する体制を整備している。

管理運営のための組織として役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置して重要事項の審議をしているほか、常任理事・副学長懇談会や部局連絡協議会を開催して意思決定の過程での情報の共有化を図っている。その他、想定する危機レベルに応じた危機管理の体制や公正な業務運営を維持するため不正防止に向けた体制を学内に整備している。

構成員の意見を大学運営に反映させるための学長によるキャンパスミーティングや学外からの意見を聴く会議、協議会、意見交換会を通じて寄せられた意見・要望から優先順位を付けて順次実現するなど、学内外の各層からのニーズを管理運営に反映させるよう取り組んでいる。

国立大学法人法に基づき 2 人の監事を置き、大学運営全般にわたって業務の監査を適切に実施しており、運営上の妥当性について意見・助言を行うことで監事の機能を果たしている。

島根大学憲章には、管理運営に関する目標を掲げ、また、学内の各種会議において意思決定に関わる委員の構成及び責務と権限を規則に明記し、審議内容を公表するなど運営の透明化を図っている。

学長直属の組織の総合企画室及び評価室を置き、企画立案機能の強化と組織評価・個人評価への対応を行っている。

大学の活動の総合的な状況について、組織評価を実施している。また、個人評価を制度化しており、特に、大学教員については、教員個人のデータを用いた個人評価を実施し、処遇にも反映している。

本学の教育研究活動の状況や成果に関する情報をわかり易く紹介するため印刷物やホームページを通じて広く社会に発表している。また、定例の記者会見を実施するとともに発表内容をホームページに掲載するなど大学のあらゆる活動や話題を提供する機会を設けている。